

労働統研

クォータリー

1991年3月

● 国際政治経済の動向と日本の位置

―湾岸戦争はなにをもたらすか―

特集 現代日本の生活と労働者

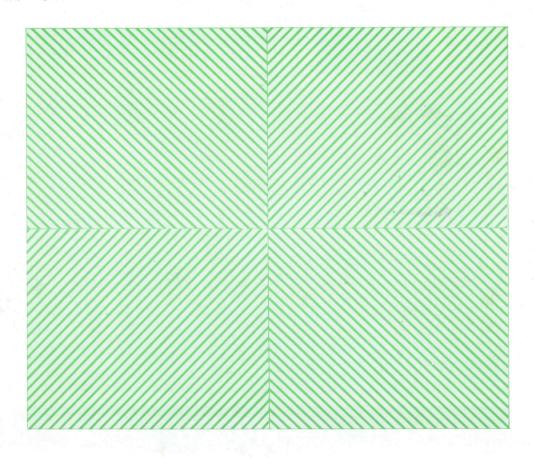
現代日本における生活保障要求「働き過ぎ」の歯止めへの一提言 住宅問題の今日的課題

- ●失対制度「廃止」の攻撃と労働者の闘い
- ■国際 · 国内動向

米田康彦







労働総研クォータリー

第2号 (1991年3月)

—— 目 次 ——



	•	国際政治経済の劉问と日本の位直		
		一 湾岸戦争はなにをもたらすか — *田康	彦 1	
特 集	•	現代日本の生活と労働者		
		■現代日本における生活保障要求 大木一	訓 19	
		■「働き過ぎ」の歯止めへの一提言		
		一 第3回過労死を考える集いでの問題提起から 一 伊藤セ	ッ 27	
		■住宅問題の今日的課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	浩 36	
	•	失対制度「廃止」の攻撃と労働者の闘い		
		一 新たな「高齢者闘争」に向けて — 江口英	- 44	
国際・国内動向	•	■国鉄闘争をめぐる国際連帯		
		- 民営化反対は世界の労働組合の重要課題 加藤益	雄 53	
		■海外の保育事情 中田照	子 57	
		■日本の外国人労働者政策と, 国連における		
		新マイグラント条約の採択 永山利	和 61	
		■EC統合問題とフランス労働総同盟 小森良	夫 64	
		■「日経連・労働問題研究委員会報告」批判 高木督	夫 67	
		■教育条件改善の闘いに関連して 平田耕	資 70	
プロジェクト 研究部会報告	•	「規制緩和問題と経済民主主義」プロジェクト 角瀬保	雄 74	
書評	•	R・ビーン編著『国際労働統計』		
		一 手引きと最近の動向 一 山田	頁 76	
		高橋祐吉著『企業社会と労働者』		
		労働科学研究所出版部, 1990年11月 内山哲	朗 79	
新刊紹介	•	藤本武著『国際比較 日本の労働者		
		- 賃金・労働時間と労働組合 - 』 三富紀	敬 82	
		行財政総合研編『外国人労働者の人権 』 松林和	夫 82	
		レスター・R・ブラウン編著		
		ワールドウォッチ『地球白書』′90~′91 黒川俊	雄 83	
		大西勝明•大橋英五著		
		『日立・車芝 一 ハイテク摩擦に直面する雷機メーカー』 加藤佐	治 84	

ラに なに な も から で か

1. 日本経済への湾岸戦争の影響

イ 湾岸戦争の性格とその政治的意味

(j) アメリカの新しい世界戦略

現在の政治・経済情勢を考える上で、第2次世界大戦以来の大規模な戦闘となったこの湾岸戦争の影響を無視することはとうていできない。この分析もしたがって湾岸戦争から始めることにしよう。

この戦争の出発点が、イラクのフセイン大統 領の乱暴なクウェート侵略にあり、したがって イラクのクウェートからの無条件撤退が問題解 決の前提条件であることはいうまでもない。

しかしまたアメリカが、イラクへの経済的制 裁措置の有効性(CIA報告でも確認されてい た)を評価せずに、問題の平和的解決の方向を 取らずに軍事的冒険の途を選んだことが、問題 の正しい解決にきわめて困難な条件をくわえる ことになった。アメリカは極めて早期に多国籍 軍展開をはかり、国連が多国籍軍の軍事的行動 を容認することを迫り、フランスやソヴィエト の和平提案に反対して軍事的「勝利」をかちと った。

こうした方法を選択したアメリカの政治的意図はどこにあるのか。それはアメリカのグローバルな新外交路線・「世界戦略」の一環として捉える必要がある。

ソヴィエトが「新思考」外交に見られるように米ソ協調路線を歩むという。国際政治の枠組の基本的な編成替えが起こっている。この下でアメリカは新しい「国際的憲兵」としての役割を誇示し、世界の「新経済秩序」を自分のリードのもとに作ろうとしている。そのエネルギー基盤としてクウェートのみならず中東全域での石油権益の擁護と強化、これへの反抗者イラ

米田康彦

クの徹底的弱体化が目標となっている。こうしたアメリカの「世界戦略」に協力するかどうかが、アメリカが他の諸国に提起した外交的「踏絵」である。

(ii) 泥沼に踏み込んだアメリカ

だがそうしたアメリカの主観的意図にもかかわらず、こうした軍事的選択によってアメリカはヴェトナム侵略にひきつづく、新しい政治的・経済的泥沼に踏み込んだ。まず戦費を外国にあおぐというのは、アメリカ軍隊が「傭い兵」になったということである。ただし戦費を支出させながら、その使途についての発言権を与えないというのは、すでに経済面で試し済みの「国際収支黒字国責任論」以来の横車であるが、それはやはりアメリカの経済面での弱さの表現でしかない。また、戦争そのものがアメリカ経済と世界経済に与える影響は決してブラスといえず、かえってマイナス面が大きい。

それらに加えて、戦後の中東問題にアメリカ が参入せざるをえなくなったことがあげられる。 今回の湾岸戦争を契機として、アラブ問題とパ レスチナ問題との不可分な関連が、アラブ民族 さらにはイスラム世界全体の大衆的レベルで以 前にもまして強く意識されるようになった。そ してそうした民族意識の高揚が、ヨルダンの情 勢に典型的に見られるように, アラブ世界の中 で王制批判に連動するようになった。それは, アラブ世界の貧富の絶大な格差の存在と結びつ いている。戦争そのものがこうした問題を解決 するわけではない。したがってアメリカは戦後 に引き継がれるこうした中東問題の「解決」に 乗り出さざるをえない。しかも「世界戦略」の 狙いからしても、現に行なっているイスラエル 擁護と、 イラクのフセイン政権に対する軍事的 政治的破壊の行動からしても、アラブ人民の 敵対者として登場することになるからである。

(iii) 追随する日本政府への闘い

日本政府がこうしたアメリカの路線に無批判的に追随して、90億ドルの戦費を拠出し、頼まれもせぬ自衛隊機派遣を決定するのは、きわめて多くの点で問題がある。それは日本国憲法が時代を先取りして規定した「国際紛争解決の手段として戦争に訴えない」という理念からしても、また歳出の使途について必要な詳細な説明を省いた手続きからしてもそうである。また同時にその政治的効果という側面からしても、クウェート問題の解決は平和的に行なってこそ展望がでてくるし、戦費負担によるアメリカの世界戦略への追随がもたらす結果は、新しい紛争の種をまくに過ぎない。

アメリカとそれに追随する日本政府を批判し、 平和を求める運動を強めることが重要となって いる。反戦・平和の闘いと国民・労働者の生活 要求の闘いの結合が春闘の中で行なわれなけれ ばならない。サウジアラビア、クウェートを別 とすれば、アメリカと並んで多くの戦費を負担 している日本での運動は、国際的に見ても重要 な意味を持っている。

ここでは以後, 主として経済的側面に限定して分析を行なうが, 以上に述べたような政治的枠組は基本的に念頭に置かれる必要がある。

ロ 日本経済への直接的影響

(i) 原油·戦費負担·貿易

戦争は日本経済にどのような経路をとって影響を与えるのか。日本経済は世界経済、特にアメリカ経済と深くかかわっているので、湾岸戦争が日本経済に直接与える影響だけを考慮するのでは全面的な分析にならない。この項目では戦争が直接日本経済に与える影響、特に原油価格・戦費拠出・貿易動向について検討し、次の項目でこの戦争がアメリカ経済に与える影響、

<第2号・訂正>

本文3ページに以下のような誤植がありましたので、訂正します。

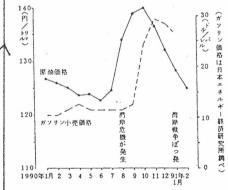
そしてそれを媒介にして日本経済がこうむる変化を問題とする。

まず原油および石油製品価格だが、原油価格は湾岸危機発生直後には高騰(期近のWTI価格で90年10月に1パーレル35.92ドル)したが現在は非常に安定(91年2月に21.92ドル)している(ドバイ原油価格の例は図表1参照)。それはクウェート原油の減産分をサウジその他の国が増産することでカバーし、他方フェリカの景気後退もあって原油需要が停滞しているからである。これに対して石油製品価格は同じ図表のガソリン価格にも見られるように高止まりしている。この原因は「ジェット燃料需要と石油精製能力不足」(日経2/11)のためといわれる。

悪化するといった「石油ショック」的状況にはない。

(図表1)

中東産ドバイ原油の月別平均価格とガソリンの 全国平均小売価格の推移



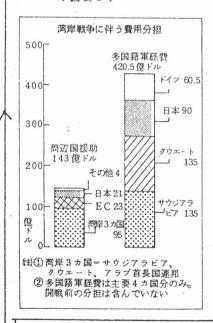
当初考えられた、湾岸戦争によって原油価格が50~70ドルにまで高騰するという事態にはなっていない。原油価格上昇が物価全般を押し上げる、また輸入額増大によって貿易収支が

第2に問題となるのは貿易ないし資本輸出への影響であるが、日本にとっての重要な貿易相手国はアメリカおよびアジア諸国である。中東諸国は原油輸入先であるということで決定的意義を持っているが、そのことを別にすれば、各種のブラント輸出、いくつかの業種にとっての重要な製品輸出相手先であるにせよ、総体としての日本経済にとっては比較的関係の小さい地域に属する。

第3の問題は戦費負担である。湾岸戦争にと もなう費用としては、すでに周辺国援助21億 ドルが支出された。現在91年度補正予算で問 題となっているのはそれにつづく90億ドルの 戦費負担(図表2)である。

るウエイトを考えてみよう。90億ドルは国家

(図表2)



まずこの負担が、日本経済にとってもってい

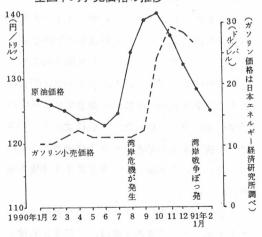
そしてそれを媒介にして日本経済がこうむる変 化を問題とする。

まず原油および石油製品価格だが、原油価格は湾岸危機発生直後には高騰(期近のWTI価格で90年10月に1バーレル35.92ドル)したが現在は非常に安定(91年2月に21.92ドル)している(ドバイ原油価格の例は図表1参照)。それは20カート原油の減産分をサウジその他の国が増産することでカバーし、他方アメリカの景気後退もあって原油需要が停滞しているからである。これに対して石油製品価格は同じ図表のガソリン価格にも見られるように高止まりしている。この原因は「ジェット燃料需要と石油精製能力不足」(日経211)のためといわれる。

悪化するといった「石油ショック」的状況にはない。

(図表1)

中東産ドバイ原油の月別平均価格とガソリンの 全国平均小売価格の推移



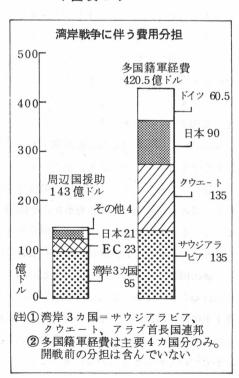
当初考えられた、湾岸戦争によって原油価格が $50\sim70$ ドルにまで高騰するという事態にはなっていない。原油価格上昇が物価全般を押し上げる、また輸入額増大によって貿易収支が

第2に問題となるのは貿易ないし資本輸出への影響であるが、日本にとっての重要な貿易相手国はアメリカおよびアジア諸国である。中東諸国は原油輸入先であるということで決定的意義を持っているが、そのことを別にすれば、各種のプラント輸出、いくつかの業種にとっての重要な製品輸出相手先であるにせよ、総体としての日本経済にとっては比較的関係の小さい地域に属する。

第3の問題は戦費負担である。湾岸戦争にともなう費用としては、すでに周辺国援助21億ドルが支出された。現在91年度補正予算で問題となっているのはそれにつづく90億ドルの戦費負担(図表2)である。

るウエイトを考えてみよう。90億ドルは国家

(図表2)



まずこの負担が、日本経済にとってもってい

財政から支出され、海外=アメリカその他の諸国に贈与される。これだけの購買力が海外に流出するのだからそれだけ成長率低下要因になる。もっとも国民所得総額に占める割合は0.32%であって、そう高いとはいえない(日興リサーチセンターも、増税による場合には成長率をほぼ0.3%低下させる、と予測)。

けれどもアメリカからすでに示唆されているように、日本政府が湾岸諸国の経済復興援助資金として21億ドルを支出する、あるいはOD A (政府開発援助)の倍額への引上げ(現在年額約 $90\sim100$ 億ドル)などが問題となっている。

これらすべてでないとしてもかなりの額が湾 岸地域向けに支出されると、経常収支黒字 (1990年〈予想〉で360億ドル)は大幅 に減少することになる。これまでのわが国のO DA支出(贈与が少なく、また日本企業を通じ て日本に資金が回流することが批判の的となっ ていた)と違って湾岸地域については、アメリ カが復興需要の圧倒的部分を受注し、したがっ て日本企業の入る余地がないからである。

(ii) 負担するのはだれか?

次に問題となるのはこれだけの額をだれが負担するのかということである。すでに国会で、90億ドル=約1・兆1千7百億円の財政支出に見合う歳入=財源をどこに求めるか、が問題となっている。この負担は、当面短期国債を発行するとともに最終的負担は法人税、石油税増税と、歳出削減・予備費・税外収入などの間で分けられることになる。伝えられる所では、防衛費1千億円の削減は、後年度負担から行なわれ、しかも大蔵省と防衛庁の間で後の復活の話し合いまでついているそうである。まったくマヤカシという他はない。

負担が増税による場合には、家計あるい

は企業によって負担される。間接税である石油税の場合には、納税者は石油販売業者であっても、税負担は消費者に転嫁される。また直接税である法人税増税は企業収益を悪化させる(ただし製品価格に転嫁されると消費者の負担になる)。また歳出削減や税外収入による場合には、国民からの追加徴収はないが、結局この負担がなければ可能であった各種の公共サービスが失われることになる(ついでながら公務員の賃金抑制によって支出するというのはまったくの筋違いである)。

負担問題については、もし追加徴収があれば 消費税の増額によって賄うべきだ、と経団連会 長がすでに明言している。ここに示されている ように、消費者としての国民に負担がシワ寄せ される可能性が大きい。

(iii) 「第1次オイル・ショック」と74春闘の 教訓

このことを考える時に、「第1次石油ショック」(1973年秋以降)の際の、原油価格の高騰をだれが負担するかをめぐって行なわれた闘いが参考となる。第1次石油ショックの際、日本の労働者階級は、狂乱物価から国民生活を護ることを目標としたインフレ共闘をつくるなど統一戦線的な闘争を組み、政治的国民的高揚の中で、74春闘では闘いを通じて32.6%の賃金引上げをかち取った。これによって、石油価格高騰による生活水準引き下げを許すことはできないという労働者の切実な要求を実現させた。

その経済的効果は、企業がこの負担をになうことであった。日本の企業は、「第1次石油ショック」の後、大幅な減益に見舞われた。これを救済するために政府が赤字国債発行による公共投資増額を行なったが企業は設備投資を手控え、その結果不況(成長率低下)に陥った。

これに対する反撃が日経連「大型賃上げの行方研究委員会」,後の「労働問題研究委員会」を軸とする賃金抑制・労働運動の右翼的再編の策動として具体化された。こうして労働者階級の獲得した成果は年々奪われ、70年代後半にはふたたび企業利益は史上最高水準を記録するに至る。「第2次石油ショック」(1978年末から79年)の際には、日本経済が「受けたショックは軽微」といわれた。

後に再度触れることだが、国際的な事件が日本の国内経済に影響を及ぼす時に、その影響は立場によって、大きく異なるということである。企業、特に大企業にとっての意義と、国民・消費者にとって、あるいは労働者にとっての意義との二つは同一ではなく、逆にそこにおいても利害の対立が顕わになる。だれにとっても同じ利害を現わす抽象的な「日本経済」なるものは存在しない。

以上から言えることは、湾岸戦争の日本経済に対する直接的影響はさほど大きくない、ということである。しかしこのことはこの戦争が経済的に見た場合、「対岸の火事」であってその影響は大きくない、ということではない。むしろ問題は次の間接的影響にある。

ハ 湾岸戦争をめぐるアメリカ経済の動向 と日本経済

(i) 戦争前の予想は景気後退の深刻化

湾岸戦争の影響は、それがアメリカ経済に与える作用を仲立ちにして、間接的に日本に伝達されてくる。これが無視できない理由は、第1にアメリカ経済が湾岸戦争によって大きく左右される微妙な状況にあるからであり、第2に日本経済の動向を基本的に左右している要因がアメリカ経済であるからである。

まず第1の点を見よう。すでに湾岸危機が始

まる昨年8月の直前から、アメリカ経済の景気 後退の兆しは現われていた。そうした状況の中 で湾岸危機が戦争にまで至れば、アメリカ経済 に次のような複雑な影響を与えると、当時考え られていた。

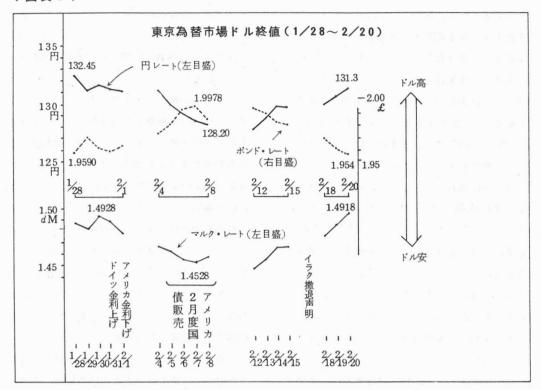
第1に原油輸入国であるアメリカにとって、 予想される原油価格上昇は実質所得の減退と経常収支赤字の増大をもたらし、起こり始めた景気後退を加速化・長期化するだろう。第2に、戦費の増大は財政赤字をさらに拡大し、国内的には金融逼迫(フィナンシャル・クランチ)を、また国際的にはアメリカの対外債務増大をもたらすだろう。景気後退を緩やかなものにするために、金利を引き下げるならば、国際的金利格差のためにアメリカに投資されている短期資金が引き揚げられ、ドル暴落の可能性がある。また同時に原油価格上昇や財政赤字の増大はインフレ傾向を引き起こし、それは景気後退を短期にとどめるための金利引き下げを困難にする。

これに対して、こうした景気に悪影響を及ぼ す作用と逆に、戦費支出は緊急緩和で市場を失 っていた軍需産業を活気づかせ、景気を上向か せる作用をもつ、という見解も示された。しか しこうした影響を総合的に見れば、湾岸戦争は アメリカの景気にマイナスの影響をもたらす、 というのが大方の意見であったといえよう。

(三) 株式市場の活況と超楽観論の登場

ところが現実には、原油価格は先にも述べたように一時的に上昇したがその後はかえって低下・安定という状況である。また戦費もアメリカの負担額は全体の20%であり、それほど大きな額には達していない。また実際の戦闘開始後に景気刺激のために連邦準備制度は金利引き下げに踏み切ったが、ほとんど同時に起こったドイツの金利引き上げにもかかわらず、ドルは比較的安定している(図表3)。また2月度の

(図表3)



国債発行(345億ドル)に際しても外国顧客・国内顧客を問わず積極的に応礼し、市場金利が低下傾向を示すという好調ぶりだった。また久しく低迷していたニューヨーク株式市場が活気を取り戻した(ダウ平均2,800ドル台回復)。地上戦終了後も事態は同じように見える。ドル相場は強含みである。

こうしてフェルドシュタインのような「超楽観論」が現われる(日経2月14日)ことになる。彼は、軍需生産の増加が新規雇用を生み出し景気を刺激するとし、原油価格の安定(多国籍軍の優位がそれの背後にある)と、同盟国の戦費負担がアメリカにとっての負担を軽減していると主張する。

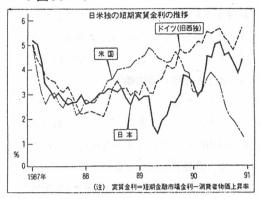
(iii) 基調としての不況

だが果たしてそうだろうか。原油価格については既に触れた。その他の点について見よう。

表面的な成功の蔭で事態は問題を拡大する方向 で進行しているというのが事実ではないのか。

一,二の例を挙げてみよう。確かに2月度の国債発行は成功した。しかし実質的には、国債入札は先行き金利低下観測にもとづく短期的な売買用が中心だった。国際資金がアメリカから各国国内市場に還流するという基本傾向は変わっていない。ドイツでも日本でも国内需要に対応する方向ははっきりでているといってよい。それは各国の金利格差が明瞭になってきたからである(図表4)。また92年度予算教書(2月4日発表)によれば92年度財政赤字は2,809億ドル,95年度に至ってようやくほぼバランス(議会予算局の推計ではその95年度ですら570億ドルの赤字)するという見通しである。しかもこの計画は湾岸戦争の見通しについては明確にせず、経済成長率について予想

(図表4)



されるよりも高い率を見込むことによって算出 されたものである(図表5,6参照)。戦費の 国際的負担は、アメリカの追加的財政支出を削 減するが、こうした財政状況と1ヶタ違う数字

である。

このような状況であれば、財政政策による景気刺激策が採用できない状態に変化はないし、また金融政策についても財政政策抜きで金融緩和を行なうことになれば、金利低下の幅を大きくせざるをえない。ところがそれは国際金利格差を拡大し、資金の国外流出に拍車を掛けるおそれが強い。

それでは民間経済の実体はどうか、といえば 引き続き企業倒産が高水準(特にここ数年もて はやされた企業合併<M&A>,殊にLBOに よる資金調達を重ねてきた企業について)であ り(図表7),ひきつづく貯蓄銀行の取り付け とならんで不安材料となっている。それに加え

(図表5)

米財政収支の実績と見通し

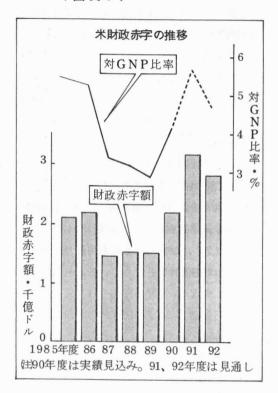
(単位億ドル, ▲は赤字)

年 度	歳 出	歳 入	財政収支	議会予算 局見通し
1 9 9 0	$1\ 2,5\ 17$	1 0,3 1 3	▲ 2,2 0 4	▲ 2,2 0 0
1 9 9 1	1 4,0 9 6	1 0,9 1 4	▲ 3,1 8 1	▲ 2,9 8 0
1 9 9 2	1 4,4 5 9	1 1,6 5 0	▲ 2,809	▲ 2,8 4 0
1 9 9 3	1 4,5 4 2	1 2,5 2 7	▲ 2,0 1 5	▲ 2,1 5 0
1 9 9 4	1 4,2 7 1	1 3,6 5 3	▲ 618	▲ 1,6 0 0
1 9 9 5	1 4,7 0 3	1 4,6 7 3	a 29	▲ 570
1 9 9 6	1 5,4 0 8	1 5,6 0 7	199	▲ 560
(注) 1	990年度は	実績. 199	1年度以降け	目涌1

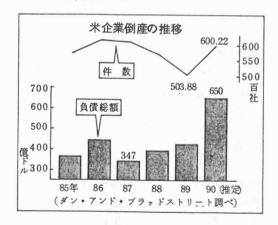
米政府の経済見通し

			(暦年,	年平均,	単位%,	▲はマイ	ナス)	
1	990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	
GNP (名 目)	5. 1	4.1	7.1	7.2	7.0	6.6	6.4	
GNP (実 質)	0.8	▲ 0.3	3.1	3.5	3.3	3.1	3.0	
GNPデフレーター	4.2	4.4	3.9	3.6	3.5	3.4	3.3	
消費者物価指数	5. 3	5. 2	4.0	3.7	3.5	3.4	3.3	
失 業 率	5. 4	6.7	6.6	6.2	5. 8	5. 4	5. 1	
3カ月物財務省証券金利	7.5	6.4	6.0	5. 8	5. 6	5. 4	5. 3	
10年物国債金利	8.5	7.5	7.2	6.8	6.6	6.4	6.3	

(図表6)



(図表7)



てアメリカの国民的産業ともいえる自動車産業 において、大幅な減産が発表になったこと (2 月14日付け各紙) は注目に値する。

こうして基本的にはアメリカ経済の動向は, 仮に戦費についての同盟国の負担が順調に支出 されるとした場合でも不況色を強めていかざる を得ないと考えられる。そしてこうしたアメリ カ経済の動向が、日本経済にどのようなインパ クトを与えるか、それこそが問題である。

(V) 輸出と国際投資に暗雲

年によって違うにしても日本の輸出の約35%,輸入の約20%が対アメリカであるように、商品取引関係において重要な位置を占めるだけでなく、直接資本輸出、証券投資の分野においても年ごとに日米経済が密接な関係を深めていることは今更いうまでもない(ここでは構造的連関でなく、景気変動的分析に限定している)。

アメリカの景気動向が日本経済に与える影響を仲立ちするチャンネルとして考えられるのは、大きくいって次の3つの分野である。第1は貿易。国際的商品・サービス取引である貿易の動向は、直接の日米貿易のみならず間接の、特に対アジア貿易をつうじても日本に影響を与える。

アメリカの財貨・サービス輸入の比重は国民総生産の9~11%程度であるが,70年代後半以降増大傾向があるとともに景気動向との相関度が高い。したがって,アメリカ経済の景気後退は,日本の対米輸出の,そしてまた同時に中南米諸国の対米輸出や,近年伸びているアジアNIESの対米輸出の低迷や減退を引き起こす可能性が強い。日本の対米輸出品目は機械・輸送用機器に圧倒的に集中しているから,アメリカ需要の変化は日本の基幹産業の景気動向に直接運動することになる。

第2の分野は、貿易と並ぶ国際取引である、 国際資本移動である。これも長期資本移動と短 期資本移動の両面から考える必要がある。

アメリカの不況は日本の対米企業進出にブレーキをかけることになる。しかし企業進出については,長期的な経営戦略も関連しており,景気の局面だけで判断されない要素もある。他方

証券投資や短期資金の移動については、国際金利格差(表面金利だけでなく、物価上昇率や為替相場とその変動予想)、資金調達、リスク評価も問題となる。大きくはファンダメンタルズの状況 — それも国際比較を含めた意味での — に制約されながらも短期的には投機的変動を繰り返す。

第3は、国際的経済政策である。すでに80 年代当初から日米間をはじめ国際経済摩擦が激化し、その推移と並行して国際経済協調が進められてきた。現在では、GATTでのあるいは二国間での関税交渉のような、貿易政策にかかわる協調のみならずマクロ経済政策協調や、さらに進んでは日米構造協議のように国内経済構造自体についての相互調整すら論議されている。アメリカの景気後退、あるいはさらに世界的な景気後退がこの経済政策の分野にどのような影響をもたらすと評価できるのか、これもまた検討の対象から除くわけにはいかない。

こうして見ると、アメリカの不況は日本の貿易、ことに輸出に大きな問題を投げかけるし、 海外投資あるいは国際経済協調にも新しい局面 を開く可能性が強いということになる。となる と問題はもう少し広い視野から改めて捉え直す ために、現在はじまっている不況の性格や、国 際的連関の諸特徴に少しでも触れておく必要が ある。そこで節を改めて、景気変動の特徴について述べることにしよう。

2. 景気変動に見る90年代

イ 景気後退とインフレーション、資金の 国際的逼迫の関連

(i) しのびよる世界同時不況

現在アメリカだけでなくヨーロッパ諸国でも 景気は後退しつつあり、そのためにアメリカの みならずイギリスなどでも中央銀行金利の引き下げが行なわれている。その例外はドイツおよび日本であり、ドイツは昨年10月の東ドイツ併合以後、活発な公的資金需要のために市中金利が上昇、これに対応して今年1月に金利引き上げに踏み切った。また日本は景気上昇局面で土地投機・株式投機などいわゆる「バブル」が拡大し、この抑制のためもあって昨年春以降引き締め政策を採用している(以上、前出図表4参照)。

この引き締め政策によって日本では株式投機が崩壊し(日経平均株価3万8千円水準から2万1~3千円水準への暴落),低金利による設備資金調達の途が閉ざされたことと,アメリカの景気後退予想もともなって,昨年末から景気後退の兆しが見えはじめている。このように見ると,若干の時期的ズレはあるが,現時点で世界的な景気後退の方向が展望されることになる(図表8参照)。

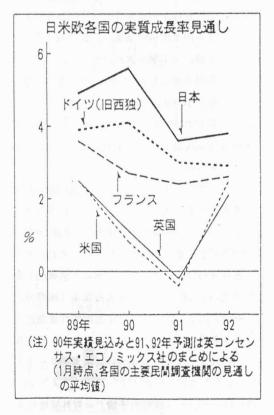
ところで、大まかに1970年代以降の景気 循環の性格を考えてみよう。70年代をスタグ フレーション (不況と物価上昇との同時併存, その世界的拡散)と特徴づけると、これに対し て80年代はレーガノミックス(「古典的」景 気対策→軍事的ケインズ主義政策+「国際協調」 の強要) によってアメリカが長期的な景気拡大 (1982年不況以降90年夏までの)を実現 し、それをつうじて世界的景気拡大をリードし た。しかしこのレーガノミックスはアメリカ経 済が持っていた「戦略的予備」=対外債権残高 を消耗し, 短期間に純債務を積み上げた。財政 赤字,貿易収支赤字も解消せず,長期にわたっ て維持することが不可能な政策だった。こうし た80年代と対比しての現在, すなわち90年 代初頭に見えてきた世界同時不況の可能性のも とでの景気循環の性格をどのように特徴づける

ことができるだろうか。

(ii) 国際金融市場の動向

現象的に見て明らかなことは、アメリカでも 日本でも、またドイツでも問題になっているように、景気後退が現実のものとなり、あるいは その恐れがある中で、金融当局が共通して不況 とインフレーション、あるいは不況と通貨価値 動揺(典型的にはドル暴落の可能性)とのジレ ンマに悩んでいるという構図である。この点か

(図表8)



らすれば、今後の世界景気の基調をなすものは 景気後退と物価上昇、つまり60年代にはじま り70年代に世界的猛威をふるったスタグフレ ーションの再来というように見える。そしてま た80年代に金融のグローバリゼイション・金 融の肥大化の一時期を経てきた現在、金融市場 には膨大な国際資金が滞留し、インフレーション再現の可能性にかなり高そうに見える。

と同時に他方では、湾岸地域の戦後復興に加えて89年の東欧の民主化以後これらの地域で「市場経済」の導入が具体的に展望され、特に東ドイツのドイツへの併合によって新たな資本主義市場が生まれて緊急に新投資が必要とされる、という新しい展開の中で、国際的資金の逼迫も問題となっている。あわせてソヴィエト経済が深刻な危機を迎える中で、経済的・金融的支援の必要性が指摘されている。またそれにとどまらず、アメリカについて見れば金融機関の資金貸し渋り(クレディット・クランチ)が問題になっており、連邦準備制度の金融緩和が要求されている。

ここで80年代に国際化し、肥大化した金融 市場の問題を少し検討しておこう。景気後退と 東欧・ソヴィエトへの新投資の要求という中で 生まれている, 資金過剰と資金逼迫というこの 両方の傾向は, 直接的に見れば互いに矛盾して いる。けれどもそれは外見的矛盾であるに過ぎ ない。事柄が市場経済=資本主義経済の原則に のっとって処理される限り,投資はそれが上げ る収益予想にもとづいて行われる。中期的に はともかく, また政府資金は別として, 当面の 東欧・ソヴィエト経済に対して大規模な投資を 行うという情勢にはない。当面資金逼迫がい われるとすれば, 公的な, つまり収益性を度外 視して行う(つまり東欧・ソヴィェトをより 資本主義経済の側に引き寄せるためのコストと しての) 資金についてである。そして中期的に 見た場合には東欧・ソヴィエトが投資市場とし て大きな意味を持つとしても, それは設備投資 あるいはそれに附随する運転資金投資であって. つまり長期資金需要である。

したがって, 東欧情勢は当面の金融情勢に関

連する限りでは、公的資金需要の増大をつうじて作用するだけである。資本主義世界経済の当面の資金需給状況は、この10年間を通じて一体化し巨大化した国際金融市場と、それと関連を持ちながらも相対的に別の論理で動く各国国内金融市場が複雑にからみあいながら変動している。

(iii) 少ないインフレ到来の可能性

ところで,巨大化した国際金融市場の資金が 商品への投機的需要を形成してインフレーショ ンを再来させるか、といえばそれには疑問があ る。第1に70年代に経験したように大規模な インフレーションは,経済問題であるにとどま らず社会問題・政治問題をひき起こす。発展途 上国のように, 先進資本主義諸国でインフレー ションが再来するようであれば政府危機の可能 性がある。したがって,中央銀行当局は「イン フレーションの芽」を摘む政策 ― 必要とあれ ば高金利政策 ― を採用する。またこの10年 間の経過を通じてハイリスク・ハイリターンの 金融商品が準備されている。そこに資金を投じ ている投機筋からみて,資金を金融市場から引 き上げて廻すほど, 商品市場は魅力的なところ ではなくなっている。

しかも「資金過剰」という時の資金の多くの部分は「架空資本」であって、まさにバブルに過ぎない。ある一定額の資金が存在してその資金量に対して投資先が不足するという「過剰」ではなく、借入れ資金コストと資金運用収入の「利輪」を目当てにして資金が調達される。そして典型的には国際為替市場取引に見られるように、投機的資金が頻繁に売買を繰り返す中で、取引高が膨れあがっている。したがって市場に大きな変調が来ると、バブルが崩壊し取引高も資金量も一挙に減少する。こうした過程はすでに1987年のブラックマンディに際しても、

また昨年前半の東京株式市場の崩落に際しても 見られたところである。

ただ,ブラックマンディにせよ東京株式市場の崩落にせよ,実体経済が上昇する中で起こった「金融恐慌」であり、したがって問題は金融内部のみに限定されていた。投機の最終的決着は実体経済の側で収益性が健全であるかどうか、あるいはその「見通し」の如何にかかわる。しかも実体経済の側での収益性の不安定は同時に資金回収の遅れ、追加資金需要の増大ともからんでいる。

したがってこれからの景気後退局面で、資金 過剰が部分的には不良債権の累積を抱えこんで 進行している中でバブル崩壊が起こるならば、 資金過剰は一転して資金不足が到来するととも に、その波及範囲は金融市場内部のみに限定さ れないことになる。

そうした状況を一部すでに示しているのが, アメリカの国内金融市場である。不動産投資, 石油業投資などの失敗と不良債権の累積,消費 者金融の拡大と自己破産の増大などを背景に銀 行業の倒産,貸し渋りが起こっている。これは 他の諸国が景気拡大から景気停滞への転換点に あるのと違ってアメリカがその次の景気局面, 景気停滞のために決済資金不足が顕在化した局 面に達したことを示している。

このように見てくると,90年代は景気後退と金融面でのバブル崩壊とが相乗作用を起こす可能性を秘めて事態が進行しているといえる。 こうした問題の推移を左右するのは実体面での景気後退の性格である。

ローアメリカの景気後退をどう読むか?

(i) 財政支出増は困難

前項で述べた問題も,アメリカ経済の景気後 退が比較的微弱で,あるいは早期にその転換点 に到達してふたたび上昇を開始するならば、杞憂に過ぎなくなる。ではその点はどう考えたら良いか。たとえばブッシュ大統領は早期に不況を脱出(アメリカ政府の経済見通しによれば経済成長率が91年は一0.3%とマイナス成長になるが、91年度からは3%台の順調な成長速度を取りもどすことになっている)するために、大規模な公共投資計画を発表した。しかし大方の見る所では年額2,000億ドルを超える財政赤字の下で、景気回復策としての大幅な財政支出は難しい。

(ii) 進むアメリカの「産業空洞化」

アメリカ経済は、80年代を通じて消費需要 の拡大(政府および民間)によって景気拡大を 遂げてきた。いくつかの産業部門は別として一 般的にはアメリカの製造業は国際競争力を失い、 この消費需要の増大に対応したのは主として外 国からの輸入。あるいはアメリカへ進出した外 国企業であった。アメリカは経済的に見れば, その世界金融センターとしての, また世界企業 の管理センターとしての機能を持ちつづけては いるが、生産拠点としての役割を他国に譲り渡 しつつある。いわゆる「産業空洞化」である。 アメリカ企業は国内に関する限り新投資によっ て生産性上昇をはかるよりも、 M&A, LBO などによって短期の企業収益を拡大する方向を 採用した。またレーガノミックスは「供給サイ ドの経済学」によって武装され, アメリカ企業 の生産力増大に寄与する. という触れこみとは 逆にこの「産業空洞化」過程を促進した。

(iii) 抜本的政策転換は不可能

現時点で、すなわち消費需要が停滞を深める中でアメリカの景気拡大を早期にもたらすためには、一方でこうした企業行動を転換させるような政策、他方で消費需要の停滞がなぜ生じたのかを解明しそれに対する政策を打ち出す必要

がある。財政再建と貿易収支赤字縮小・対外純 債務の削減などが緊急の課題となっている中で 解決を要請されるだけに、その現実化には多く の困難が伴うし、それに加えて企業と高所得者 擁護の現政策に多くの点で根本的な政策理念の 変更を求めるものとなろう。すなわちたとえば 短期利益・投機的利益を追求する企業の態度を 変更し、より低い予想投資利益率の下でも投資 を決意するようにすること、新税法の下で拡大 した所得格差を縮小し低所得者層を保護するこ となどである。

こうした政策転換を, 現時点でブッジュ政権に 求めることは不可能である。アメリカは当面し ている困難を, その国内政策の転換によって打 開するのでなく, 日本を初めとする外国(国際 収支黒字国)の政策変更を獲得することで打開 しようとすると思われる。それはアメリカ自ら が作りだした困難を他国に転嫁しようとするこ とを示している。

したがって問題はアメリカの要求する「国際 経済協調」に各国がどこまで応えるかどうか, そしてそのことが各国の内部にどのような問題 を生みだすことになるか,という局面に移る。 その推移の如何によってアメリカの,したがっ て世界の景気後退がどの程度の深さになり,ど の程度継続するかという動向が予測できること になる。

ハ 三階建ての日本経済

(i) 経済摩擦と経済協調

すでにふれたように、現在の「国際経済協調」は「国際経済摩擦」がそれだけ深刻であることの表現であり、それゆえにまたその領域も、伝統的な関税・貿易政策のらちを越えてマクロ政策協調、さらには構造政策にまで拡大している。

日本の支配層は, 関税・貿易政策においては

一方でGATTのウルグアイ・ラウンドで、他 方では各製品別の2国間交渉でアメリカの要求 を基本的に受け入れることで ― 農産物につい ても,オレンジや牛肉をめぐる交渉に示されたよ うに自由貿易化に原則賛成, 国内保護のための 一定の緩衝期間を置くという態度 ― またマク ロ政策協調や構造政策においても,「前川リポ ート」「新・前川リポート」に示されるように、 日本経済の「国際協調型経済構造」への編成替 えをうたい, さらに一昨年からの「日米構造協調 (structural impediment initiative) では公共投資総枠の国際公約化や, 大店法見直 し,独占禁止法強化などを約束した。財政・金 融政策の側面での協調はG5, G2などの協議 を通じて日常的に行なわれている。

だがそうしたアメリカ協調型の政策努力も、 日本国内の経済情勢, 諸階級の政治的配置の如 何によってはスムーズに行なわれるとは限らな い。それでは日本経済は現時点でどうなってい るのだろうか。ここでは循環的側面に限定して 考える。

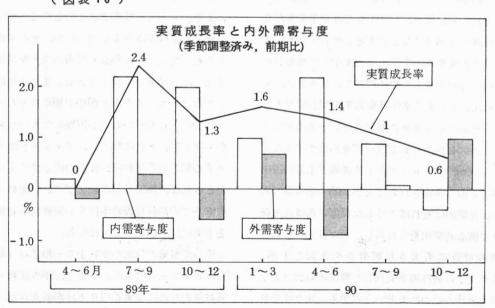
日本経済は、85年のプラザ合意を契機に円 の為替相場が急騰すると「円高不況」が危惧さ れた。輸出を行なっていた繊維・金属食品・陶 器その他の伝統産業・地場産業の多くは競争力 を失って転・廃業を余儀なくされた。また国内

(図表9)

(ii) 8 0年代日本の景気動向



(図表10)



の石炭産業は最終的に放棄され,失業問題が深 刻になった。

だが、加工組立産業はあいつぐME「合理化」・生産性向上によって競争力を維持し、さらには世界的水準を達成した。こうして86年度追加予算に盛られた4兆円の公共投資、日本銀行の低金利政策の効果も加わって87年度当初から景気は上昇しはじめ、消費・設備投資がともに拡大し順調な景気拡大局面を迎えることになった。その結果89年からは「人手不足」が問題になるほど、好景気が持続した。また低金利の下で、株式価格、地価が高騰し「バブル経済」が問題とされるようになった。この状況が転換するのは90年春の株式暴落、同年夏の湾岸危機以後のこと(図表9、10参照)である。

(ii) 長期の景気拡大を支えた技術革新と需要増

こうした長期の景気上昇を支えたものは,70 年代半ばから大企業が「減量経営」の中で再編 成した、劣悪な賃金・労働条件による搾取強化 を前提として、80年代初めから始まった「M E革命1,80年代半ばからの「情報革命」と いわれる技術革新がある。アメリカで最初に開 発された新技術が, アメリカでは軍事産業およ び金融・事務部門などに主として利用され,ア メリカの産業構造をサービス業中心に傾斜させ ていく方向を進んだのに対して, 日本では, 民 主面で、また製造業・非製造業を問わず導入さ れ、そのため全産業のME化という方向を取っ たこと, しかもそれが国内需要向けだけでなく アメリカ, ヨーロッパなど先進資本主義諸国市 場にも広く供給されたことが、基本的事情であ る。長期的に見ればこうした技術革新は日本経 済の構造的変化をもたらし、また日本経済の国 際的位置にも大きな影響を引き起こすが, 当面はこの新技術を装備した製品の輸出および 国内消費需要の拡大という点でも, また技術革

新を中軸とする設備投資の持続という点でも景 気上昇を力強い,長期的なものとするのに貢献 した。

この技術革新が80年代後半の景気上昇を支える基礎的・基本的事情だとすれば、それを基盤として一般的に拡大した消費および設備投資が、また企業の海外進出にともなう海外需要が大きく景気上昇を支えたといってよい。

(IV) バブルとその崩壊

そして景気の表層を形づくるものが、株式・土地価格高騰に代表されるような「バブルの膨張」によってもたらされた利益および所得の増大である。それは、含み資産価値の増大といった不安定なものも含めて消費および投資拡大に寄与した。また「東京一極集中」に示されるように、東京がニューヨークにならび、ロンドン(シティ)を越える世界金融センターに成長した(ただしその地位はなおニューヨークに規定される)ことも、このプロセスに拍車を掛けた。

景気の長期化がこの三層の構造によって支持されていたとすると、現在ではその内もっとも表層をなす「バブル」部分は消滅しつつあるといえる。もちろん株式価格そのものについては今後とも変動を繰り返すだろうが、その変動からこれまでのような利益・所得の増大を期待することは当面難しいからである。また土地については「土地ころがし」が不可能になったそのことで、不良資産の処理が困難になりつつあるからである。それに加えて、アメリカをはじめとする世界の景気動向が停滞の色を濃くすることとなれば、輸出の停滞およびそれと連動する国内外での設備投資の手控えが需要面から景気を下方に向かわせることになる。

そして景気の局面が現在より一段進行(現在のアメリカと似た局面)すると,不況緩和・景気刺激のためには金利引き下げが要求され,同

時に他方ではクレディット・クランチの発生により金利の下げ止まりという状況が現われる公 算が強い。

他方で同時に,「カローシ」を日常的に引き起こす過密・長時間労働に基盤を置いたME「合理化」体制が維持していることを見過ごしてはならない。それは日本資本主義の強さの秘密である。すなわちこれこそが日本の「豊かさ」をつくりだし,同時に労働者と国民が「真の豊かさとはなにか」という疑問をつねに持ち続けざるをえない現実の根源である。

3. 今問われているものは?

イ 激動期の世界・日本経済

(i) 日本財界の「生き残り」戦略の秘密

こう見てくると、90年代は社会主義圏だけ

でなく資本主義世界も大きく変化する激動の時期にあることが分かる。特に、80年代に日本経済は最先端の加工組立産業製品の輸出をつうじて、輸入依存の構造を作ったアメリカ経済の補完的役割を担ってきた。そのアメリカが、「マクロ政策協調」・「構造協議」などを通じてアメリカ商品・サービスを日本が輸入することを要求し、ODAに加えて今回の湾岸戦争戦費問題に示されるように、アメリカの世界支配コストの分担を要求することに対して、日本の支配層は全体として受け入れてきた。

その受け入れ方は、日本独占の中軸的産業である加工組立産業の国内外の市場を確保し、拡大することを基本とし、その代わりに中小企業と伝統産業分野、そして農業が保持する国内市場はアメリカに開放する、という戦略である。

こうした対応の仕方は「日米構造協議」での 「大店法」規制緩和受け入れと、他方での独占禁 止法強化への抵抗に典型的に示されている。そ の意味することは、アメリカ経済の直面する 矛盾の日本経済への転嫁を受け入れるが、自ら の利益を犠牲にすることは最大限回避する、そ の代わりにその矛盾をさらに国内の中小企業・ 農業・労働者と勤労市民に再度転嫁するという 姿勢である。

(ii) 「減量経営」・「右翼的再編」・「臨調行革」

ところでこうした戦略は、その出発点から見れば1970年代半ば以降の「減量経営」において示されていたものだった。金・ドル交換停止と原油価格高騰をキッカケに表面化した深刻な危機を乗り切るために、人べらし・大量首切り「合理化」=過密・長時間労働と賃金抑制を柱として利潤=内部留保と設備投資を拍車に掛けた。労働運動の右翼的再編は、こうした路線を現実のものとするためには欠かせないものだった。

そしてこの方向は、80年代初頭の「臨調行革」によってより一層強化される。社会保障費・教育費の削減、民間活力の導入をスローガンにした、公共産業からの公共性の剝奪・利潤至上主義の導入などである。すでにその時、「国際社会への貢献」がうたわれ、憲法改悪・自衛隊海外派兵の路線が展望されていた。だからこそこの路線が提起された当時に、「軍拡・臨調路線」と呼んできたのである。

こうした財界の基本路線の延長線上に、しかし一定の修正を加えたものが「前川リポート」である。というのは、この路線にもとづいて進められた日本経済の再編成は日本を極端な「輸出依存型」経済構造につくりかえるものであり、一方ではアジア諸国との矛盾を深め、他方では一財界にとってはより重要な問題として一アメリカとの関係でそのままでは維持できない性質のものだったからである。そこで提唱された「国際協調型」経済構造、「内需拡大型」経

済構造は、すでにふれたように「生産性の低い」 産業については海外からの輸入を増大させる (単純な国際分業論)という名目で日本の産業 構造を大きく変えようとしたのであった。「日 米構造協議」はこうした日本財界が提示した新 ・路線(「前川リポート」)にのっとって、そ の具体化をアメリカが要求したという側面もあ る。

(jji) 矛盾再転嫁の構造

このように見ると、現在の資本主義世界経済の重要な問題がアメリカ経済にあり、その抜本的な打開策が求められていながら、アメリカは自らの内部改革を行なうのでなく、矛盾を他国に転嫁する形での解決をはかろうとしているのは事実であるが、しかし同時にそのアメリカがこれまで取ってきた路線にピッタリと身を寄せ、その補完者として「経済大国」になってきたのが日本であることも忘れてはならない。そしてその「経済大国」ぶりは、「国」=財界の規模が大きく、豊かになっても、国民の生活は豊かになっていない。というよりも国民の生活を犠牲にすることによってはじめて「国」が豊かになる、という関係にあったといえよう。

しかも現時点で問われているのは、そうした 過去の延長線上ではことは済まない、というこ とである。というのはアメリカ経済の直面して いる困難が大きくなればなるほど、アメリカの 日本に対する要求もエスカレートしてくる関係 にある(湾岸戦争の戦費負担問題は、こうした 仕組みを鮮やかに示してくれた)。そして、ア メリカ経済が景気後退に直面し、かつそれは事 態の推移によっては金融面でのクラッシュをも 含むことも予想されるようなものだからである。 では、こうした時にわれわれにどういうことが 問われているのか。特にこの春闘の中で問題と なるのはどういうことか。それについて若干の 検討をしてみよう。

ロ 春闘の中で提起されている問題は?

(i) アメリカとの一体化を進める日本の支配層

すでに景気後退と減益を予想して,大手企業 (鉄鍋・自動車など)では賃上げ抑制論が経営 者側から出されている。また湾岸戦争の戦費負 担を理由にして,大幅賃上げなど問題にならな い,という論潮も出はじめている。

湾岸戦争での戦費負担については、それが現在問題となっている90億ドルにとどまるなら、かりにその経済的効果という限定された視野から見れば、日本経済にとってさほど大きな影響を与えるものではない。このことはすでに述べたことである。

しかし、それをさらに大きな視野から見るなら、自衛隊機の派遣問題(これは法律と政令の関係、立法府と行政府のあり方の変更を含む)とも合わせて事実上の湾岸戦争への参戦であって、乱暴な憲法違反であるとともに、財政法上の原則を無視したものでもある。こうした国家の基本的な政策転換 — 憲法原則にもかかわる — にあたっては、選挙によって国民の意思を問うのが当然の手続きといえる。

しかもそれにとどまらず,これは現在進められているアメリカの新しい世界戦略への荷担であり、運命共同体的一体化でもある。こうした態度は、経済面で日本の支配層が現在進めている路線 — 「減量経営」「臨調行革」「前川リポート」「日米構造協議」とたどってきた — と同一のものである。日本の支配層にとっては、政治・経済両面でのアメリカ路線へのこの追随の一方だけを選択して、他方を拒否するという余地は存在していない。

(ii) 日本経済再編成のポイント

こうした方向への同調が, 政治的にも日本の

将来の展望を失わせるとともに,経済的にも国 民の生活不安と困難とを一層増大させるもので あることも明らかになったといえよう。現在の 時点でクウェート問題の平和的解決を要求し, この地域に強大な影響力を確保しようとするア メリカの戦略に日本政府がどのような形でも荷 担しないように運動を進めることは,われわれ が自らの生活を守るという立場に立つ時,避け ることのできない問題となっている。

その上で,経済問題に限定して考えるならば, 現在日本経済が直面している景気局面の景気後 退への転換は,これまでのバブル経済の終了, アメリカをはじめとする世界経済の後退と,そ の中での輸出・海外生産の減退に連動している。

短期の収益性を求めて動く国際的資金の管理・統制が行なわれないと、世界的なバブルの破綻によって重大な事態が起こることも予想される。しかしこの点については注意を喚起するに止めて、それ以外の点について述べると、景気後退は企業の収益低下と、需要の停滞見通しによって企業が投資を手控えることによって全面化し、加速されていく。80年代後半に見られたような急速な経済拡大を今後にわたって維持することは困難であるとしても、これまでもいわれてきたように、消費需要の拡大によって景気後退を緩和し、軽微なものとすることは可能である。

この消費需要拡大の効果は、日本の経済構造がどのようなものであるか、によって違ってくる。もし「前川リポート」のスローガンであった「内需拡大型」経済構造が真の意味においてすでに確立されているならば、海外需要の減退は日本経済にとって小さな比重しかもだず、したがって消費需要拡大の効果は大きいといえよう。しかし、すでに見たように現実の日本経済では、基幹産業の海外市場依存度が高いために、消費需要拡大の効果はより小さいものになる。

(iii) 賃上げ・時短闘争の意義

この消費需要拡大を実現するために, 労働者 階級が大幅な賃金引き上げを獲得することが重 要な意味を持っている。と同時に、賃金引き上 げは企業にとっては利潤幅の削減を意味するか ら,企業側の投資行動にマイナスの影響を与え る可能性がある。それは一面では企業が,獲得 できる利潤率 (投資の期待利益率) が以前に比 べて下がるために投資を削減する可能性である。 もう一つは,企業の投資原資が収益低下のため に不足する可能性である。現時点でいえば後者 の問題は,長期の好況の後を受けてのことであ るのでさほど問題にはならない。前者の問題は, 企業経営者=資本家の意思決定のあり方にかか わる問題であり、労働者階級が、企業経営者の 獲得利潤率と投資判断の間の関係を変更させる ような実質的統制力を身につけていく必要があ る。

こうした点から見ても、賃上げ闘争は現代においては政治的課題とも結びつき、また経済運営全体に対してどのような展望を持つか、ということとも結びついて提起される必要があることが分かる。さらに、こうした問題のさらに根底に、現在の日本経済の運営がそうであるように経済の効率性だけを評価基準とするのか、という問題がある。経済成長率の高さではなく、わたしたちの生活がどのように暮らしやすく、安心できるものであるのか、ということを基準とした経済運営の方向を探る、という課題が現代の経済を考える時に重要な問題となっている。

くりかえしいえば、人間らしく生きる、というわたしたちの願いに全く対立するものとして、現在の日本資本主義が存在することである。 低賃金を、また過密・長時間労働を労働者に強制することで、「日本の豊かさ」つまり企業の膨大な内部留保と世界のトップをいく成長率を誇

る体制がつくられている。春闘にかかげられた 要求、大幅賃上げ・労働時間短縮をはじめとす る切実な要求は,人間としてのわたしたちの存 在に根ざしたものであると同時に、だからこそ

また日本経済の根本的再編成への出発点にもな っているのである。

(会員・中央大学教授)

大木一訓/伊藤欽次/金田豊/草島和幸編

東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651<代表>

青年部、婦人部だけでなく中高年部もある組合、パソコン通信 で活動家のネットワークを強化している組合――本巻は、内部 組織のあり方、活力ある運営方法など、職場組織のABCから 先進的な事例まで収めています。 A 5 判カバー・1500円(税込) 働組合/⑤労働組合を創る ▶最終回配本 8社会・文化活動に取り組む 4月中旬刊予定

▶既刊 ①就職・転職・失 職/2人間らしく働く/3 賃金とくらし/国福祉と労 / 6組合運働の新展開

●戦後最大の政治神話に挑戦する

藤原彰/粟屋憲太郎/吉田裕/山田朗著 宮中奥深く五人の側近を前にして、昭和天皇は 何を語ろうとしたのか。「独白録」に秘められた意図を縦横に論じる。46判・1340円(税込)

十五年戦争を思想・文化の深みからとらえなおす

三宅明正/若桑みどり編 作家,ジャーナリスト,芸術史家,歴史家など,さまざまな分 野の専門家が、自らの思想と学問の核心を、心をこめて語りかける。46判・2400円(税込)

特集・現代日本の生活と労働者

現代日本における生活保障要求

大木一訓

全労連は昨年7月の第3回定期大会で,「人間らしく働き,生活するため」の「全面的生活保障」の要求を掲げた。この要求は,「すべての労働者の生活実態にしっかり足を踏みしめてたたかいぬきたい」(大江洗議長)という決意の表明であると同時に,広範な勤労者の多様な生活要求を総体としてかちとっていく運動の構築を提起したものであろう。そこには,すぐれて今日的な生活と運動の性格が反映されていると考えられる。

1. 国際的課題としての「人間らしい労働と生活」

最近の『エコノミスト』誌(1991年2月12日号)に訳出・紹介された J. R. クロッティの一論文「記憶されるべき不平等の80年代」は、レーガンの登場とともに幕を開きブッシュによって引き継がれた10年間に、アメリカでは途方もない貧富と不平等の拡大がおしすすめられた、と書いている。80年代のアメリカ経済は「アメリカ史における平時で最も長期の景気拡大」をつづけ、企業家精神の再興をもたらしたと肯定的に評価されるが、実際にはそれは、負債によって資金調達された支出という馬鹿騒ぎ」によって生み出されたものであり、客観的にみたアメリカ経済のパフォーマンスはがっかりさせられるものであった。それだけではない。

彼はК. フィリップのベストセラー「貧富の経 済学」(Kevin Phillip, The Politics of Rich and Poor) を援用しながら, 「大多数のアメリカ国民が80年代にその経済 状態の停滞ないし悪化を経験したにもかかわら ず、最富裕の家族は戦後期に類例をみない経済 的高揚にあずかった」,「平均化された数字は, 大多数のアメリカ国民の実感を裏切る高いパフ ォーマンスを示してしまった」が、経済的社会 的不平等の拡大は「おそらく、1920年代を 別とすれば、アメリカ史のどの時期にも増して はなはだしいものであった」、と指摘している。 同様の事態は、サッチャーリズム下のイギリス でも生じている。たとえばイギリス社会構造の 変化にかんする最近の一著作(C. Hamnett, The Changing Social Structure -Restructuring Britain)は、80年代にお ける所得分配や貧富の状況変化を詳細に分析し て,こう結論づけている。イギリスでは1979 年以降の時期に,不平等拡大にむけての大きな 転換が現われた。80年代をつうじて政府はも はや不平等の広がりを緩和しようとしなかった ばかりか,かえってそれを促進した。「80年 代末までに、イギリスは疑いもなく40年代や 70年代にくらべいっそう両極化された社会と なった。この社会経済的な両極化は、富裕層が 増大する富の享受を謳歌する一方で, 貧困化の

特集・現代日本の生活と労働者

広がりと貧困層の所得減少がすすむという形を とった。この社会は、資産取引の繁栄とともに すすむホームレスの増大、クレジット・ブーム のなかでの債務問題の急増、異なる階層間・地 域間の生活水準格差の拡大によって特徴づけら れている」、と。

わが国の場合、80年代における所得・資産 変動や社会構造の変化にかんするトータルな研究はなお今後の課題であるが、事態の進行が上 にみたアメリカ、イギリスの場合と共通する特 徴をもって展開されてきたことは、周知の事実 である。わが国でも80年代には、国民所得の 大半が土地・不動産や株・債券などの騰貴によって呑みこまれてしまう「バブル経済」が形成 され、巨大企業や富裕層の所得・資産が信じられないほどの膨張をつづけたのに対して、大多 数の勤労者は、生活状態の悪化とさまざまな格 差拡大に苦しめられ、不安定就業層の膨張や社 会保障・社会福祉改悪のもとで、根源的な生活 不安に脅かされるようになった。

80年代における途方もない富の集中と貧困 化の広がりという過程が, どの程度の国際的普 遍性をもつものなのかについては, なお今後の 検討に待たなければならないとしても、その過 程が決してわが国に限られたものではないこと, 少なくともアメリカ, イギリスをふくむ先准資 本主義国に共通する過程として展開されてきた ことは明らかであろう。そうだとすれば、われ われが現代日本の「労働と生活」を問題とする 場合にも, それをこの国際的な共通性の角度か ら,現代資本主義のグローバルな蓄積過程との 関連で、分析し位置づけておく必要がある。そ れを土台として、わが国特有の諸特徴について もより鮮明な解析が可能になろう。労働組合運 動の見地からすれば、わが国「労働と生活」特 有の諸特徴や対外的影響の問題点を摘出すると

同時に、国際労働運動が共通して問題とすべき 生活過程の諸特徴や変化を摘出し、国際連帯強 化への条件を明らかにしていくことが重要にな る。「人間らしく働き生活する」ための課題は、 世界の労働者・勤労大衆とともに実現すべきも のだからである。

2. わが国生活過程の現局面

わが国の場合,「労働と生活」の不安定化・ 悪化の過程は,「ドル・ショック」とそれに続 く第一次「石油ショック」以来,すでに20年 近くもの長期にわたって展開してきている。こ れは,もはや一つの時代といってよい。

この「時代」は、いくつかの質的にことなる 時期をふくんでいる。(1)70年代後半の「減量 経営」による「合理化」と政治的社会的反動へ の転換の時期,(2)第二次「石油ショック」後の ME「合理化」と臨調路線登場の時期,(3)プラ ザ合意後の構造調整政策展開と多国籍企業化推 進の時期,(4)そして恐らくは、いま湾岸戦争を 転機としてはじまろうとしている米日グローバ ル安保体制展開の時期、がそれである。それぞ れの時期は,「合理化」の性格や形態について も政治的社会的な反動攻撃の内容についても異 なる特徴や力点をもっており、労働者の生活過 程を問題とする場合にも、それらの時期を画一 的に取り扱うわけにはいかない。しかし同時に 今日の「労働と生活」は、そうしたいくつかの 質的に異なる独占資本と支配層の攻撃展開をつ うじて,生活状態の不安定化・悪化がさまざま な方向と深さでつみ重ねられてきた結果として 存在している。

長期にわたる不安定化・悪化の過程は、すでにわが国「労働と生活」にいくつかの特徴的な刻印を付与してきていた。第一に、生活の持続的な不安定化・悪化自体が、いわば一つの「生

活様式の枠組」としてあらゆる生活領域に浸透し、それらを先行き不安と投機的対応で染めあげてきている。第二は、労働者・国民の生活過程が、アメリカの対外政策を中心とした国際情勢の動向に、いっそう大きく直接に左右されやすい体質をもつようになった。第三に、不安定化・悪化に対する対抗要因(とりわけ政府・自治体の生活保障政策)が微弱なものとなり、さまざまな生活上の困難や課題への対応が、「企業社会」による統制・誘導や個人レベルでの試行錯誤にゆだねられる傾向が、極度に強まってきた。

以上に加えて,上記(3)の時期(80年代後半) 以降の今日の生活過程のなかでは,次のような 特徴が見られるようになっている。

- (1) 労働生活においても消費生活においても, 従来それなりに労働者・国民の生活の土台と もなり枠組や支柱ともなってきた生活保障 の要件が,今日ではつぎつぎに空洞化し崩壊 し,溶解・液状化して,解体されつつある。 それは,一定の生活様式を前提とした生活水 準の低下や状態悪化ではなく,これまでの生 活様式そのものが突き崩され浮遊化するなか での不安定化であり劣悪化である。
- (2) こうして、すべてではないにしても、以前には比較的生活の安定を確保しえていた勤労者上層をもふくめて圧倒的な労働者・国民が、今日までの過程で生活状態の不安定化・悪化にまきこまれるに至っている。その過程は、従来の階級やその内部構成を変貌させ突き崩しながらすすんでおり、社会階層の再生産自体が安定的に進行しえなくなっている。
- (3) 巨大企業の高収益肥大や「東京一極集中」 とともに、支配層とごく一部の勤労者最上層 についてであるが、日本的生活様式からすれ ばケタはずれの贅沢や海外生活や高度な諸文

化の日常的享受が現われるようになった。同時に,生活様式や生活水準の階級的階層的分断が著しくすすむようになった。そのことが労働者・国民の相対的貧困感をかってなく高めることになっている。

(4) だが労働者・国民は、世界のトップレベルを行く生産手段や消費手段の担い手として、生産者および消費者として、生活していく以外に生存しえない状態におかれてきている。状態の悪化や不安定化のなかにあっても、勤労者たちは自らの文化水準を格段に引き上げ、「国際化」時代にふさわしい高度な人間関係を構築していく努力を強めざるをえない。そのことは、労働者の間での文化活動や社会活動への高い関心や多種多様な住民運動の発展にも示されている。社会的欲望水準の上昇と現実の状態との乖離は、極めて大きなものとなってきている。

以上のような近年のわが国生活過程の特徴と の関連でみるとき、「人間らしい労働と生活」 の要求が意味するものは、何であろうか。それ は,一言でいえば「世直し」の要求である。長 期にわたる生活過程悪化の流れを転換させるこ とであり、対米従属を断ち切り国民経済の自主 性を回復・確立して, 勤労大衆の生活向上を第 一義的な国民的合意にまで高めることであり、 しかもその際の目標は、現代日本の高度な経済 発展にふさわしい「労働と生活」でなければな らない、ということになろう。したがってその 要求の実現は, 民主的な政府による長期的な労 働政策・福祉政策の追求を可能にするような政 治変革をも不可欠なものとしている。そしてこ の要求と政策は, 労働者階級が広汎な勤労諸階 層とともに追求・実現していくほかない性格を もっているのである。

特集・現代日本の生活と労働者

3. 今日の労働生活が直面する 課題

最近の「労働と生活」は主にどのような点で 困難に直面しているのか。どのような労働・生 活上の課題がもっとも切実に解決をもとめられ ているか。そして、それら諸課題の解決方法と しては、実際にどのような内容や基準が社会的 に要請されているか。生活保障要求の全面的体 系的な政策化をはかるためには、これらの点に 立ち入って検討する必要がある。若干見てみよう。

第一に, 労働生活について。

わが国の大企業は、国の「構造調整」政策に支えられながらそのリストラクチュア戦略をきびしく展開し、複合経営化や分社化・子会社化をすすめると同時に、海外・既存立地外への膨大な資本投下をつうじて、わずかの間に世界的巨大企業へと急成長をとげてきた。下請け・関連企業も巨大企業のこうした体制に対応したりストラクチュアリングや新規投資をよぎなくされてきた。こうした諸条件のもとで、多くの現役労働者たちが、広域的な出向、配転、長期出張、職種変更、移籍などの労働力異動を日常的におしつけられ、そのなかで国際的にも国内的にも実に多様な労働者層(とくに低賃金未組織労働者層)との直接的な競争関係に巻き込まれることとなった。

円高経済に対応したME「合理化」の著しい 進展のもとで、労働過程も大きく変化している。 OA化、FA化、通信技術の驚異的進歩のもと での生産や金融・商業・サービスのネットワー ク化等が日進月歩の勢いで加速度的にすすんで おり、従前の技術や熟練が次つぎに陳腐化して いる。産業・職種の間の垣根が非常に低くなり、 資本についても労働力についても企業内および 産業・企業間の流通性が高まるなかで、就業・ 雇用の「柔軟化」=不安定化と24時間稼動体制への移行に対応した勤務形態の再編=改悪がおしてすめられることとなっている。

(1) 働く権利

上記のような労働過程の変化と産業・企業 の変貌のもとで, 従来の労働力養成制度や教 育制度は抜本的な改革と再編を迫られ, すで に政府は巨大企業の必要にそって高等教育機 関をふくな労働力養成システムの再編に手を つけてきている。だが、これまでのところ多 くの企業は労務コストの低減に狂奔するばか りで, 新規入職者や従業員にたいし必要な教 育を実施しておらず,新たな技術や熟練の習 得はかれらの自主勉強にまかせている。こう したなかで労働市場では,全般的な低賃金労 働力不足のうえに、慢性的な労働力需給のミ スマッチが深刻化している。労働者の側から いえば, 自分の仕事に自信と責任のもてる職 業資格や熟練・技能の習得が非常に困難にな ってきている。しかも問題は、一方では必要 な熟練や職業資格を無視した就労が, 使用者 たちによりまったく無政府的に組織されてい ることである。

こうしたなかでは労働市場も見るべき改善をみせていない。求人倍率の上昇,「人手不足」,全体としての常用雇用増大のなかでも,鉄鋼・化学・繊維をはじめ,大企業を中心に多くの産業で依然として人減らし「合理化」がきびしく追求され,正規雇用の減少や比重低下がすすんでいる。「人手不足」とは何よよりも職場における要員不足である。中高年,女性(とくに出産・育児期),障害者の雇用は改善をみせず,若年層の失業率もいぜん高く,*85年当時より悪い状態である。男女格差の是正も進んでいない。

問題は雇用関係の基本が崩されてきている

ことである。定年延長がすすむ一方で、定年前の出向、早期退職制が広がり、派遣事業者が増加するなかで、パート・臨時・出向社員を採用する企業が急増している。外国人労働者はすでに下請け関連企業を中心に不可欠な労働力となっている。すでに見た多様な出向・配転や臨時・短時間就労者の増大もある。こうした不安定雇用労働者があらゆる基幹的職種を浸食し、正規労働者に代位していくなかで、個人についても集団についても、近代的な雇用契約の要件(たとえば就業規則や労働協約など労働条件の事前の提示)が形骸化し、まったく無視されるという事態が広がっている。脱法的な雇用形態や中間搾取も半ば公然と横行してきている。

失業情勢をみると,政府統計の失業率は低下しているものの,雇用保険における失業給付総額の減少や就職促進給付の比重増大,失対事業の終息,等にみるように,失業保障機能の著しい低下がみられる。転職希望者の増大や小零細企業就業者の増大もあって,相対的過剰人口は増大傾向にあると見てよい。

(2) 労働力の使用

ME「合理化」のもとで労働者は、労働手段についても労働内容についても、たえずそれが瞬時に時代遅れのものとなる恐怖にさらされながら、就業している。労働過程のなかに研究や研修の要素が不可欠なものとして組みこまれていなければ、労働者は(そして、その労働過程自体も)たちまち無権利な単純未熟練労働者の群れに追いやられる危険がある。だが、実際にはこの点での保障が、労働者にはほとんど何も与えられていない。

それどころか,実態は極度の要員削減のもとでの超過密労働である。コスト・定員・業績・時間などの厳しい管理のもとに,もとも

と自分がその策定に参加したのでも合意した のでもない労働過程を(したがって意欲がわ くはずもない仕事を)長時間にわたって息を つく間もない形で担っている。過労死を生む までの過密労働が行われているのは明らかな 事実であり、標準作業量や労働態様の規制は 急務である。

この点で、最近多くの職場で、労働時間内の休息・休憩時間が削減・廃止されたり、賃金支払の対象から排除されたりする事例が増大していることは重大である。雇用形態や賃金支払形態がどうであれ、休息・休憩は労働過程の不可欠な構成要素であり、ストレスの多い今日の労働過程からすれば、むしろ労働基準を改善して、時間内の休息・休憩は拡大しなければならないものである。

労働省は1992年に年間総労働時間1,800時間実現をかかげているが、その達成は絶望的である。それどころか、現実の労働時間はかえって増大傾向さえ示している。統計上、所定内労働時間は減少し、総労働時間は横這いだが、時間外労働の増大、それも統計には現われないただ働き残業の増大によって、事態は逆行している。しかも、最近は産業間や企業規模間の労働時間格差がいっそう拡大している。

労働時間制度をめぐって現在最大の焦点となっているのは、24時間稼動体制への移行とむすびついた、夜間・交替制労働の広がりとその条件悪化であり、変則勤務(変形労働時間制・フレックスタイム制など労働時間の弾力化)の導入である。最近のトヨタの三直二交替制の提案にみるように、形のうえでは大幅な労働時間短縮をすすめながら、一日の所定内労働時間を延長し、労働者に賃金ダウンと健康破壊を強要しつつ、週6日24時間

特集・現代日本の生活と労働者

操業をめざすという動きが出ていることは注 目される。こうした一連の動向のなかで大問 題なのは、労働日という一日を基本単位とし た労働時間規制が徹底してあいまいにされ、 棚上げされて、労働時間規制そのものが事実 上空文化してきていることである。

最近の企業では、労働者に対する使い捨て 感覚がつよまっている。そのことは、定期健 康診断の未実施企業が増大していること、ま た、健康診断実施企業では全体の20%以上 が「有所見者」となっていること、休業災害 は減少したが死亡災害が増加傾向にあること、 過労死が依然として後を絶たないこと、など にも現われている。職場の健康問題、安全衛 生問題は緊要の課題である。

(3) 労働者への支払

実質賃金上昇率が停滞し、時間外収入への 依存が一割前後に及ぶなど、賃金抑制政策の 継続は日本の賃金を依然として劣悪な水準に おしとどめているが、80年代後半いらい、 事態はいっそう深刻化してきた。それは、賃 金格差が男女,規模,雇用形態別,地域別な ど,あらゆる面で増大したこと,所定内賃金 のピーク年齢が50歳台から40歳台へシフ トし、 高年齢層の賃金の切り下げがすすんだ こと, 職能給導入やコース別人事管理・個人 申告制度などによる新たな査定制度が導入さ れ, 賃金体系の改悪がすすんできていること. 公務員賃金(とくにその初任給水準)の相対 的低下が目立つようになったこと、労働者の 上層についても, 臨時給与の月数削減などの 攻撃が展開されるようになったこと, さらに は, 最低賃金上昇率の一般賃金上昇率からの 立ち遅れに反映されているような、 最底辺の 低賃金階層の増大・堆積が見られること,等 に示されている。

ここでも問題は、水準低下や不平等拡大とともに、「労働の対償として使用者が労働者に支払う」ものとしての賃金が、それとは異質のものに変質させられつつあることである。すなわち、労働者の人格に対する使用者の恣意的な評価によって賃金額が一方的に決定されるという事態が、つまり賃金が賃金であることを否定されるような状況が、当然のように広がりつつある。こうした状況は、労働分配率の低下にも反映され、1986年いらい剰余価値率は急上昇している。

4. 労働力の更新と社会的文化的諸 活動

第二に、家庭や地域における労働力の更新に ついて。

地域・家庭における消費生活をみると、そこ では、①老人医療の有料化と老人保健法の制定 ・ 改悪、年金「一元化」による年金制度の再編 ・ 改悪, 雇用保険法の改悪, 国立病院の統廃合 ・移譲、生活扶助算定方式の改悪、さらには消 費税の導入,等々,社会保障・社会福祉や税制 の改悪が目白押しにすすめられ、老後、医療、 生 活難などに対する生活保障が次つぎと削減され失 われてきている, ②それに加えて、バブル経済に よる土地・家屋の高謄によって,都市部を中心 に大多数の労働者が住宅取得の途を絶たれてし まったこと, ③大学学費の上昇や受験戦争の激 化によって, 勤労者の子弟はまともな高等教育 の機会も奪われてきていること、さらには、④ 共稼ぎ世帯の増加と、男性とともに女性も苛酷 なフルタイム労働に従事することが多くなるに したがって, 家族の空洞化や崩壊がすすみ, 地 域における各種共同体の解体も急速にすすみは じめている。こうして消費生活の日常的な存立

要件やライフサイクル上の必要条件が、今日で は次つぎに整備・確保することの困難な課題に 転じてきている。

(1) 日常的な労働力の更新

休日・休暇が少なく、日曜、祝日、年末年始・5月連休など以外は働きづめに働いているというのが、大多数の労働者の実状である。有給休暇もまともにとれておらず、有給休暇消費率は3割に満たない。週休2日制の普及は時短に結びついていないことに注目する必要がある。休日・休暇や日常の自由時間増大のためには、また、自由時間のなかで積極的な社会的文化的活動を日常的に展開できるようにするためには、所得保障をふくむ特別の措置が必要である。

それほどに働いても家計は苦しい。教育費の上昇,消費税導入,公共料金の引き上げ,消費者物価の高騰,地価高騰と住宅ローンの増大などで,家計の「硬直化」は最近いちだんと強まっている。しかも今日では,ほとんど成人家族の全員がなんらかの勤労所得を得るために就労していることや,自己研修の必要が高まっていることから,職業関連費の増大がいちじるしく,世帯単位ではなく家族各自の個別的な家計支出も急増している。家計の赤字基調がつづくなかで,消費者ローンの浸透もすすんでいる。

苦しい家計のなかでも、貯蓄は欠かせない。 貧弱な社会保障・社会福祉に加えて、部分的 なものであれ、現代文化享受への渇望は切実 だからである。だが、行革による制度改悪と 生活保障の後退がつづき、生活基盤整備およ び文化・教育整備の立ち後れがいっそうはな はだしくなった今日、私的な保険であれ積み 立てであれ、勤労者家計は過重な負担を強い られている。 そのうえに健康問題がある。今日では多くの労働者にとって、健康は自然に保持できるものではなくなっている。職場・家庭・地域での生活を健康にすごすためには、なんらかの健康法を実践する必要に迫られている。そのためには時間が必要であり、特別の出費もともなう。過労死が多発するなかで、健康保持の諸活動は労働者と家族の高い関心事となっている。

(2) 全生涯からみた労働力更新

ライフサイクルのうえで解決していかなけ ればならない重要な生活課題の環 ― 結婚. 住宅,教育,老後一が,容易に突破できな い生活上の障害となっている状況が見られる。 結婚できない男子の増大と結婚しない女子の 増大, 母子世帯の比重増大, 老人・子との同 居の増大, などもその現われと見ることがで きる。住宅,教育,年金をふくむ老後保障の 困難については、もはや多言を要しない。自 分の仕事・職場・会社の将来について半数以 上の労働者が悲観的に見ており、会社の発展 とともに「自分の将来も開ける」とする労働 者は1割にも満たないというのが昨今の状況 であり、そこからは生涯生活からみた労働力 更新の困難を, 今後解決していけるという見 通しをもつこともできない。こうした状況の もとでは, 将来に希望をもつことのできない 子供たちが, 刹那的な享楽や非行に走り, 自 分についても他人についても人間の尊厳を理 解できない青年に成長してしまう, という問 題も生まれている。

第三に、社会的・政治的・文化的諸活動の生 活領域について。

「人間らしい労働と生活」のあり方を問題と するとき、われわれは労働力再生産にかかわる

特集・現代日本の生活と労働者 -

節囲にとどまるわけにはいかない。

(1) 自立と豊かな人間関係

最近労働者の間には,中高年層までふ くめて, 人格的に自立できず, したがって日 常的な人間関係をふつうに創りだすことので きない労働者が増えていると言われる。全般 的な状態悪化にくわえ, VDT労働の広がり, 職場での省力化と疎遠な交際, 家庭生活での すれ違い,孤立的な娯楽、等々のなかで、普 通の会話や挨拶もできず, 人間嫌いや帰宅拒 否症に陥る労働者が増大しているのである。 職場や地域でのサークル活動や社会的諸活動 も, 人間関係の躓きから活力を失っていく例 が少なくない。しかし、同時に労働者たちの 間には, 人間的なぬくもりや交流に対する悲 しいまでの渇望がある。そして経済的な余裕 ができたとき、労働者たちは教養・娯楽とと もに交際費の増額にまずそれを当てている。

(2) 社会的な権利と民主政治

戦後史のなかで、個々人についても団体についても、今日ほど社会的諸権利が公然と無視されている時代はなかった。とりわけ労働者と労働組合の社会的権利についてはそうである。そのことは、思想差別を容認する労働判例や会社派組合代表による公的機関独占の現状をみてもわかる。「企業社会」による労働者支配は、家庭や地域はもとより、いまや解雇後の再就職職場にまで及んでいる。

専横をきわめる巨大企業の行動に対して, 政府・自治体は,住民保護の民主的規制を加 えるどころか,「規制緩和」政策によって従 来の微弱な社会的規制をも次つぎに骨抜きに し撤廃してきている。マスコミや大企業労組 の翼賛化もこの傾向に拍車をかけている。

こうした状況下に,今日の労働者は人権問題に非常に敏感になっており,人間の尊厳と

自由と民主主義の問題に高い関心を示しているが、政治改革や体制の変革については、十分な確信と展望をもちえないでいる。しかし中央・地方でのたたかう労働組合センターの発足と、その民主的諸団体や個人との共同・協力の発展は、こうした暗黒的な権利状況と社会運動の閉塞状況に風穴をあける、一つの大きな要因となりつつある、といってよい。

(3) 文化への渇望と心の豊かさ

以上に述べたような状態悪化のもとで、日 本の労働者たちはいま、これまでの日々の暮 らし方や, その土台となってきた価値感を根 底から問いなおしつつあり、砂漠に水を求め るように文化的諸活動への参加を求めている。 憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」 に関する労働者たちの実験(全国一般東京地 本)でも、日頃より大幅に出費が増えたのは まず教養・娯楽費であり、次に交際費であっ た。演劇・映画・音楽・舞踏などの鑑賞、登 山や森林浴など自然とのふれあい, 教養講座 への参加,読書,等,「毎日の暮らしを惨め と思わないでいられる,精神の高揚と満足感1 が得られるような生活を楽しみたい, 「私た ちはあまりにも長い間,楽しむ生活を放棄し てきたのではないでしょうか! というのが. 労働者たちの切実な声である。

それに加えて最近では,「国際化」「情報化」に対応した外国語研修。海外旅行,衛星放送や海外エンターティメントの観賞,ME機器の利用やコンピューター技術の習得,などが,都市部を中心に急速に多くの労働者の要求となってきている。

第四に、生活全体の前提にかかわる問題について。

ここでは内容に立ち入る余裕がないが。(1)生

命と健康,(2)地球環境,(3)平和,(4)自由と民主 主義,(5)日本人および日本的風土,といった問 題についても視野の内に入れておかなければな らないであろう。

結びにかえて

生活保障要求をめぐっては, 貧困化や状態把握をめぐっての理論問題, 政府の生活保障政策の検討, 現時点での日本の階級構成や労働者階級の内部構成の変化が生活保障要求にもたらす影響, 政策や運動としての具体化の方向など, なお検討されなければならない多くの問題がある。ここでは, 今日における労働者の生活過程の実

態を概観し、その今日的性格の若干を確認したにすぎない。だが、この問題はなにか難解な政策問題なのではない。最近の国民春闘のなかでは、全国一律最低賃金制確立を中心とした「国民生活向上各階層東部共同行動委員会」の運動をみるように、全面的な生活保障をめざす「世直し」の運動が、業者、農民、学生を含む広範な住民各層の参加をえて、すでに力づよい一歩を印しはじめている。全面的生活保障の要求は、生活過程のなかに、深く現実的な根拠をもっているのである。

(常任理事・日本福祉大学教授)

「働き過ぎ」の歯止めへの一提言

一第3回過労死を考える集いでの問題提起から一

伊藤セツ

1. はじめに

筆者を含む生活時間共同研究グループは、1975年の国際婦人年以来、5年に1度、都民勤労者夫妻の生活時間調査を行ってきた。今回1990年の4度目の調査は、東京都世田谷区と、多摩ニュータウンに別れて別々に、9~10月に行い、終了しているが、目下集計中である。また、労働運動総合研究所の婦人労働研究部会は、発足と同時に「男女平等社会をめざす賃金、生活費、生活時間調査」を計画し、1990年11月に実施した。いずれも、1990年調査結果のデータが得られないので、5年前

の多摩ニュータウン調査の数字の利用になるが、<「働き過ぎ」日本を考える>という与えられたテーマに、生活時間研究の立場から発言し、「働き過ぎ」の歯止めへの一提言としたい。

同一家庭の夫妻にたいする生活時間調査結果は、いずれの年の調査の場合も、サラリーマン夫妻の役割分担の固定化がいかに根強いものであるかを物語っている。妻が無職の場合はいうに及ばず、パートタイマーとして働いていても夫にはほとんど変化は見られず、妻が常勤で働いていてさえも、つまり、生活費を稼いでくると言う点ではすでに、役割分担の固定化が崩れている場合でも、それ以外の生活の側面=家事育事責任の負い方には、生活時間調査で得られ

特集・現代日本の生活と労働者

る数値上,目だった変化はみられないのである。 私は,このことと、日本人の「働き過ぎ」の 容認とは深い関係があるのではないかと考えて いる。「勤労感謝の日」を前にして開かれる恒 例の「過労死を考える集い」は、日本人の「働 き過ぎ」の原因についてもメスを入れ、共に考 える会でもあるので,この機会に,この問題を 提起したい。結論からいえば, 夫妻の役割分担 をあたりまえのこととし、 夫が自分の生活上の ことを自分でやる時間もなく, 妻にやってもら って(単身赴任の場合は誰にもやって貰えず), やっと職場の仕事の義務をはたせるような働き 方を容認している事実が, 「過労死」の温床の 一つとなっているということである。ここでは、 夫の「働き過ぎ」の問題に限定し, 生活時間研 究を媒介に,家庭生活視点,女性視点から考え てみたい。

もちろん,女性の単身者の過労死も,すでに 発生しているし,共働き女性の収入労働と家事 労働との二重負担の問題も無視できない重要な 問題ではあるが,これらについては,別の機会 に述べることとしたい。

2. 長時間労働 = 「働き過ぎ」が家 庭生活に及ぼす影響

まず,長時間,労働をするということは,労 働力再生産の場である家庭生活にどのような影

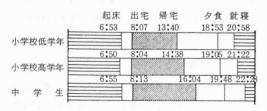
図1 父親と子どもの接触時間の少なさ

		起床	出宅	帰宅	就寝
	1 -	6:40	7:39	21:16	23:43
父親					
(無職妻の夫)		6:28	7:36	20:46	23:06
父親					
(妻パートの夫)		6:25	7:30	20:37	23:10
父親					E
(常勤妻の夫)			I		Щ

響を及ぼすであろうか。長時間労働をする本人の、家庭の中での立場によって、影響の内容も異なるであろうが、ここでは、父親であり、 夫である男性に限定して、いくつかの角度から取り上げてみる。

(1) 父親と子どもの接触時間の少なさ

図1は、多摩ニュータウンの父親と子ども たちの, 家庭での平日の接触時間の短かさを 示したものである。父親については、その妻 の職の有無, 勤務形態別に区分して, 平日の 起床時刻,会社等への出宅時刻,帰宅時刻. 就寝平均時刻を,子どもたちは,小学校低学 年, 同高学年, 中学生別に, 同じく平日の起 床, 登校のための出宅, 帰宅, 夕食, 就寝平 均時刻を示してある。いずれも朝の接触は, 子どもが起き出す6時50分頃から父親が家 を出る7時30分台の約40分間にすぎず, 帰宅はいずれも子どもたちの夕食が済んでか らである。特に、帰宅の遅い妻無職の夫であ る父親は小学校低学年の子どもが就寝した後 で家に帰りつくから, この父子の夜の接触時 間はゼロである。家族が共に夕食をとり、親 がその時間を利用して、親が子どもの様子を みたり,話し合いをしようというのなら、残業 などいっさいすることはできないし、まして や家族のために夕食を準備しようとする親な ら,終業と同時に小走りにでも家路につかな



出所) 伊藤・天野編『生活時間と生活様式』光生館1989, p. 30, p. 127.

ければとても間に合うものではない。しかし、 その任はすべて母親にまかせ、父親たちはそ うしたことは無縁である。

父親の長時間労働は、子どものいる家族から、親としての役割を奪い取る。いや、父親たちは、親としての時間が必要だと最初から考えていないものが多いから、こういう事にもともと無意識であるとでもいうべきであろうか。

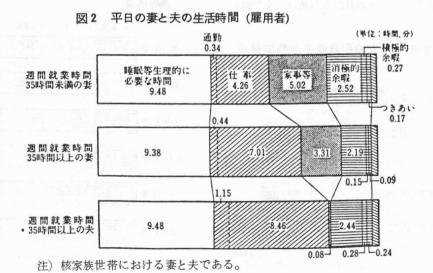
(2) 共働き家庭でも低い夫の家事・育児分 担率

欧米諸国にくらべて、わが国の夫たちが、 家事をしないのは、各種調査によっても有名 である。総務庁統計局の「社会生活基本調査」 (1986年)によっても、図2に示すよう に週間就業時間35時間以上という同じ条件 の夫妻を取り出してみても、平日に妻が3時 間31分家事をしているのに対し、夫はわず か8分しかしていないのである。

諸外国の生活時間調査によって共働き夫妻 の家事労働の分かちあいをみるのは資料的制 約もあってなかなか困難であるが, 1970 年代後半, フルタイム雇用の夫妻で, 夫の家 事時間を1とすると妻は, フィンランドでは, 2.21, アメリカ合衆国では2.50という数 値が得られている (Leena M. Kirjavainen, Men's and Women's Time Use in Household Production: A Finland-United States Comparison, Diss. Virginia Univ. 1984)

男女平等の北欧の国フィンランドでさえ、フルタイムで働いている妻が夫の2倍以上の家事をしているのはさらに改善の余地ありであろうが、わが国の場合は夫の家事を1とした妻の数値を出してみてもどうしようもないと思われるほどの格差なのである。

夫の収入労働時間が、家事労働分担に影響するであろうとの仮説から、われわれの多摩ニュータウン調査を見てみよう。表1に示したように、夫の「勤務+通勤」時間が長いほど妻の家事分担率は、100%に近づく。妻無職とパートの夫では、9~10時間のグル



出所) 労働省『婦人労働の実情』 1989年版

特集・現代日本の生活と労働者

表 1 夫の「勤務+通勤」時間の長短別,夫妻の平日の家事分担率*

(単位:%)

夫の「勤続」+ 「通勤」時間	8~9時間 未満		9~10 時間		10~11 時間		11~12 時間		12~13 時間		13時間以上	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
妻無職世帯	<u>- 1</u>	_	5.5	9 4.5	2.1	9 7.9	1.0	9 9.0	0	100.0	1.6	9 8.4
妻パート世帯	7 (<u>*)</u>	_	1 0.6	8 9.4	1.0	9 9.0	1.3	9 8.7	7.8	9 2.2	1.8	9 8.2
妻常勤世帯	4 9.1	5 0.9	_		9.9	9 0.1	3.5	9 6.5	6.8	9 3.2	6.4	9 3.6

* 分担率は夫と妻の家事的生活時間の合計を100%として、それに占める夫と妻の割合を%で示し、家事の分担の度合いを時間の面からみたものである。

出所) 図1に同じ, p.54

ープの夫が5~10%あまりの家事を分担しているのにたいし、10時間を超えると夫の分担率は0~2%に低下している。他方、妻無職や妻パートの夫に比べれば、相対的に分担率の高い妻常勤の夫でも、10~11時間グループの、9.9%に対し12時間以上グループでは6%台に減少し、その結果、8~9時間グループの常勤の妻を除くいずれの妻も平日の家事の90~100%を担っている。このように、夫の長時間労働は、妻が職に

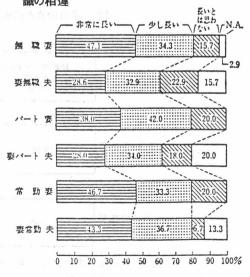
図3 妻無職の夫の平日の生活時間構造

家事的生活時間 社会的·文化的 ↓ 0.28(2%) ↓生活時間 収入労働時間 9.30(40%) 生理的生活時間 3.51 10.11(42%) (16%) 9~10時間未満 0.11(1%) 10.25(43%) 10.34(44%) 10~11時間 0.05(0.3%) 2.10 11~12時間 11.33(48%) 10.12(42%) 12~13時間 12.36(53%) 8.57(37%) 0.09(1%) 13時間以上 14.05(59%) 9.00(37%) 家事的生活時間 社会的·文化的 生活時間 (単位:時間.分, 24時間= 100%)

出所) 図1に同じ, P. 50

ついている場合、家庭内での妻との平等なかかわりという点からみて、深刻なマイナス要因である。もっとも、これを深刻な問題であると考える夫たちは、わが国の場合きわめて少数であろうし、それこそが、「働き過ぎ」の温床とも関連するのであるが……。

図 4 夫の収入労働時間に対する夫妻の認 識の相違



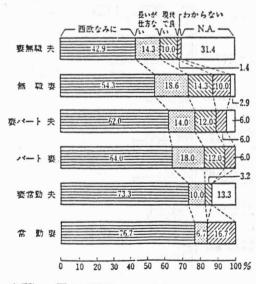
出所) 図1に同じ, p.57

(3) 労働時間の長さは、他の時間を犠牲にする

図3は、妻が無職の夫の平日の生活時間構造を、収入労働時間(「勤務+通勤」)の長さ別に、生活時間の4大分類別(収入労働時間、家事的生活時間、生理的生活時間、社会的・文化的生活時間)にみたものである。この図からも明らかなように、夫の平日の収入労働時間が長いと、社会的・文化的生活時間を激減させ、もともと少ない家事的生活時間をなきに等しいものにしている。その結果、13時間以上グループの夫の生活時間構造に端的に示されているように、1日の生活は、家庭外での労働と、睡眠・食事を中心とした生理的行動によってのみなり立っている。

このように、長時間労働は、本人や家族の 発達にとって必要な生活時間の構成要素のい くつかを犠牲にし、生活時間構造をゆがんだ ものにしてしまうのである。

図5 労働時間短縮に対する夫妻の見解



出所) 図1に同じ, p.62

(4) 労働時間の長さ、労働時間の短縮にたいする夫妻の認識の相違

日本の労働者は、自分の労働時間が一般に 長いという自覚、また、他の先進国の労働者 に比べて非常に長いという認識もそれほど強 くはない。妻の方が、夫の労働時間を長いと 認識している場合が多いが、夫の認識との間 にずれがある。図 4 、5 はそれを示したもの である。

図4によって,第1に,妻の職の有無,勤務形態別にみれそれぞれの夫たちのあいだでは,妻が常勤で働いている夫が自分の収入労働時間を長いと認識している者が最も多いことがわかる。同図から,第2に,夫自身より妻の方が自分の夫達の収入労働時間を長いと思っていることもわかる。

図5からは、第1に、妻無職、妻バート、妻常勤いずれの夫妻の場合も、妻の方が夫より、 労働時間短縮に関する意欲が高いことがわかる。第2に、常勤で働いている妻、そしてその夫が、労働時間短縮に関して強い要求を持っていることがわかる。こうしたことの持つ意味をわたしたちは深く考えてみる必要があるだろう。

(5) 長時間労働が家庭生活に及ぼす影響に 関する夫妻の認識の相違

図6,7は,長時間労働が家庭生活に及ぼす影響に関する夫妻の認識の相違を見たものである。まず図6を見ると,「家事労働をする時間がない」と「いつも追われているようで精神的余裕がない」に,夫たちと妻たちとの差が大きいことがわかる。どんなに労働時間が長くとも,「家事労働をする時間がない」ということで悩まないのが夫たちの特徴なのであり,その分だけ共働きの妻に比べて,相

特集・現代日本の生活と労働者

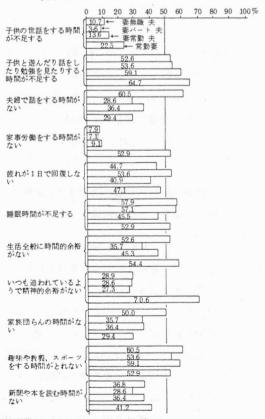
対的に「精神的余裕」もあるのである。

図7は、夫の長時間労働が家庭生活に及ぼす影響についての感じ方の、妻の職の有無、 勤務形態別の特徴が良く出ていて興味深い。

常勤で働いている妻は、夫の長時間労働に 対して他の妻ほど、夫の健康を気にせず、妻 自身の生活が乱されたり睡眠時間が不足する とは思わない。しかし、子供の世話や協力に ついては、他の妻以上の影響を指摘する。

このことを、どう読みとればよいであろうか。妻が常勤の職にある夫妻は、基本的に、職業にまつわる自分の生活上の問題は、自分で処理できなければやっていけないし、逆に子どもの問題は、夫妻で協力しなければやっ

図 6 自分の長時間労働が家庭生活に 及ぼす影響



出所) 図1に同じ, p.58

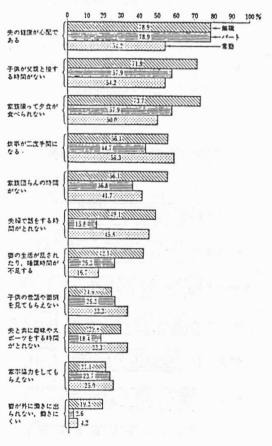
ていけないということを意味しているであろう。常勤で働く妻が、そのことを主張しているというのがこの図である。

(本章については、伊藤セツ、 天野寛子編『生活時間と生活様式』光生館〈1989〉を参照されたい)

3. 「働き過ぎ」歯止めの発想 女性・家庭生活視点による転換

さて,以上のべたことは,与えられたテーマ に接近する前段に過ぎない。以上の資料の読み

図7 夫の長時間労働が家庭生活に及ぼす 影響(妻)



出所) 図1に同じ, p.60

とりから示唆された様々なことから,次のような「仮説」は立たないであろうか。

その1, 家事・育児責任を負うと職場で「働き過ぎ」ることはできない。

その2, 男女役割分担の固定化は男性の「働き過ぎ」を容認する。

この2つは、実は1つのことである。以下これについて考えてみよう。

(1) 「男女が共に負う家庭責任」ということが 言われている。この家庭責任とは、一般に家 事・育児責任だけのように思われているが、 それは違うと私は思う。そもそも家庭責任と いうことは、女性の経済的進出を背景として次 第に問題とされるようになったので、それに は、当然家庭の経済的責任と家事・育児責任 の両方が想定されていると考えるべきである。

女性が家庭の経済的責任を担いかつ、一方 的に家事育児責任を担うということは, 男性 の働き方をモデルとしている場合は, 当然不 可能である。その男性の働き方がわが国の場 合のように,長時間過密労働である場合には, なおさらのことである。家事労働をどんなに 合理化・社会化してみても、家庭内に育児や、 教育や,介護の必要のあるライフステージの 場合, いや, そういうライフステージにさし かかっていなくとも、例えば、食事の時間の ように人間の生活に時間帯というリズムや, わが国のように春夏秋冬という季節の変動が あってそれへの生活上の対応がある限り, 快 適で健康な家庭生活を営むためには, こまご まとした家事労働や生活上のきめ細かな配慮 を怠ることはできない。

周知の通り,共働きの女性たちは,24時間という誰にも平等に与えられた生活時間の中で,経済的責任と家事・育児責任という2つの家庭責任を引き受けてきたのである。保

育園の時間があるから,終業と同時に家路につき,仕事に全精力を打ち込むと疲労して家族の生活上のきめ細かな配慮がにぶるから,ほどほどの働きしかできなかったのである。このことは,共働きの女の働き方として,世間から非難をされることでもあった。しかし、それを女の働き方の甘さといわれても,反対に,夫たちがあてにならない女の生活の厳しさの現れでもあり,何といわれようと,家族を生かしていくには有無をいわさず,ひらきなおってそうしてくぐり抜けるしかないということでもあった。

このことは、社会的労働のほうから見れば 女性は、世間並みにみてあまり働かない一群 ということになる。つまり、幸か不幸か職場 で「働き過ぎ」ることができない一群なので ある。この場合、家庭責任の片方、家事・育 児責任の女性による一手引き受けが、女性の 収入労働の「働き過ぎ」の歯止めになってい る。

これにたいして男性の方は、こうした意味での歯止めばない。家族の経済責任だけしか担っていなければ、社会的労働の場、つまり、収入労働の場でしゃにむに働くだけでよい。妻が働いていようがいまいが関係なく、家事・育児責任は、自分がやることだとは思っていない。そのことが問題なのは、家族の家事責任どころか、自分の労働力の再生産というきわめて重要な問題も、つまり、自分に関わる衣食住という日常的・基本的生活の基本さえ、他人=妻にまかせきりにして当然のことと思うにいたるということである。

日常事だけではなく、自分の命の管理=健 康管理も、妻に任せて安心して、働きまくる。 自分の労働力の再生産に自分で責任を持たな いで、どうして、広い意味での家庭責任が負

特集・現代日本の生活と労働者

えるであろうか。

以上のように考えれば、家庭責任を男女が 協力し合って共に負うという思想は「働き過 ぎ」への歯止めとなりうるものである。

(2) 「男女共同社会」「男女共同参加型社会」 ということも言われている。これは、男女の 役割分担が固定した社会の反対の社会である。 こうした社会への前進は、実は「働き過ぎ」 の歯止めとなる。なぜなら、男女共同社会は、 「働き過ぎ」社会とは相容れないからである。

「働き過ぎ」社会とは相容れないからである。 国際婦人年に始まる国連の女性に関連する 諸文書,女子差別撤廃条約や、国連婦人の 10年の運動のあと、女性の地位向上のため の2000年に向けての将来戦略等に盛られ ている理念は、南北問題解決の新国際秩序の 樹立を一方の根底としながら、もう一方で、 まさに両性の新しい秩序の確立の方向をうた いあげている。男女両性間のこれまでの旧秩 序は、あらゆる点において見直しの時代に入 ったのだ。それを、国や自治体レベルの「行 動計画」等では、「男女共同参加型社会」あ るいは「男女共同社会」をめざすという表現 をつかって具体化していこうとしている。

そこでは、女性の職場労働への参加、各種 審議会・委員会等意思決定機関への参加はも ちろん、男性の家事・育児・老親介護参加、 地域参加が同列に取り扱われ、平等で自立し た関係にある両親による、家庭での子どもへ の男女平等教育も高らかにうたいあげられて いるのが常である。

先に、私は、家事・育児責任に気をとられている女性は、収入労働で「働き過ぎ」になり得ないと書いたが、家事・育児労働とあわせると、女性は、全体的に人間が生きていくために必要な有用な労働において「働き過ぎ」になるということをあわせて書かなければ全

くの片手落ちになる。

しかし、このような、男女共同社会、男女の平等な関係の中では、一方の性による収入労働での「働き過ぎ」のエスカレートや、無償の家事・育児・地域等の人間が生きて行くための有用な労働との相乗による「働き過ぎ」というアンバランスは解消される。

このような社会では、両性による新しい妥 当な働き方の発見が目指されるだろう。

(3) 「妻子を扶養する」「夫に扶養される」の があたりまえ、それが「得」になるような諸 制度は、結局男性の「働き過ぎ」を助長する と云えるのではなかろうか。

国連婦人の10年の最終年,1985年に ナイロビ会議で選択された「婦人の地位向上 のための2000年にむけての将来戦略」 295項は、「法律文書や家計調査において <世帯主>というような用語を廃止し、婦人 の役割を適切に反映するに足る包括的な用語 を導入する必要がある」と書いている。国連 やアメリカの文書を調べてみると1970年 代初めからかなりの議論が積み重ねられてき ており,特にアメリカ合衆国では,1980 年のセンサスから,世帯主 (Head of Household) という用語は廃止されている。 こういうことが問題になっているのを, 労働 組合の幹部でも知らない人が多いし, 知らせ ても, なぜそれが労働組合の問題と関連する かをほとんど理解しない人々がいる。

1990年8月29日,長い間係争中だった日産自動車の「女性にも家族手当を」の裁判に,会社側は東京高裁の勧告で急遽和解という態度にでて,原告側の主張をほぼ全面的に認める就業規則の変更を行った。その結果,「世帯主」であるか否かを問わず,また収入の多い少ないに関わりなく,申告した従業員

には男女どちらでも家族手当を支給するということになった。このことは、画期的なことであった。しかし、そういう長いたたかいがあった後でもなお、夫のいる女性が、子どもの扶養家族手当支給を申請すると、本人が「世帯主」か否か、収入は夫より多いか等のさまざまの制約をつける雇主側に対して、どういう態度で臨まなければならないかの根本を理解できない男性労働組合幹部が少なくない。こうした事実から、男性こそ「世帯主」で、妻子を扶養するものだという思想がいかに根深いものであるかを知らされる。

一人で妻子を養うものだと思っている「世帯主」たる夫・父親は、収入をもたらす仕事、 その仕事の場を第一義的に重んじざるを得ない。ここに労働者の側にとっての「働き過ぎ」 てしまう温床がある。

関連して、パートタイマーの問題に触れたい。パートとしての働き方は、いろいろな側面から特徴づけることができるが、一つの特徴はパートで働く妻は夫の扶養家族のままで働くということである。パートタイマーの各種調査によると、フルタイムで働くことを希望するパートは極めて少なく、配偶者控除がうけられ、健康保険も夫のものに加入したままで、自分も税金を納めず、短時間労働で、家事や子育てやほどほどの余暇と時間的に両立する働き方がよいと考えている。

既婚女性がパートで再就職するということは、女性労働者活用のかけ声の中で社会的にも受け入れられており、パートタイマーの非課税限度額を現行の年収100万円から150万円に大幅に引き上げるという「パート減税」が労働省側から提起される。非課税限度額の引き上げ要求は、パートタイマー側からもたえず出されているが、結局、パートはこの非

課税限度額の枠内でしか働けず、このことは、 女性の地位向上という視点からみればいろい ろ問題がある。扶養家族のままで、税金上確 かに得であったとしても、もっと広いれば、 この問題を考えるとき何を基準に得という。 きかを考えなければならない。男女の働き にとって真の得とは何かと問うならば、男女 両性の生涯賃金という視点で、あるいは、 発言において男女が平等で、納税者としての 発言においても力をもつという点を得と考えれば、目先の得にこだわるエネルギーを思い 切って別の方向に向けた方が、「妻子を養う」 男性の「働き過ぎ」の歯止めにも役立つこと にもなるというものではなかろうか。

少なくとも妻は、夫の「働き過ぎ」によって養って貰うことを望みはしていまい。

4. まとめ

「豊かさ」と「ゆとり」の指標の一つに、生活時間の使い方が入り、その夫妻差の実態は、 両性の新しい秩序という現時点での課題から云っても好ましいものではなかった。

男女役割分担の固定化を廃し,真の意味での 家庭責任を男女両性が共に負うという働き方が, 現在の両性のアンバランスな「働き過ぎ」の歯 止めの一つになるのではないかと私は問題提起 する。議論を期待したい。

(昭和女子大学教授)

住宅問題の今日的課題

鈴木 浩

はじめに

住宅政策に関する議論が盛んになってきた。 具体的な動きとしては東京都および特別区を中心とした自治体からの住宅政策の立案あるいは 住宅関連条例の制定の動きがあり,一方で労働 組合からの提案や経営側からの提案などが相次 いである。これは80年代後半の地価高騰がい よいよ勤労市民の住宅要求を八方塞がりの状態 に追いやり,地域社会の存在さえ危機に瀕して いる状態の中から形成されてきたものである。 同時にそれは国民各層から起こりつつある基本 的な権利としての居住権を確立するための運動 の蓄積と戦後のわが国住宅政策の抜本的な見直 しを迫りながら展開されていることは注目して おかなければならない。とはいえ,このような 住宅政策の議論を通して、国民の切実な住宅要求に応える住宅政策の実現への途が明らかにされつつあるといえば予断を許さない。何が住宅政策の抜本的な改革を阻んできたか、それにはさまざまな要因が絡みあっているが、ここではその一つとして住宅問題をいかに認識するかという点について検討してみたい。住宅政策が現実の住宅問題を解決し豊かな住まいと居住環境を実現するためには住宅問題の構造的な解明を縦糸とし、人々の住宅要求に根ざした実現方策についての方法的な蓄積を横糸として展開していくことが不可欠と考えるからである。その上で戦後の住宅政策の基本的な特質を明らかにしておきたい。

- (注) -1 労働界,経営界の最近の動きの中で内容的に今後の動向を注意深く見ておかなければならないのは,「連合」と日経連による「共同社宅構想」である。本紙創刊号で牧野氏によってこの構想についての分析がなされている。
 - 牧野富夫:「連合」・日経連,二人三脚の住宅政策,1990.12
 - -2 これらの検討に基づく今後の住宅政策のあり方について筆者は『地域住宅政策』を 構想しているが、紙数の関係で割愛せざるをえない。別の機会に全面的な展開を期し たい。
- 1. 今日の住宅問題をどうとらえ るか

住宅問題を一言でいえば, 住宅および居住環

境が貧しい状態に据え置かれ、それによって人々の生命や生活が脅かされていることをさしている。とはいえ居住の貧しさの内容を理解することはそれほど簡単なことではない。歴史的な

経過の中で考えれば、それぞれの時代で厳しい 住宅問題を抱えていたし物的な状況を相対的に 比較すれば現在の方が豊かになっているともい えよう。人類の歴史は生産力の発展によって 支えられてきたわけで社会全体として物質的に 豊かになってきたことは事実だからである。に もかかわらず、われわれが生きている現代なお 深刻に住宅問題を受けとめなくてはならないの はなぜか。いくつかの視点から考察していこう。

(1) 居住水準問題としての住宅問題

まず第1に、わが国で一般的に第一義的な 住宅問題の内容として理解されているのは住 宅あるいは居住環境そのものの劣悪な状況で ある。

人間居住にふさわしい住宅は, 家族構成に見 合った規模、安全で衛生的な構造と設備を備 えていなければならない。日本国憲法第25条 に保障された「健康で文化的な最低限度の生 活」にふさわしい住宅とはどのようなものか という点では, それを具体的に設定すること は難しい課題を含んでいるが、わが国では住 宅建設計画法(1968年)に基づく住宅計 画 5 カ年計画において、1976年(すなわ ち第3期5ヵ年計画)以降すべての国民が確 保すべき住宅水準として「最低居住水準」が 設定された。政府は当初1976年から1985 年までの10カ年でこの「最低居住水準」未 満の世帯を解消すると明言してきたが、1988 年住宅統計調査時点で, この水準を達成でき ない世帯が全国でなお355万世帯にのぼっ ている。後に分析するように今日までの住宅 政策の枠組みではこの「最低居住水準」を達 成することはきわめて困難であり、それゆえ に住宅政策の抜本的な改革が必要になってい るのである。「最低居住水準」の内容はまだ 不十分なものであるが、憲法にいう「健康で 文化的な最低限度の生活」のうちの住居に関 する規定が、この「最低居住水準」によって 初めて明確にされたと考えれば、その意義と 政府の責務は非常に大きいことをあらためて 確認しておかなければならない。

(2) 地域問題・社会問題としての住宅問題

第2に、住宅問題はただ単に住宅そのものの問題に限ったものではなく、それは地域・都市問題、土地問題、環境問題、労働問題、医療・福祉問題、教育問題、家族関係などと密接に関連し合っているということである。都市再開発などのための地上げによって住宅を追われる事例、長時間通勤による過労や転勤や失業によって住宅の確保が困難になる事例、高齢者やハンディキャップを抱えた人々が住宅そのものの水準の低さに悩まされたり賃貸住宅から締め出される事例、非行や虚弱児を生み出す住宅、ローン地獄に悩まされる事例等々、枚挙にいとまがないほど、住宅問題はさまざまな社会問題と結びついている。

数年前に全国の保険医の団体が住民の住宅 調査を実施したことがある。2千数百の事例調 査から健康と居住との密接な関係を明らかに したものとして注目されている。また大都市 部に集中的に供給されてきたワンルームマン ションなどは従来からの地域コミュニティに さまざまな地域的な摩擦を発生させるなどの 地域問題を蓄積させてきた。

さらにつけ加えておきたいのは、東京をは じめ全国の都市部を中心に現在さまざまな国 の人々が住むようになってきており、今後外 国人はさらに増え続けることが予想されてい る。文化や伝統のちがう民族が交流し合いな がら地域で生活するには、これからさまざま

特集・現代日本の生活と労働者

な困難や摩擦を生じる可能性もあり、偏見や 差別という社会問題はヨーロッパやアメリカ などの前例をみる限りでは、住宅における差 別やいやがらせになる可能性がきわめて高い といえよう。住宅問題はさまざまな要因が複 雑に絡み合った問題であり、それぞれの地域 がどういう地域をめざしているのか、それに よって地価高騰などが発生してきたのであり 地域問題や社会問題としての側面を重視する 必要がある。

住宅問題の解決をめざす住宅政策が従来のようにとにかく住宅を供給するだけの狭い視野におしとどめてはならず、住宅問題を生み出したり、住宅問題から発生する問題がきわめて多岐にわたっていることを確認した上でそれぞれの分野の政策の中に人間居住の原則を位置づけていかなければなるまい。

(3) 人権問題としての住宅問題

第3に、住宅問題は人々が望んでいる住宅 や地域に安心して住み続けられる権利を奪わ れたり脅かされている状態をも意味している ということである。わが国ではとくに「居住 権 | についての理念が確立していなかったと いわざるをえない。例えば、「安全な住まい」 といった場合, どのような内容を想定される であろうか。一般的には、日本では地震・風 水雪書・火災・公害などの災害に対して物理 的に安全であることを主に考えてきた。WH Oが1961年に示した健康を支える住居の 4 つの基本条件は, ①安全 (safety), ②健 康(health), ③能率(efficiency), ④ 快適性 (comfort), である。また東京都 住宅局による「とうきょう住まいの環境'85」 ではWHOの4条件を採用して次の表のよう にそれぞれの内容を示している。

わが国における「安全性」の考え方の例

基本理念	評 価 目 標	評 価 指 標							
安全性	自然災害に対する安全性 火災延焼に関する安全性 交通災害の関する安全性	・地滑り崖くずれの危険・水害の危険・震害の危険・延焼の危険・人と車の接触の危険性							
保 健 性	衛生に関する保健性 公害に関する保健性	・下水,排水・日照,通風,採光・工業等の公害,自動車による公害							
利便性	交通に関する利便性 生活関連施設の利便性	鉄道の利便性バスの利便性近隣商店街への利便性中心商店街への利便性							
快 適 性	開放性に関する快適性 みどりに関する快適性 住宅に関する快適性 町並、景観の快適性	・開放的空間が多い・共用空間が多い・みどりが多い・住居水準が高い・町並、景観に統一性がある							

(東京都住宅局『とうきょう住まいの環境'85』による)

この表からも理解できるように、わが国では住居に求められる基本的条件は安全性(ここでは safety)に限らず、保健性、利便性、快適性のすべてが物的な条件として示されている。しかし英語では安全性という場合セキュリティ(security)という単語もあり、イギリスではセキュリティは家主の追い立てや家賃・地代の高騰による圧迫、家庭内暴力や地域における差別・いやがらせに対して安心して住み続けることが保障されていることを意味している。今日このような理解がとくに重要な問題になっていることは、地上げ・底地買いなどの不正義が横行していることからも明らかであろう。

イギリスでも、1960年代にロンドンを中心に民間借家における不法な追い立てやいやがらせ(とくにひどかったラックマンという家主の名前をとって、これらの家主によるいやがらせをラックマニズムと呼んでいた)が社会問題になったことがあった。当時の政府もこれを放置せず、調査を実施し、「1964年追い立て防止法」の制定に結実した。また政府の調査は1965年の「ミルナー・ホランド委員会」による「大ロンドン住宅調査報告書」として発表され、民間借家層の不安定な居住状態を明らかにし、その後の民間賃貸住宅に対する政策の基礎となった。

1987年国際居住年に、わが国の民間組織「国際居住年全国市民会議」がイギリスの住宅運動団体の代表2人と大学の研究者2人を招きシンポジウムを開催したことがあった。その時、この4人が東京では江東区や墨田区、大阪では門真市や千里ニュータウンなどに行き、居住環境整備の課題を抱える民間借家の密集する住宅地や建替え問題に直面する公団住宅等を見学した後に、彼らが一様に感想を

もらしていた内容が印象的であった。それは、 日本の既成市街地における住宅地には生活を 実感できる生き生きとしたコミュニティがあ る、しかし住宅改善等の事業を進めていくと きにそこに住んでいる人々の居住権(security of tenure)はどのように保障 されているのか、という問題提起であった。 彼らが住宅問題をとらえる時に、居住権を保 障するという視点が前提になっていることを 強く印象づけるものであった。

(4) 貧困問題としての住宅問題

第4に,住宅問題は現代社会に存在するさ まざまな不平等・不正義・収奪の結果として 発生する居住の貧困として理解しなければな らないということである。低開発国の飢餓や 家のない難民問題あるいは先進国においても 存在し増加しているホームレスの問題は先進 諸国の植民地政策や経済産業における収奪の 結果でもある。わが国における住宅の貧困は あまりにも大きな階層的な格差あるいは地域 的な格差の結果として発生している。たとえ ばわが国は世界各国と比較しても最も住宅建 設が盛んで住宅数は世帯数を大きく上回って いるが、住宅の格差・不平等は広がっている。 また人々の生活を豊かにしていくことこそが 住宅政策の目標であるにもかかわらず、それ が経済活動の犠牲になっていることによる住 宅の貧困は象徴的である。そのことは今日の わが国の現状を見ればきわめて明瞭であろう。

わが国はいま政治・経済・文化などあらゆる ものが東京へ一極集中し、国土のさらなる不 均衡をもたらしているが、それはまちがいな くそれによって潤うものが推進しているので あり、それによって排除されるものとの不平 等や不正義の横行は目に余るものがある。そ

特集・現代日本の生活と労働者

れらの結果として,人間居住の基本的な条件 を弱体化させ住宅問題はいつでも弱い立場の 人々に集中的に現われるのである。

2. 戦後わが国の住宅政策の特質

わが国の戦後の住宅政策は、終戦直後の420 万戸という膨大な住宅不足の状態から始まった。 そして敗戦による荒廃から、いかに国土を再建 するかという国政全般の課題の中で住宅政策が どのように位置づけられたかが、今日までの住 宅政策の内容を大きく方向づけたのだった。

わが国では、国土再建のために産業経済の建 て直しが基本に据えられた。住宅政策は、経済 • 産業政策と比べれば極めて消極的であったと いわざるを得ない。まずこの点が、同様に深刻 な戦災を受けたイギリスやドイツなどのヨーロ ッパ諸国の戦後の国土再建の政策と基本的に異 なっている。イギリスではチャーチル首相が, 1944年11月, すでに戦後の復興を考え国 土の復興は家庭の復興から行わなければならな いこと, 家庭の復興は生活の根拠である住宅の 供給にあることを力説した。さらに,1945 年8月,終戦を迎えて,アトリー首相は英国議 会において次のように演説している。「私は人 々の精神にとって住宅以上に大切なものを考え ることができません。政府と国家が直面するも っとも大きな問題は住宅問題であります。政府 の緊急かつ重要な課題は, あらゆる可能な手段 を用いて住宅を充実させることにあります」。

西ドイツのアデナウァー首相も1950年2月,連邦議会で次のように演説した。「連邦政府が今日諸君に提出した第1次住宅建設法案は、これまで連邦政府が連邦議会に送った法律案のなかでもっとも重要なものであります。住宅建設は、ドイツ民族を政治的、経済的、倫理的および文化的に回復させるために、われわれにと

って向こう数年間もっとも本質的な必要事であります。連邦政府と連邦議会は、初めてこの根本問題に取り組むときにきたのであります」。

わが国において戦災復興院,そして建設省住宅局に引き継がれていった住宅政策は,まず何はともあれ住宅不足数の解消いいかえれば戸数を増やすことが中心課題になった。住宅の規模設備水準,家賃や住宅取得費などの問題は二の次であった。これが,わが国の住宅政策の第一の特質としての「戸数主義」である。

最近になって、日本の住宅政策は、量の問題は克服したので、次は質の問題だといわれているが、すでに触れたように、住宅が社会的なストックとして存続するという時間的な問題への配慮があれば、量と質とは分かちがたく密接に結びついている問題であると考えるのが妥当であろう。一定の質水準を確保した住宅供給が量の問題を解決するわけであり、そういう視点でいえば、わが国の住宅事情は依然として量の問題は解決できていない、と見る方が正しい見方であろう。

わが国の住宅政策の第二の特徴は、「持家主 義」である。

国民の住宅要求は自力で実現すべきであるというのが歴代政府の基本方針として貫かれてきた,住宅政策のいわばバックボーンであった。この点は先に引用したイギリスやドイツなどにおいて戦後の再出発のために住宅政策こそが重要であるとし,政府が本格的に住宅政策を推進してきた歴史的経過とは対照的であった。社会保障や社会福祉政策が十分な展開をみないまま,国民にとって持家を取得することは生活保障のための財産形成という自己防衛策であった。借家政策も,戦後の圧倒的な住宅不足の中で家賃高騰を押さえるために発動した家賃統制などの政策はあったものの基本的に借家の供給や経営

を居住の水準を高める形で促進する政策をとも なっていなかったために住宅としての水準を向 上させることは全くといっていいほど放置され てきた。公共住宅の供給も持家や民間の住宅市 場を乱さない程度に押さえ込まれ, 国民の要求 からは程遠い量と質であった。このことが持家 を確保することによってのみ家族の住生活を充 たすことができるのではないかという国民の持 家志向に拍車をかけた。労働者の権利を守り労 働条件を改善するための労働運動においても住 宅政策の課題が労働者の権利としての住まいの 実現という基本的な課題で取り組んでいくので はなく, 持家取得のための運動に傾斜してきた ことはこれまでも指摘されてきたことである。 このような諸条件の中で国民の側からも戸建庭 付き住宅は"終いの住まい"像として形成され てきたのである。しかしながら、都市における 住宅や居住環境の維持確保が個人の努力では限 界のあることは今日の地価高騰を涌して明らか になってきた。

わが国の住宅政策の第三の特徴は,「新規建 設(フロー)主義」である。これは「戸数主義」, 「持家主義」をとくに景気浮揚策と統合させ, 新たな大量需要を創出させる政策として展開さ れてきたことを指している。この政策の蓄積を 通してはっきりしてきたことは、豊かなまちづ くりとは無縁な住宅建設が至るところで進めら れてしまったことである。また, 住宅を子供や 孫たちの代にまで継承していく社会的な財産 (ストック) として位置づけるのではなく,一 代限りの大型耐久消費財としての性格を強めて きた。最近になって、ようやく住宅を維持・修 繕しながら住みこなしていくためのストック政 策に目を向ける風潮が現われてきたが, そのた めの施策はまだまだ未整備であるといわざるを えない。まちなみを構成する基本的な空間とし

ての住宅が、思い思いに勝手に建設されてしまったのは、何はともあれ、建設活動を活発にする側面だけで住宅政策を位置づけてきたからに他ならない。「新規建設主義」は住宅政策を景気対策として位置づけ、スクラップアンドビルド型の住宅供給を助長し、住宅産業の成長発展を大いに促すことになったが、人々の生活において時間と空間を確実に刻み地域社会や地域空間を継続的に形成し発展させていくという人間居住の基本的な要求を不安定なものにしてきたというべきであろう。

戦後今日までの住宅政策の特質として, さらにつけ加えておけば,それは住宅政策における中央集権である。すでに述べたように住宅問題はきわめて多岐にわたる課題である。したがって住宅政策はさまざまな分野が相互の関連をもった総合的なものでなければならない。しかし,戦後わが国の住宅政策が上に述べたような特質をもちつづけてきた背景には政府・建設省が一貫して住宅政策を中央集権的に担当してきたことが深く関わっている。

さらに戦後住宅政策の特質を議論する上で、もう一点検討しておかなければならないのは、 戦後わが国の公共住宅政策をどう評価するかということである。最近の公共住宅の議論の例を 「東京都住宅政策懇談会」で見てみよう。「東京都住宅政策懇談会」はその最終報告「生活の豊かさを実感できる住まいをめざして」(1990年4月)において、「公的主体が用地を取得して公共住宅を供給する従来の方式は限界にきている」としながらも「ファミリー向け賃貸住宅や高齢者・障害者向け賃貸住宅など、民間では提供が困難になりがちな種類の住宅を供給することは、公共住宅に求められる主要な役割である」といい、しかし同時に「公共住宅は、民間住宅の役割を補完する」ものに限定する。東京

特集・現代日本の生活と労働者 -

を始めとする大都市地域では地価高騰のあおり を受けて公共住宅を新たに建設することが著し く困難になってきており、公共住宅のあり方も 直接供給方式から民間との連携による公共住宅 (あるいは社会的住宅という表現もある)の形 態を模索する方向が示されるようになってきて いる。そもそもわが国の公共住宅政策はその出 発の時点から、それが地域における恒久的な存 在として地域や都市のあり方を支える構成要素 であるという考え方は弱かった。いいかえれば、 公共住宅は住宅不足が解消するまでの臨時的な 対応であるという考え方が支配的であった。公 共住宅は絶えず少なめに供給され、しかも住宅 の種類による輪切りの運営システムが硬直化し, そこに居住し続けることは少ない公共財の"有 効活用"になじまないといった風潮を形成して きた。このような公共住宅の管理運営における さまざまな課題を抱えていることも事実である が, 基本的な問題は人々の公共住宅に対する要 求に応える量と質を実現するほどの実績を確保 していないことである。

さて、戦後わが国の住宅政策を支えてきた住宅関連法としては、住宅の建設について総合的な計画の策定を国および地方自治体に義務づけた「住宅建設計画法」とともに住宅の供給を裏づける「住宅金融公庫法」、「公営住宅法」、「日本住宅公団法(現住宅・都市整備公団法)」などが主要なものである。これらの住宅に関する法制度、そして上述したようなわが国の住宅政策の基本的な性格に基づく具体的な展開は、とくに1986年以降の東京を中心とする大都市やその後全国的に波及していった地価高騰の中で急速に失速していった。大都市に住む勤労者は一般的に得られる給料による所得、いいかえれば労働による所得だけではもはや住宅を取得することは不可能になってしまった。法人が

大手を振って土地を買いあさり、すでに土地などの資産を所有している個人は住宅をようやく持ち続けているが、これとても地価高騰のまえに固定資産税や相続税によって持ちこたえることが困難になってきている。狂乱としか呼びようのない大都市での地価高騰が、都市の中から生活や住まいを奪い去ろうとしている現実の中で、いよいよわが国の住宅政策は根本的な見直しを迫られているというべきであろう。

さて、最後に今日のわが国の住宅政策の抜本 的な見直しを迫る直接的な契機となった地価高 騰の素地ともいうべき土地政策の特質について も触れておこう。

戦後のわが国の土地政策を眺めてまず指摘し なければならないのは,土地を私有財産として 徹底的に細分化してきたことにある。このよう な経過の中で国民の多くは土地の所有者になる ことを夢見て働いてきたが, それは不十分な社 会保障制度ともあいまって自分たちの生活を保 障するための方策であった。これはイギリスの サッチャー政権が「財産所有による民主主義」 を掲げて公営住宅を大量に払い下げ、持家政策 を進めているのとよく似ている。結果的には国 民の間に一層大きな階層格差を生み出すことに なった。このような土地所有要求を国民の間に 根づかせながら,土地を全面的な市場原理に委 ね, 徹底的に商品化していったのも, わが国の 土地政策の特徴であり、住宅政策における「持 家主義」と深く関連していることが理解されよ う。土地の商品化というのは、土地の価格が一 般の商品同様, 需要と供給との関係で決定され ることを意味する。しかし、 当然のことながら 土地は他の商品と違って新たに生産することが できない。限られた土地であるからこそ各国が 必死に都市計画に基づいて土地利用計画を厳密 に立案したり公有地を拡大しているのである。

わが国では、都市における地価高騰は土地不 足からきているのでもっと土地供給を増やすこ とが最も重要であるという政策が基調になって いる。そもそも土地を商品として供給すること を前提にした土地供給論は、人々の豊かな居住 環境を実現することにつながらないことはいま までの経過が証明してきたことである。また、 都市における土地政策は、土地の有効利用の促 進が基調になっている。都市内部の建物の高さ の制限を緩和してもっと高層化すべきであると いう提案や、全国の都市の中心部で都市再開発 が実施されているのはこの理論に基づくもので ある。しかし,現在いわれている土地の「有効利用」というのは,より利潤を上げる,地価に見合った採算性のある土地利用をするという意味でしかない。したがって,この発想の中には,都市における庶民のための居住空間をどう確保するかという視点がきちんと位置づけられていないというべきである。

以上見てきたようにわが国の今日の住宅問題 は戦後の住宅政策や土地政策と分かちがたく結 びついているのであり、これらの抜本的な改革 を迫っているということができる。

(福島大学教授)

読者めひろば

「季刊・労働総研クォータリー」の発行によって、労働総研もようやく、その存在意義と価値を社会的なものにした、といっていいと思う。 創刊号の圧巻は、巻頭の戸木田論文「労働問題研究の今日的課題」であった。「私の問題関心を覚書風にあまり整理もされないまま提出した」と断ってあるが、その内容は、わたしたち労働運動にたずさわっているものにとっても、

理論的・実践的に解明する必要に迫られている 課題を、網羅的かつ精密に提示している。

願わくは、ここに提示された諸課題について、 労働総研内にプロジェクトチームをつくり、本 格的に研究・解明して欲しいと思う。この作業 は、日本の労働運動の新しい構築にとって不可 欠であり、それをなしうるのは、労働総研しか ない。 高松克己(公務共闘)

本誌のとじ込みハガキにて、あなたもご感想・ご意見をお寄せ下さい。

失対制度「廃止」の攻撃と労働者の闘い

―新たな「高齢者闘争」に向けて―

江口英一

はじめに

「1990年失業対策制度調査研究報告」は、不当にも、今から、失対制度の存続はぎりぎり5年だ(平成7年度まで)と公言し、報告に明記した。労働省は30年にわたる失対打ち切りの総仕上げとして、全国的制度の廃止をもくろんできたわけである。これに対してその打切り反対を叫びつづけてきた全日自労建設一般労働組合は、「30年にわたる失対打切りの攻撃をやりとげさせるのか、それをのりこえて仲間の仕事と生活を守り、新たな就労対策への道をひらくのか、まさに正念場」(第55回定期大会議案、1991・2・17~19)だといい、「新たな『3年闘争』でたたかいぬく」という決意をはっきりと示している。

思うに、失対制度打切りをめぐる資本と労働の深刻で(後述の調査報告で、九州でのこの2、3年の自殺者とその経緯を記録しておいた)はげしいたたかいが、ある時は衆参両院での打ちつづく徹夜審議(1971年)に象徴されるように、国全体の問題として争われてきたのは、わが国の戦後労働政策とくに雇用政策全体が、失対事業制度の打切りとつねにペアになり、労

働政策の路線変更をめぐって,失対打切り問題を不可欠な要素として争われ,たたかわれてきたからである。早い話が,もともと失業対策事業制度とは,たんに雇用を与え,肉体的に生きる最低の糧を与えるというものではない。たんに「仕事」があればよいというものではない。それは法律に規定された権利として,雇用され,公的な責任として労働が行われるものである。それが「廃止」されるということは,このような日本の「労働権」にもとづく雇用保障制度が失われるということで,それだけでも重大な意味をもつものである。

思えば、失対事業制度は、一般に思われているより、私にいわせると、いろいろの重要な意味をもってきたし、いまももっていると思う。だいいち、失対制度によりあの困難な中で一家の露命をつなぎ、その子供たちが立派にそだち社会に出て、更にその子供たちがまた成長している。失対事業の歴史(1949・昭和24年成立の緊急失業対策事業法による)40余年の間、何等かの形でこの制度に依存して、今日ある人びとは、おそらくかたくいって1千万人を下るまい。しかも今日、当時の失対労働者とそれほどかわらない生活最低限以下の生活者が約

400万世帯(全世帯の11%)は存在する (例えば厚生省国民生活基礎調査の非課税世帯 の量) ことが明らかな現在, 失対事業制度はあ と5年で最終的に「廃止」されようとしている。 これはあらゆる意味で重大である。そこで、そ の最近の問題と、そのたたかいをかちぬいて、 労働組合はどうしようとしているのか, ごくア ウトラインを以下ではのべることにする。なお われわれは、のちにのべる90年制度検討の前。 昨年, まる1年をかけて北海道から九州まで全 国の失対労働者の状態をつぶさに歩き、調査し、 これを分析し、公表した。『賃金と社会保障』 1990年2月合併合,および8月下旬号であ る。それぞれの題名は「"人生80年時代"の 雇用政策を問う」および「『豊かな社会』の深 部を射ぬく失対『終息』=廃止政策 ― 北九州 調査をふまえて 一 」である。参照していただ ければ幸いである。

I 今回の労働省「調査研究会報告」 により明らかになったこと

昨年11月30日, すでに7回目になるという「失業対策制度調査研究会」の, おそらくこの系列の最終となるであろう, 「報告」が出された。「研究会」自身は, 労働大臣の一つの私的諮問機関でしかないのに, 失対事業制度についての「調査研究報告」が, 実際上, 同制度のあり方, 内容, 行政, さらにその存在そのものまできめてしまうがごとく, ずっと私に思えてきたのは, まことに解せぬところであった。それは政府・労働省の結局かくれ養だということになると承知はしているが, なかなか腑におちないのだった。国会で審議され, 法律で規定され, 公的に実施され, しかも国民生活の最も重要な部分としての底辺的部分の労働と生活を現にささえるこの制度が, 4, 5人の委員に

よる一私的諮問機関でしかないこの「調査研究会」の一片の「報告」によって,方向をかえられたり内容をあちこち制限されたり,はてはその存在そのものが否定されたりするのを見ると,国民生活,とくに底辺部分の労働・生活についてわずかではあるが研究にたずさわって来たものとしての私には,まことに心おだやかならぬものが,ずっとたまってきた。

そこへもってきて,全労連によって「科学的 な調査研究にもとずく報告とはとてもいえない もの」と評され、「現実に目をつぶる全く不当 な,調査研究の名に値しない」と抗議された昨 年11月末の先掲の, 第7回目の「調査研究報 告」である。「調査(し)研究(する)会」と いわれるものが「調査研究の名に値しない」と いわれたのではまことにさまにならない。それ はそれとしての「報告」はその第1の(3)で、失 対事業の「今後の5年間(平成3年度から7年 度まで)の暫定時実施はやむを得ない」云々と いって組合(全日自労)のたたかいの前に後退 した。このことの意味は、もし失対事業を廃止 するとすれば, 「調査研究会」が何といおうと, それは法律の廃止なのであるから、衆参両院の 議を経なければならない。それが前面に出てき てはっきりしてきたというわけである。その衆 参両院の審議とは、1971 (昭和46)年中 高法による失対への新規就労の道を、何夜かの 徹夜論議を経て全く閉ざした時, 妥協としてそ れがつけ加えられ改正案通過となった時の、衆 参両院のそれぞれの同趣旨の附帯決議をもふく めて、廃止のための審議を経なければならなら ないことがはっきりしてきたのだ。それはとう てい, いかに言辞を弄しても通過不可能だ ろう。その内容は、たとえば参議院の決議 では「1.現在失対事業に就労しているもの については、失対事業への就労によって維持

されてきたと同程度の生活内容が、 社会保障対 策や高年齢者の仕事に関する対策によって充実 されるようになるまでの間、引続き就労できる よう配慮すること」となっている。これが議会 で議論され, 通過することは, 失対労働者の賃 金・生活条件がよいのでなく、年金をはじめと する現在の日本の社会保障, 高齢者の雇用。賃 金の低さから, 到底無理なことは誰でも分かっ ているからである。いま、1986年からの年 齢65歳への制限の具体化(「制度的首切り」) により失対を排除され、いわゆる「激変緩和」 と称して現在「任意就業事業」(月.10日就 労,賃金日額4,000円。月4万円。手当なし。 交通費その他一切なし。日雇健保喪失, 高い保 険料の国民健保へうつることを強制。年金は国 民年金,月3万円以下)に就労する元失対就労 者の年収は年金その他すべていれて年間約100 万円, 失対就労時の年収200万円のわずか半 分, ほとんど生活保護者以下(生活保護受給に はきびしい制限があること周知であろう)であ ることは、しらべればすぐわかる事実の問題だ からである。

こうして失対就労は、法律化された適格者への権利として与えられたものであることが、名実共に、今度の「調査研究報告」をめぐる闘いの中で明らかとなり、また自覚化されてきたのであった。ところが「報告」は先出の文言のすぐ次に「これを超えて(いまから5年をこえて)さらに失業対策事業を継続して実施すべきではないと考える」とのべているが、それをいまからいうのは、何の根拠があっていえるのか。5年後というならその時の国会の決議事項であり、その時はっきりと、議会で議論されるべきであることが、今やはっきりしてきたのである。

もともとこのように権利として、国の責任として雇用を保障するということは、保障される

べき人すなわち失業者がいて、そこへ、そのため 必要な資金を供給するということである。それ は事業, 仕事がまずあって, 人に対して仕事が与 えられるといった, たとえば事業団のような、あ るいはそれぞれ利潤目あての事業をやっている 民間会社の事業に対し補助金を給付して,雇用, 就労をお願いするのとは、根本的にちがうので ある。利潤原理でうごく私的企業は, もともと 自分に必要な量と質の雇用しか受入れないのは 目にみえている。この点については項をあらた めてふれたいが, その前に, 現在小規模現場問 題として, 失対就労者が5人, 10人といった 現場に資金を流さず, 事実上失対廃止に導こう とする、上述のような憲法による労働権に反す ると同時に, あまりにもミミッチイ, 日本的な 弱い者いじめの行政がとられようとしている。 年齢制限の強行のもとで、このままでも、失対 就労者は5年すれば、おそらく全国で3.000 名くらいに減少するのであろう。それをそのよ うな小細工で、もっとへらそうというのである。 湾岸戦争でアメリカのいいなりに90億ドルを ポンとだすといったために, このようなまこと に「もった茶腕を腕から払いおとす」に似た, まことにケチクサイ"いじめ"の日本的行政が、 それとペアになって現実にすすんでいる。

I 雇用保障政策の削減から雇用そのものの否定政策へ

ー これまでの「調査研究会報告」 の流れに沿いつつ —

もともと、労働省が自民党政府の経済政策の 支えとして、そのワク内で具体的に展開してき た雇用にかかわる労働政策は、失業対策事業 「打切り」に結局帰着していった、「失業対策 制度調査研究会報告」の答申内容と、いわば 「あざなえる縄」のごとく、裏腹となって展開

してきたように、私には思える。それほど失対事業 制度というのは重い意味を, 戦後日本の雇用政 策の中で、もってきたように私には見える。それ は戦後日本の雇用保障政策の一つとして、重要 な意味をもち, 戦後日本独占の雇用=労働力政 策と正面からぶつかるものとして発展して、きた からである。もちろん失業対策事業は、その出 発のは じめは、戦後大量失業と貧困に対する弥 縫的慈恵的施策として創出されたものであった。 ところがこの制度により、日々の糧をやっと得 ることが出来た人びと, すなわち戦後失業者・ 貧困者は,この制度の内容を,その名にふさわし く充実するため, 労働組合(全日本自由労働組 合)をつくり、この制度をまがりなりに、日本 の庶民=底辺の, 雇用=生活を保障する制度と して、それなりに充実させていったのであった。 法律に規定されたこの制度による雇用, そして その賃金は, あまりに低い日本の最低賃金制の 水準をこえることになり, 当時開始された労働 力流動化政策と真向からぶつかることとなった のだ。

そこでその直後、1963年(昭昭38)年にその入口が、炭坑地帯などをのぞき、かなりしめられてしまった。その直前の1962年、「失業対策調査研究会」は第1回目の「調査研究報告」を出す。この「報告」は失対事業を、要するに2つに分け、労働能力の高い部分と低い高齢者対策といったものに分けようという。1963年の法改正はその62年の「研究会報告」にもとづくものであり、失業対策としての失対事業を政府は労働力政策をになうものたらしめるため、職業訓練をその内容とする「就職促進の措置」を経てなおかつ職が得られない失業者のみを、失対事業の適格者として、受入れるというものであった。この時点は高度経済成長政策と、それを基礎づける労働力流動化政策

が出発した時期であり、いずれにしても雇用保 障政策としての失対事業は、その就労者が流出 すること,流入しないことにより,5年ぐらい の間に事実上消滅するだろうと考えられたので あった。なぜなら失対事業賃金の低さ, 高度経 済成長による雇用の増大により, 失対労働者= 失業者はここに止まっていないだろうと政策担 当者とそれに同調する研究者側は考えたからであ る。けれども現実はまさに逆で、高度成長下で の一般産業雇用の不安定さと賃金の低劣さ,社 会保障の低位さ,外側の分野での労働の強度化 などにより、目に見えて流出していくことは, ほとんどなかったのである。これを政府, 労働 省、および「調査研究会」は「滞溜」ときめつ けた。そして以後30年間にわたり、雇用保障 政策としての失対事業は存続してきた。失対労 働者はたしかに今日先にのべた「任就就労者」 をふくめて1万7,000人であり、ほとんど最 盛時の何十分の1に減少しているとはいえ,小 論前項においてのべたような位置づけにおいて, いまも新しい今日的な雇用保障の道を求めて, 労働者はたたかおうとし、またたたかいつつあ るわけである。

この30年間の「調査研究会報告」と失対事業の変遷、それと裏腹をなして進む政府のいわゆる雇用政策の、大きな転換をふくむ流れのくわしい道すじを、この小文の範囲の中で描くわけにはいかない。そこで以下では大まかな転機となるものと、その特徴についてだけのべたい。はじめにふれなければならないのは、1970(昭和45)年の「報告」である。この「報告」は既出の約10年前の1962年「報告」の延長線上にあるもので、労働力政策としての失業政策としては、いまや「公共事業吸収方式」たる失対事業によらず、その門を完全にとざし、民間企業の雇用によるべきであるとし、その方

向へと失業者を流動させるべき考え方を, 提言 したのであった。この考えの前提には日本の失 業がいわゆる「潜在失業」の形をとり、また失 業と貧困の量が膨大であることが、忘れさられ、 いつのまにか過少評価されていると私は思う。 「ノド元すぎれば熱さ忘るる」というべきとり かえしのつかないあやまりが、そこにはあった ように私は思う。それはそれとしてその翌年、 1971 (昭和46) 年, 「中高年齢者等の就 職促進に関する特別措置法」(中高法)が議会 に提出された。すでにのべたように, それは妥 協案として既述の内容の附帯決議により, ひと ことでいえば, 現在失対に登録されているもの は, いわば死ぬまで働いてよいという附帯決議 をつけて、「中高法」はむりやり通過したので あった。このとき失対への入口を閉ざすかわり に,民間に求職者を流すためということで,高 年齢労働者,身障者等への民間会社の一定の雇 用率を、法律的に強制する政策がとられ、その 意味では雇用保障政策としての性格をある程度 保持する政策を、この国はまだもっていたとい い得た。

しかし「雇用率」の法的強制もどの程度守られたかはうたがわしいし、その後のちにのべる1986(昭和61)年「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」が定められる時には、その法的強制ははずされ、単なる「努力目標」とされ、消えていった。それは消えていったばかりではない。雇用政策の中に企業への補助金給付の政策が、ドイツなどの雇用税ということなら私もきいたことはあるが、反対に企業に公金を労働力その使用に対して与える政策が、労働省の雇用にまつわる政策としてその後、いろいろの形で、雨後の筍のように生まれてきた。その間には、1975(昭和50)年の失業保険の衣がえ、雇用保険法の創出が介在する。それは雇

用保険法の事業としての「雇用安定事業」の設 定を期として発展してきたもので、今日たとえ ば労働省の企業主用の宣伝パンフ『雇用の安定 のために ― 事業主の方への給付金のご案内 ─ 』 (平成2年度版)によると、それらは大 きな分野として23分野に分かれ、それが更に各種 の場合にいくつにも細分化されて, これではま さに労働省の係官ですら、コンピューターがお ぼえている以外おぼえられないだろうと思われ るほどである。そして最もいけないことは、そ の効果が分からず、公表もされないことである。 その給付された金額さえ, きちんと精密に示さ れていないことである。そして止められた失対 事業への就業に即していえば, いま, 「高年齢 者多数雇用奨励金」とか定年到達者への「継続 雇用奨励金」などといった制度があるというが. (労働省『高年齢者の雇用をすすめるために』 • 平成2年版), もちろんこれらははじめられ てまだ1年くらいでその結果は分からない。た だ重要なことは雇用された 高年齢者の賃金が、 企業主への補助金給付と引きかえに、引きさげ られてはならないとは書いてない。高齢者の賃 金はいっそう引き下げられるかもしれない。こ ういった点をふくめての効果ということでは, どうであろうか。

そもそも利潤を中心に、複雑な企業経営を行う資本家的経営が、人を雇う場合、自己の都合の範囲をこえて、補助金が給付されようと、人を雇うことがありうるだろうか。まして企業の都合でなく、雇われるべき、そして生活をかかえる人の立場で、雇用をきめるとは、常識あるものには考えられない。そして公金としての補助金が給付されているということは、雇われる側にはおそらく公表されまい。それは、労働権にもとづく法による失対事業への就労とは、天と地のへだたりがある。このような雇用は、雇

用のきっかけを与え,ある程度促進するという 意味はあっても,雇用を保障する雇用保障政策 の中には,本来的には入らないだろう。雇用保 障政策はその柱を完全に失ったのである。

さてもとに話の筋をもどせば, こうして 1970 (昭和45) 年「報告」の理論的基礎 の上に71年の法改正がおこなわれ、その後附 帯決議によって失対事業就労者は, 新規流入は ないまま増加せず, しかし高度経済成長にもか かわらず外側の労働条件の劣悪さから, いっこ う減少せず,この時点で9万5千人を数えた。 80 (昭和55) 年「調査研究会報告」は、い まや失対事業は、附帯決議の存在にかかわらず, 労働力政策としてかなり離れているとし、この 時点で,いまや「終息」の時となったという。 そして65歳年齢制限をいい、ただそれは5年 後にまで余裕をもとうという。 そして次の85(昭 和60)年「調査研究報告」により、年齢線引 き=制度的首切りが具体化されてくることにな る。この80年代は、周知のように中曽根=臨 調行革路線が吹き荒れた時期であることは周知 のところである。85年で失対就労者は6万 1,000人強であった。86年から、首切りは 具体化され, この1年に3万3,000人に減少, 昨年の90年には1万人強となった。

この首切りが具体化されはじめた86(昭和61)年,「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」が制定され,90年「調査研究会報告」は,その第1の(3)の前段で,この法律が制定施行され,「高年齢者の雇用就業をめぐる諸対策が着実な進展を見せている」といっているが,この法律で実施された大きな施策は,なかんずく「シルバー人材センター」だけであった。ここでの就業は,「雇用」=やとわれの形態を取らず,単なる任意の臨時的就業にすぎない。そこで得られる報酬は,賃金とは呼ばれず,任意の請負

による分配金とよばれるものである。そしていわゆる「生きがい」のための労働だというのである。 したがって生活のために仕事を求める人は、今日のところ、この施策にはなじまないというのである。ところが実際上ここで就労する人の中には、多くの生活のために働くという高年齢労働者が、現実に存在するのである。すなわち雇用労働として働き、生活せねばならない低所得労働者にとって、「雇用」そのものを否定されているということである。

こうしてシルバーはその法律の名前にある「雇用の安定」には値しないものであり,反対に「雇用」を拒否し,否定するものとなっている。労働省はシルバー就労者が集まって集団的にその要求をすることを,それは雇用された労働者でないからということで,交渉を拒否するようシルバーの事務当局者に通達を送っているという事実がある。いずれにしても,このようにして,労働省の雇用政策は,「雇用」そのものを否定する政策となり,雇用の保障からその消滅へ,更にいわばその積極的否定に進んでいるといってもまちがいはないであろう。

これには 6 5 歳以上の雇用労働者に雇用保険 の適用を除外し、最賃制度の業種別最低賃金を 適用しない今日の雇用、労働政策が附加されて いる。先にのべた「補助金」制度も 6 5 歳以上 には適用されない。これは「雇用」政策の積極 的否定に他ならない。

失対制度の打切りはこうして、「雇用」政策 の否定をともないつつ、今日にいたっている。

■ 新たな雇用・就業保障闘争= 「高齢者闘争」への出発

さて,全労連第4回臨時大会(1991・1・29,30)の『秋季闘争の総括と91春闘方針の補強』を見ると,「7,高齢者に安定した雇用と

就労の保障をめざす当面の重要政策(要綱)」とあり(同書59頁),その中で、今日の技術革新、合理化の広がりの中で、パート、派遣、請負、アルバイトなどの不安定雇用労働者はもちろん、正規労働者においても「このまま年をとったらどうなるのだろう」という不安が、雇用の形態や従業上の地位、年齢などをとわず全労働者をおおい、「高齢者の雇用・就労保障の確立は、高齢者ばかりか、すべての労働者の"人間らしい労働と生活"保障を実現させる共通の、しかもさし迫った要求である。全労連はここに掲げた諸要求実現をめざし、こうした立場からを力をあげて奮闘することを呼びかけるものである」と宣言している。

小論でこれまで考察してきた雇用保障政策に かかわることは, 別に高年齢労働者だけの問題 ではない。しかしこれまで見てきたように,全 体の雇用保障政策の支柱的政策としての失対事 業が, 支配階級から総攻撃をうけ, それに主と して失対事業就労者で形成された全日自労建設 一般が中心となり、その防衛のためのたたかいが、 40年近くつづけられる中で、その人々もいま や高年齢化してきた。こうして失対事業をめぐ る闘争, 雇用保障政策をめぐるたたかいは, 現 実的・具体的には,一つは中心を高年齢労働者 の生活を守る「高齢者闘争」という形におき, そこから新しい闘いをきずきあげざるを得ない。 それが現実的であり、またそれは先に引用し た全労連のいうように, きびしい今日の情勢下 の全労働者の共通の問題として, 提起されうる 問題となってきたのである。

そういうなかで、昨年暮れ、全日自労は、12月12、13日、「高齢者闘争交流対策会議」を熱海で開き、既出の90年制度検討の「調査研究報告」が出されてからはじめての、これからの運動方針の新しい討議の機会を、そのよう

な形で持ったのであった。その「討議要綱」の 「はじめに」にはこのようにのべられていた。 悲壮感さえ感じられるその文章は次のようであ る。

「失対制度検討の結果をふまえて, 高齢者, 失業者のたたかいと組織化, 高齢者の大運動を, 決意を新たに前進させることが, 待ったなしの 緊急の課題となっています。失対終息の攻撃が きびしくすすめられ, そこでの主体的な力量が 大幅な後退を余儀なくさせられているなかで, 高齢者,失業者のたたかいのいっそうの前進を かちとらなければならないわけで, その困難は 少なくありません。と同時に私たちはこれまで の失対打切り反対闘争, それに結びついた失業 者闘争, 任就切れ(任意就業事業就労期間切れ) 対策のたたかいなどのなかで、失対の枠をこえ た高齢者の運動と組織化の前進をかちとってい ます。また高齢者大会の運動や年金者組合をは じめ、高齢者運動が広がりすすんでいます。そ の基礎には、高齢者の問題をめぐる情勢の発展 があります。こうした諸条件をつかみ、なんと しても高齢者の仕事を中心としたたたかいと組 織の前進をかちとらなければなりません。…」 (「要綱」1頁)。

要するに、全日自労は失対打切り反対闘争から出発して、未組織下積み高年齢者のたたかいへという線から、ある意味でその考えをかえて、いうならばさらに大きな下積み高年齢者の生活活と労働を守る「高齢者運動」へと出発し、雇用、就労をめぐるたたかいの分野を全日自労は主に担いつつ、新しい闘いの道をすすめようというのである。

それでは「高齢者」とは何か。それはいかなる状態にあるのか。いま失対労働者のすべてを合算(賃金,手当,日雇失業給付,交通費等)して年収200万円とすると,厚生省「国民生

活基礎調査」によれば, 高齢者(65歳以上) の約半分は, それ以下の世帯収入の, 決して楽 ではない生活の中で暮らしている。要するに高 齢者の大半は国民の最低辺を形成している代表 である。その高齢者は1985 (昭和60)年 国調では1,246万人。その2割は病気。虚弱 などとして、普通の健常者は997万人。この約 1千万人の4、5割は低年金の下、現に働いているか 仕事を求めているとして,他は家庭の中その他で. 多くは家事の分担など, 広い意味で生産的な労働 にかかわっている。共働き世帯での家事を分担 する老人などを考えるがよい。こうして65歳 以上で, 雇用保険さえ適用を排除され, 高齢者 雇用の企業への補助金政策にものせて貰えない 実際上の高年齢労働者を半分以上ふくみ, いそ がしく毎日の日常雑事をこなして生きている, 低生活 (2分の1は年収200万円以下世帯) の1千万におよぶ高齢者達は、広い意味の労働 者階級の一員でなくて何であろう。まして彼ら の多くは、名実共の労働組合員のOBである。 このように考えると,たしかに多くの困難な反 対要因はあるが,「高齢者闘争」はこれから根 のようによく広がる必然性をもち, そしていわば 著しく階級闘争的な性格をそなえつつ。 具体的 にたたかわれていく可能性を豊かに秘めている ものといえる。

このような基礎の上に,「高齢者闘争」は,ある意味でその第一歩として,これまで長い間つづいてきた雇用保障をめぐる闘いの中で,あらためて新しい形の雇用・就業保障を,いいかえれば新しい高齢者就業対策を,追及するたたかいとして進められる必然性がある。この「要綱」によると,それはたとえば高齢者就業センター方式による「高齢者就労事業」を,国の制度としてつくり上げることだというのである。たしかに高齢者の中心には,すでにふれたように常時,

そしてフルに外に出て働くことを欲しない層も ある。またそれとは別に低年金の中で、生活の ために, フルに働かなければならぬ層もある。 これらは言葉は何といっても, 今日の社会では 雇用(やとわれ)形態をとりながら働くという ことである。たとえば、すでにみた86年の 「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」によ り全国的となって広げられたシルバー人材セン ターの労働の中に、このようないくつかの形の就 業形態をつくり,大きくは「高齢者就業センタ - 」を中心に、全体は運営されるということであ る。この就労事業制度のもとでは、労働保険, 社会保障等労働者としての権利, 諸制度の適用 をみとめ、 高齢者の労働における最低以下の極 度の低賃金や不安定雇用, 就業をおさえる歯止 めとしていくといったぐあいである。このよう なやり方は、今日おこなわれている「シルバー人 材センター | の拡充によっておこなうことができ るというのであり、すでに現実のたたかいの中 で, いくつかの地域でその萌芽の創出が見られ るというのである。もちろんいまのところ,こ のような方向は当局の側から強い反対があり, 現実はなかなか困難な道を歩んでいるのが現状 である。ただ現実のシルバーは今日, 就業実人 員は1989 (平成元) 年度で約15万人, 年 齢は70歳以上が4割弱,60代後半が3割強 ということである。約半分は軽作業であり、こ の場合の収入(分配金という)は1日3,759 円,就労日数は1ヶ月9日程度ということであ る。この人々は自立した国員ということで、現 実は、もちろん労働保険、たとえば雇用保険な どは適用されない。これらはまた、さまざまな 名称でよばれる高齢者事業団をもふくめて考え うるであろう全日自労の『高齢者事業団現状報 告』によると、1990年12月現在で全国21 の高齢者事業団の団員数、その他が報告されて

いる。

ただ高齢者生活の場合,一つはその生活の基礎として,年金,医療(給付と出費),住宅(家賃などをふくめて)その他は,いわば全体として相互補完的であり,またどの要因もそれぞれ不可欠的な性格のものである。これらが同じように追及されなければならないことはもちろんであり,その意味では,「就労センター」は「就労と福祉センター」に拡大されなければならないことは明らかである。

もともと高齢者は、その人の人生をとってみれば、これから何かをなそうというのではなく、逆にさまざまないわば重荷から解放され、自由にのびのびと生きるというのが、その大方の目標であろう。別に「豊かな」ぜいたくをと願うわ

けでもあるまい。しかしながら,すでにのべた ように,高齢であればある程家庭の中に入りこ み,しかもその中で,案外いそがしいのが高齢者 の日々であろう。しかも日本のような低年金の 中ではそれすら出来ず,外へ働きに出なければ ならぬ高齢者も広範にいる。こういう場合.

「高齢者闘争」のための組織の形成や活動は大変困難をともなうことも明らかなのである。したがって現役の組織労働者が自分達の将来であるという意味をふくめて、大いに支えとなっていくことが不可欠である。まして、1000万の健常な高齢者の2分の1が年額200万円以下の失対以下のまずしい生活の中に、生きていることは経済大国日本において許せないことである。 (理事・中央大学名誉教授)

─<前号の訂正のお知らせ>

「労働総研クォータリー」前号(創刊号) の「労働者派遣事業」「ILO(夜業)問題」プロジェクト報告の「まえがき」(41頁) に重要な誤りがありましたので、下記のように訂正します。

「ILO(夜業)問題」プロジェクトの 構成,永山利和常任理事,松尾邦之(早稲田大学法学部講師),斉藤周(早稲田大学法学部講師),斉藤周(早稲田大学法学部研究科)の次の「および全労連国際局,調査・政策局,国民運動局,婦人局,研究 所事務局。なおこれに関係産別組織から新 聞労連,日本医労連,国公労連等が研究に 参加した。」を削除。

「労働者派遣事業」プロジェクトの構成, 加藤佑治常任理事, 三富紀敬常任理事, 長 井偉訓(静岡県立短期大学助教授), 中山 徹(高千穂商科短期大学講師)の次の「お よび全労連調査・政策局, 国民運動局, 研 究所事務局で構成。これに全建総連, 国公 労連等の産別が協力した。」を削除。



国鉄闘争をめぐる国際連帯

--- 民営化反対は世界の労働組合の重要課題 ---

加藤益雄

国鉄の分割・民営化によってJRを不採用になった国鉄労働者が、清算事業団での3年間を経て、1990年3月末には、そのうちの1.047人が解雇された。それから1年を迎えようとしている。

国鉄の分割・民営化とこれにつづく国家的不 当労働行為とも言うべき国鉄労働者の大量解雇, そしてこれに反対するたたかいは世界各国の労 働組合にとっても重大な関心事であった。なぜ なら,各国の労働組合が自国で直面している大 きな問題の一つが日本の国鉄問題と同じ性質の ものであったからである。それは民営化,規制 緩和であり,これにともなう企業間競争の激化 と労働条件の悪化,労働者と労働組合の権利の 侵害であった。

資本主義諸国の労働組合では、民営化政策とのたたかいなしには労働組合の存立自体が危うくなるほどに、この政策による労働者・労働組合の権利侵害が顕著なものになっている。発展途上国では、民営化・規制緩和がIMF(国際通貨基金)やWB(世界銀行)による融資条件として押しつけられる例は枚挙にいとまがない。さらに、似たような事態は一昨年秋以降、歴史的な大変化をとげた東ョーロッパの旧社会主義諸国でも起きていることを見過ごすわけにはいかない。

臨時大会に向け国際的アピール

全労連は結成からわずか5カ月後の4月25日,国鉄労働者の解雇撤回闘争を支援し,全労働者・労働組合のたたかいによって国鉄闘争を勝利にみちびくために第2回臨時大会を開催した。臨時大会は国鉄闘争を「労働組合の存在理由が問われる問題であり、たたかう労働組合の責務である」「すべての労働者にかけられた攻撃であり、人権と民主主義を守るたたかい」「労働組合運動再生の環であり、この闘争の勝利が他の争議の勝利にとっても重要」との位置づけを明らかにするとともに、中労委救済命令を求める個人署名、毎月「1の日」宣伝行動、カンパ活動などのとりくみを決めた。

全労連はこの臨時大会を前に、世界各国の労働組合と国際労働組合組織にたいして手紙を送り、1.047人の国鉄労働者の解雇にいたる経過とその撤回闘争について知らせるとともに、国鉄闘争への支援と連帯を訴え、大会へのメッセージを要請した。

フランス労働総同盟 (CGT) からは「解雇された国鉄労働者の闘争を支援する全労連臨時大会への深い連帯を表明する」メッセージとともに、これらすべての労働者の再雇用と働く権利、労働組合基本権の尊重を要求する電報を日本の海部首相宛に送った。ベトナム労働総同盟

(TOCODO) は「国鉄労働者の解雇反対闘争への強い連帯と支持を再確認する」とともに全労連の闘争の全面的な成功への期待を表明する電報をよせた。

フィリピンの5月1日運動 (KMU) は海部 首相にたいして「国鉄労働者の大量解雇はかれらの働く権利を奪い、労働組合権を侵害するものであり、強く抗議する」とともに、「明らかに反労働者的な民営化政策をやめるよう主張」した。この他に、その後もアフリカ、ラテンアメリカのいくつかの途上国からメッセージが届いている。

民営化問題とアジア・太平洋労組

全労連の臨時大会に先立って,3月中旬,マレーシアのクアラルンプールで第3回アジア・太平洋労働組合会議がひらかれ,これに全労連から福永副議長,加藤国際局員,国公労連の金子全国税委員長,通信労組の栃尾書記次長,労働総研の永山常任理事が参加した。会議は最終日,全労連の提案によって「日本の国鉄労働者の闘争への連帯メッセージ」を採択している。

第3回アジア・太平洋労組会議では、これに合わせて、4つのテーマによるセミナーがひらかれた。「民営化と労働者・国民への影響」と題する第1テーマについては、マレーシア国際戦略研究所のラウフ・サリム氏が討論のための導入報告をおこない、「民営化がより効率的であるという保障はない。民営化によって社会が受ける利益は平等ではない。民営化される部門の労働者のおかれる地位と状況は労働組合にとっての関心事である」と述べ、マレーシアの経験を土台に発言をおこなった。

また、マレーシアの国鉄民営化法案が90年 6月には同国国会に提案されるという状況のな かで、官公部門労組のナショナルセンターであ る公共公務労組会議(CUEPACS)が「民営化は基本的な公共サービスにたいする重大な脅威であり弊害をもたらす。公共・民間の単純な効率性の比較によってはかるべきではない」との意見を述べた。

討論では、議長を務めたオーストラリア建築 産業労組全国書記のA・ボーツウェイン氏(世 界労連副議長)がオーストラリアの労働組合は 民営化を受け入れていないと述べ、インド、フィリピン、バングラデシュの代表も同様の意見を 示した。日本からは通信労組の栃尾書記次長が 電電公社のNTTへの民営化とそれが労働者・ 国民にもたらした犠牲について発言した。

このテーマに関する討議全体のコンセンサスは,民営化が労働者と消費者,あるいは公共サービスの受益者にとってマイナスであり,それは少数者への富の集中と腐敗の可能性を招き,効率性を引き上げる現実的保障はない,というものであった。

アジア・太平洋労組会議の主催者であり、同 セミナーの共催団体の一つであるアジア・太平 洋労働組合調整委員会 (APTUCC) はこれ に先立つ1988年10月, ニューデリーで世 界労連第41回総評議会がひらかれた機会にも 民営化問題に集中したAPTUCCセミナーを おこなっている。このときは、日本から当時の 日本医労連の松本委員長, 国公労連の川島副委 員長,統一労組懇・国際委員会の加藤事務局員 が参加したほか, 国労の松田中執が出席して, 国鉄分割・民営化の本質と反対闘争, 歴史的な 国労修善寺大会, 社会党の妥協的態度, 清算事 業団でのたたかいなどについて発言し、各国か らの参加者に大きな感銘をあたえた。 (これら 2つのセミナーの記録・資料は現在,全労連国 際局に保管。関心ある方はお問い合わせを)

オーストラリア労組と交流

さて,昨年4月の国鉄闘争支援を中心議題と した全労連臨時大会には,先に述べた国々のほか,公営企業の民営化に反対して長期の困難な 闘争をたたかっているオーストラリアの労働組 合から熱烈なあいさつが寄せられた。

西オーストラリア労働組合評議会のクライブ • ブラウン書記は「私的経営者が公的財産を手 に入れ, これを公共サービスの観点よりも利潤 の追求を主目的として経営するときどのような ことが起きるかを, 我々はイギリスやアメリカ の実例で目撃している。利潤動機を至上のもの とするにしたがい,国民へのサービス水準が著 しく低下することはこれら両国の経験がはっき りと示している」と述べ、「政府が公営から私 的部門へ資産を移転する決定を行なう場合であ っても,政府企業の従業員にはいかなる場合に も新しい企業体での職を与えるか, さもなくば 他の政府機関に吸収することを保障するのが政 府の義務である。民営化の結果として,政府が 雇用する労働者を解雇することは受け入れるこ とはできない」とし、「外国向けになされてい る日本の労使関係についての説明からは、JR の行動は理解しがたいと言わざるを得ない」と 述べて、全労連代表団をオーストラリアへ招待 したいとの希望を伝えてきた。

これを受けて、全労連は福永副議長、加藤国際局員、全動労の福岡中執、国労近畿地本の大矢特別中執の4人の代表団を派遣した。代表団は西オーストラリアの労働組合との交流を通じて、日本の国鉄分割・民営化が日本の独占大企業に膨大な国民の資産を売り渡し、かれらにいっそうの利潤を保障すること、また、労働者と労働組合の権利を侵害するとともに日本のたたかう労働組合の破壊をねらって強行されたもの

であることを明らかにした。また,民営化がローカル線の廃止やその後の多発する鉄道事故による安全性の問題など,労働者・国民に大きな犠牲を強いるものであることを明らかにした。そして全労連が,「一人も路頭に迷わせない」「組合所属による差別はしない」という政府の国会での言明を守らせ,1,047人を再雇用させるために政府,JR,中労委にたいして一日も早く解決するよう迫っていること,また,民営化されたJRを国民のための安全な公共輸送機関として確立させるために全力をあげて多様なとりくみをおこなっていることを紹介し,オーストラリアの労働者への支援を訴えてきた。

先進国では考えられぬ政府・JR の対応

オーストラリア側は,ボブ・ホーク首相(元オーストラリア労評議長)ひきいる労働党政権下ですすめられている航空,通信など国営企業の民営化や規制緩和の状況とこれにたいする労働組合の粘り強いたたかいについて説明するとともに,日本の国鉄闘争への支援・連帯の具体的な行動として,30をこえる労働組合が日本政府,JR,中労委にたいするそれぞれ独自の抗議・要請書を用意し,全労連代表団に託した。

これらの要請書の基本的な特徴は、西オーストラリア労評からのメッセージと同様、民営化にあたっての雇用確保の第一義的な重要性を強調すると同時に、日本政府とJRの対応が、先進国日本の国際的にもよく知られた「良好な労使関係」からは考えられない驚きであり、恥ずべきことであるとして、最近の日豪経済関係や国民感情をふくめた両国の関係にも影響しかねないものとしている点であった。

このことは,一方では,日本の労使関係の実態や労働者のおかれた状態,日本の労働組合の

闘争についてのたたかう労働組合運動の側から の主張が国際的にはまだまだ不十分にしか伝え られていないこと,また,経営者や「連合」サ イドからの情報が従来から支配的であったこと を示すものとしてとくに注意をはらうべき点で ある。

国鉄労働者のたたかいと世界労組 大会

昨年11月13~20日,モスクワで第12回世界労働組合大会が開催され,全労連から熊谷事務局長,福永副議長,加藤国際局員が参加した。大会はソ連,東欧における官僚主義的社会主義の危機と「市場経済」への移行,ソ連・ポーランドを除くこれら諸国労組の世界労連からの脱退という状況のもとでひらかれたものであった。大会基本文書「90年代の労働組合戦略」は民営化政策にたいする労働組合のとりくみの重要性については述べながらも、明確な立場を示してはいない。(第12回大会の詳細については『労働総研ニュース』91年2月1日発行の第11号を参照)

1986年9月,東ドイツの首都ベルリンでひらかれた第11回世界労組大会では、自民党中曽根内閣による国鉄分割・民営化法案の国会提出を目前にして、国労の嶋田中執(当時)が分割・民営化のねらいと本質を明らかにし、国鉄労働者の雇用を守り、たたかう国労を守って粘り強くたたかう決意を全世界の労働組合の代表のまえで表明した。4年後、モスクワでの第12回大会は最終日、日本の世界労連加盟組合と全労連が提案した「日本の鉄道労働者の闘争に連帯するメッセージ」を満場一致で採択した。

日本の労働組合は、全労連が結成される前の 1987年10月、東京で、統一労組懇、世界 労連加盟組合,国労の三者が共同して「民営化, 規制緩和など独占資本の新たな攻撃手法」をテーマとする国際労働組合シンポジウムを開催し, アメリカ,フランス,オーストラリア,インド, 世界労連の各代表の参加を得て,熱心な国際的 意見交換をおこなった経験をもっている。日本 のたたかう労働組合の経験と意見を広く海外に 知らせ,かつ,諸外国の闘争の経験から学ぶと ともに,共通する課題にもとづく労働組合の共 同行動,連帯と協力を強化し,国際独占にたい する共同の90年代労働組合戦略の構築に向け て,全労連がいっそう積極的なイニシアチブを 発揮することが求められている。

(全労連・国際局)



海外の保育事情

中田照子

はじめに

1980年のベビーホテル問題は、日本にお けるその後の保育問題の象徴であった。つまり、 女子労働の増加と労働時間の多様化という産業 構造の転換点に立って, 保育施設における保育 時間の多様化・日祝日保育の必要性の暗示であ った。しかし、それが、保育制度の変化に具体 的に結びつくまでに約10年の歳月を要し、べ ビーホテルの利用者は一層拡大するとともに. ベビーシッターなどによる二重保育の利用が一 般化しはじめた今日になってようやく夜間10 時までの時間延長の保育予算が実現した。しか し, そこにおける国の予算の内容は、保育時間 に見合った保育者の配置や保育施設・設備を整 えるにはほど遠いものである。以下で、第2の 産業革命といわれるME (マイクロ・エレクト ロニクス)技術革新の下における経済のサービ ス化や情報化社会のなかでの保育問題を概観し たい。

1. 経済のサービス化と保育の問題をみる視点

重厚長大といわれた大量生産を基にした製造 業型のいわゆる1960年代の高度成長にたい して、ME技術革新の下における生産は多品種 少量生産を可能にした。それは、産業革命が石 炭・石油・電気・原子力エネルギーなどのエネ ルギー革命を基盤として飛躍的な生産の拡大を 計ってきたのにたいして、ME技術革新は、情 報の伝達・処理を中心とする人間の身体的動作や頭脳機能をコンピューターとして組み込むことによって、生産や事務処理・財の管理に大きな影響を与えつつあるものである。こうしたNC工作機械、ロボット、OA機器などの導入によるME技術革新は、直接生産に携わる労働者を減少させるが、サービス経済化の比重は高まり、技術者・プログラマー・商品のデザイン・広告・マーケティングなどの職業分野を拡大する。従って、そこでは、労働における男女の区別を縮小あるいは無用化する方向が拡大し、職業分野への女性の進出を促進している。

他方,生活面においては,物質的生産の拡大に よって, 生活の多様化が進み。 家事の社会化を 進展させる要因となっている。こうした家事の 社会化は, 具体的には既製服や家庭電化製品の ような耐久消費財など商品におきかえられるこ とによって促進されてきたものと、保育所や老 人介護など社会的サービスとして実現されてき たものとがある。つまり、生活の社会化は、商 品や個別に購入できるサービスの拡大によって. 実際の生活が個人単位で外部に依存する状況が ひろがり, 家族を個々人の単位に分解するテコ となっている。しかし、それは、従来、家族共 同体のなかに包摂されてきた妻や子どもの夫や 父親への従属を断ち切り、個の自立を確立する 条件であった。それはまた,女性の社会的労働 への参加条件の拡大による女性の経済的自立の 促進によって, 女性の個の自立の内実は一層確 かなものとなってきている。

しかし、家事の社会化はそうした個人別化を 進めるだけではない。家事が社会化することに よって、保育所や老人施設などの社会的共同利 用施設における共同利用は、家事の外部化であ ると同時に生活の一部を共同化することでもあ る。これは、個の自立を基盤とする近代社会の 基盤の上に築かれた協同化である。つまり、そ れは、生活分野の分業化であり、職業の専門職 化である。従って、こうした家事の社会化の進 展は、個々の家庭の生活が、その私的性格から 社会的性格の色合いの濃いものとの共存を意味 しており、それによって、社会的施策の重要性 が増大されてくるのである。

以上のような状況は、日本においては、60年代の高度成長を土台とした「保育所づくり運動」によってつくりあげてきた「乳児・長時間保育」は、「午前9時から午後5時まで」の製造業型労働時間に適合したものであった。しかし、今日のような第2の産業革命の下では、就業形態の多様化にとどまらず、就業時間の多様化による多様な保育形態の必要性を生みだしている。

2. アメリカの保育の現状から学ぶもの

今日のアメリカにおける特徴のひとつは、女性の社会的労働への大量参加である。なかでも、表1にみられるように、子ども持つ母親とりわけ6歳未満の子どもを持った母親の職場進出の増大はめざましいものがあり、「現在アメリカでは、6歳以下の子どもをもつ母親の56.7%が(1977年40.9%)、1歳未満の子どもを持つ母親の52%がはたらいている(1977年32%)」(注1)このことは、連邦政府の保育制度をもたないアメリカ社会に大きな波紋をなげかけている。表2にみられるように、年間とおしてフルタイムで働いたと考えられる

50~52週就労者をみると、3歳以上の子どもをもった母親に比べて、3歳未満の子どものいる母親の就労比率が低いことからも、今日のアメリカ社会における保育問題の重要性をうかがい知ることができる。

そこで、アメリカにおける保育制度は、「保 育に関するいたって部分的なプログラムが、保 育の目的別に散在するパッチワークのような制 度である。保育は家庭で母親によって行なわれ るべきであるという『伝統的保育観』にもとづ いて, アメリカの保育政策は低所得家庭の子ど ものみを対象に発達した……そして一方に、こ れは1954年にスタートした比較的新しい制 度だが、中流以上の所得のある家庭に有効であ るところの,保育費用の税控除制度がある」(注 2)が、アメリカにおいて働く母親が選択できる 保育施設としては,(A)「デーケアー・センター」 いわゆる『保育所』(集団保育), (B) 「ファミリ ー・デイケアホーム」(個人の家庭に数人の子 どもを預かる保育), (C) ベビー・シッター に分けられる。

「(A)のデーケアー・センターには、公費の補助を受けている低所得家庭対象としてのもの、私立だが地域や宗教団体によって運営されている非営利のもの、営利を目的とする私立のものがある。……とくに利潤目的の私的な施設としてのそれは、就学前の子どもを持つ中産階級の家族の要求に応えて、過去10年あまりに急増した。1976年には18,307ヵ所、101万の定員であったが、1986年には、62,989ヵ所、最大定員210万人と、過去10年の間に定員が2倍」(注3)になっているが、デーケアー・センターより利用料の安いファミリー・デイケアーも更に急増しており、ライセンスのあるファミリー・デイケアーで保育されているものだけで、434,603人にの

ぼっている。しかし、「ファミリー・デイケア -の94%はライセンスを持たないといわれて おり、ファミリー・デイケアーの総計は、1986 年で175万カ所と推計」(注4)されている。 従って。保育政策なきアメリカ社会において。 母親たちが働けるのは, 低料金の無認可の「フ ァミリー・デイケアー」の存在によるのである。 このようにアメリカ社会も、これまで家庭で 担ってきた育児が,経済のサービス化の進展に よって,女性の社会的労働への参加が促進され ることによって, 個別家庭内の「私事」として 処理しきれなくなってきたのである。こうした 状況にたいして, 社会的な政策として, 公的に 対応してこなかったために、アメリカの働く母 親たちは、それぞれの所得に見合った私立の施 設に依存せざるを得ない状況が一般化している。 しかし、それは、低所得層の子どもたちにとっ ては, 乳幼児のときから保育施設が種別化され

ているために、低い水準の養育しか与えられないことになっているのである。

以上,アメリカ社会の保育問題をとおして,日本の問題をみるとき,日本の公的保育制度(公設公営及び認可された民間保育所の制度)のもつ「平等性」を評価するとともに,公的制度を守る重要性についても,強調しておきたい。

(注1) 杉本貴代栄「アメリカの調査報告ーアメリカにおける働く母親の労働と保育の現状ー」(文部省科学研究費報告書ー研究代表者・中田照子『共働き世帯における養育制度とその費用負担に関する国際比較研究』165ページ)

(注2) 前掲書 166ページ

(注3) 前掲書 167ページ

(注4) 前掲書 167ページ

(名古屋市立女子短大教授)

表 1 子供, 夫と同居している女性の労働力人口比率, 1965-1977年

			2000					年							
年	龄		1	9 6 5 ⁸	ı	1 9	7 0		1	9 7	5	1	9	7	7
1	6-24	1 1 1 1		10	17]		. 10		A.	Ting				1 7 6	
1	8歳未満の	子供がいる	. 77	2 2.6		3	2.5		3	8.1			4	1.	4
	6 歳未満の	子供がいる		2 2.4		3	2. 1		3	8.0			4	1.	1
2	5 - 34														
1	8歳未満の	子供がいる		2 8.2		3	5. 3		4	2.6			4	5.	9
	6 歳未満の	子供がいる		2 4.1		2	9.6		3	6.8	3		3	9.	2
3	5 - 4 4														
1	8歳未満の	子供がいる		3 6.7		4	4.8		5	0.3			5	4.	4
	6 歳未満の	子供がいる	2-15	2 2.7		3	0.4		3	4.0			3	7.	0
4	5 +														
1	8歳未満の	子供がいる		3 8.6		4	4.7		4	4.9)		4	7.	0
	6歳未満の	子供がいる		2 2.9		2	8.2		3	0.6	;		3	1.	8

表2 夫,子供と同居している女性の就労経験,1960-1978年

		結婚している女性の比率									
	フル	タイム就	労者	パート就労	ex eg 5° es s						
子供数	50-52 週	27-49 週	0 - 26 週	27-52 週	0 - 26 週	就労経験 の総計					
6-17歳の子供たちのみ	L										
1960	16.0	8.5	7.6	1 1.2	6.7	5 0.0					
1965	1 8.7	8.2	6.4	1 1.7	8.0	5 3.1					
1970	23.3	7.2	6.8	1 2.5	7.6	5 7.5					
1975	2 4.4	7.3	5. 6	1 5.1	6.8	5 9.3					
1978	2 6.3	6.7	6.1	1 6.4	8.0	6 3.5					
3-5歳の子供たち											
3歳未満なし											
1960	9.6	5. 6	8.1	7.4	7.1	37.8					
1965	1 0.0	6.3	8.3	7.9	8.1	40.7					
1970	1 4.2	6.3	8.4	1 0.4	8.3	4 7.7					
1975	17.6	6.8	7.8	1 0.4	8.5	5 1.0					
1978	1 7.9	7.5	7.9	1 0.4	1 0.6	5 4.3					
3歳未満の子供たち											
1960	3.4	5. 6	10.4	4.0	7.7	3 1.1					
1965	4.2	7.2	1 1.4	4.8	7.7	3 5.4					
1970	6.5	7.4	1 3.9	5.7	8.4	4 1.9					
1975	1 0.0	8.3	1 1.2	6.0	1 1.0	4 6.5					
1978	1 0.0	9.4	1 2.5	7.9	1 0.3	5 0.1					

- 出所(表1・2共):U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, Special Labor Force Reports, "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1965." № 64 (March 1966); "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1970." № 130 (March 1971); "Marital and Family Characteristics, March 1975, № 183 (November 1975); "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1977," № 216.
- a 16-24 のカテゴリーは 1965 年についてのみ、14 歳と 15 歳を含む。 ジョージ・マズニック、メアリイ・J・ベイン著 井手厚生監修『アメリカの家族 $1960 \sim 1990$ 』 多賀出版附表より

日本の外国人労働者政策と、国連における新マイグラント条約の採択

永山利和

「マイグラント・ワーカーズ」(マイグラント 労働者とは日本でいう外国人労働者と多くの点 で共通するが、厳密にいうとEC諸国などにお ける状況では外国人だということでただちにマ イグラント労働者だということにはならない) の問題は湾岸戦争の前後でますます重要さを増 している。マイグラント・ワーカーズは、資本 主義の長い発展の歴史とともに古く, 資本主義 の発展につれて量・質ともに拡大・多様化して きているが、190年代をむかえて、マイグラ ント・ワーカーズの取り扱いをめぐってつぎつ ぎに新しい局面が現われ始めている。これらの 動きにたいして近年各国政府はもとより、国際 機関も今日の状況をもふくめて, 近年の動向に たいして基本的に重要な政策対応をとってきて いる。

1. 日本政府の対応

日本政府の動きをあらわすものは、昨年改正 された入国管理法改正であり、その主旨は入国 後の就労種類、就学基準の明示化、多様化に重 点をおいている。いわゆる「単純労働」者の流 入抑制、研修生受入れなどの変形した就労方式 の拡大をあみ出そうとの動きがみられている。

また労働省は雇用主側の外国人労働者導入積極論にたいして,むしろ消極論ないし反対論を とっている。しかし実際は変形,ないしねじれた導入論をとっている。それというのは,結論 からいうと国際的動向に比して表向きは消極論だが、すでに就労している20万とも30万人ともいわれる外国人労働者にたいしてこれら外国人労働者の基本的労働権、社会権にたいする立遅れた対応がみられているからである。そのことは後述するところからも明らかとなるであろう。

労働省職業安定局外国人雇用対策室による報 告,「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等 に関する研究会報告書について1 (1991年 1月24日)は、経済成長と労働力需給、社会 的コストおよび国際協力の視点から外国人労働 者に対応する労働省としての方向を取りまとめ ている。この報告書によると以下の4点をまと めている。(1)外国人労働者の国際動向において は、①途上国から送出圧力が高まっていること、 ②ソ連・東欧の経済改革・中国の開放政策と天 安門事件による送出圧力の膨張。③中東・湾岸 戦争などの変動により移動が増加しつつあること。 (2)外国人労働者の受入れは経済成長にプラス作 用をもつものの, 労働力移動は経済構造調整を 遅らせるし,経済成長へのプラス作用も程度問 題であるうえ、競合する労働者の賃金水準へも マイナスの影響があり、特定職種における外国 人労働者依存が労働力不足解消に役立つ証拠と はならない。これらを考えると、外国人労働者 導入の経済的メリットは必ずしも大きくはないこ と。(3)西欧諸国では高い失業率、家族の呼び寄

せ,さらにはこれらにともなって教育・住宅・保 健衛生など広範な分野における社会的コスト増大 が発生したこと。(4)日本の海外投資により、今 後10年間に100万人の雇用が生まれると考 えられ、政府・民間合わせて3万人程度の外国 人研修生の受け入れを考えること。

こうした条件を考えると、①労働集約的生産 拠点の移動促進、②外国人労働者受け入れの社 会的コスト負担、③対外直接投資、ODAを積 極的に推進し、雇用創出、人材育成に貢献する こと、これらが当面の対策である。要するに労 働省は外国人労働力導入は経済成長貢献に若干 プラスはあっても、経済構造調整の遅れ、労働 者賃金へのマイナス影響、労働力不足は必ずし も解消しないし、それどころか社会的コストも大 きくなる。だから外国人労働者の導入にたいし ては積極的にはなりえない。これが労働省の現 在の考え方である。むしろ海外資本進出を優先 するというものである。

E C 諸国における E C 内の「移動」拡大

E C 諸国はローマ条約にもとづき、すでに 1968年の規制1912/68により労働許可にともなう居住許可は5年間にわたって与えられ、いわゆる労働力における「移動の自由」の時代が本格的に始まった。もっとも世間でいわれるこの「移動の自由」は放任ではない。労働許可が与えられた労働者には、5年を期限に居住許可が出る。むろんそれは更新可能である。更新は公共の秩序を乱したり、犯罪の恐れがあると考えられるときには不許可になったり、国外退去もありうる。しかし、原則的には更新される。つまり、E C 規則により各国が管理・統制している点が重要である。この管理・統制の内国人と類似している水準であるために、

日本ではあたかも「移動の自由」であるかのように思われているのである。EC加盟諸国の国民がEC内のどこにでも居住し、働くことができる「自由」をもっているわけではない。もっとも、自由とはいつもある一定のルールに従っていることも知る必要もある。

さらにEC諸国では1992年のEC市場統 合を目指して新たな「移動の自由」という市民 権, 社会権の領域における拡大が行われようと している。すなわち、1989年12月ストラ スプールにおいて当時のサッチャー首相の反対 により不成立になるかもしれないといわれてい た「社会労働憲章」が採択された。この憲章の 意味は従来からEC裁判所などで出されていた 判例などで一定の前進をみせている社会・労働 権の拡大を取り扱っている。これまでの判例な どによる運用では、結論が出るまでの手続きが 煩雑であるうえ, 時間も多く要する。 さらに次 々と新しいケースが登場している点を集約して いくものである。その憲章の前進点のひとつは、 労働許可にもとづく限りでの「移動の自由」を 社会的に拡大していったことである。従来, 長 期にわた。てEC諸国内の異国に労働した労働 者が、年金生活に入るとき(つまり労働市場か ら引退したとき), 労働した国では年金生活を 送れず、国籍のある国へ帰国しなければならな い。馴れ、親しんだ他国で余生を送りたい要求 が多かった。この点を前進させようとしている こと, つまり退職後の生活も労働生活の延長と 考える思想が生まれていることである。またい まひとつの改善は社会保障給付などが国によっ て異なっているが、より広範囲の相互乗り入れ を行うようにしていることである。

社会労働憲章自体は,(1)移動自由の権利,(2) 雇用と報酬,(3)生活・労働条件の改善,(4)社会 保障の権利,(5)結社の自由および団体交渉の権 利,(6)職業訓練への権利,(7)男女均等待遇(8)情報,諮問,参加への労働者の権利,(9)就労場所における健康保護,労働安全への権利,(10)児童および青年の保護,(11)成人,(12)障害者,などに関する広範な権利を含む規定である。そこには従来までの労働・就労を出発点とするものから,労働を基礎とする考え方をより広い生活へも拡げていくことが特徴である。これらは事実上「外国人労働者」扱い解消への第一歩ともいえる。

3. 国連における新条約の採択

国連は1990年12月、「すべてのマイグ ラント労働者およびその家族の権利保護に関す る国際条約」を採択した。これには世界人権宣言 および2つの世界人権規約,人種差別撤廃条約, 婦人差別撤廃条約そして子供の権利条約など, これまでの基本的人権に関する基礎的な文書に 体現されている原則が採り入れられている。さ らにこの新しいマイグラント労働者とその家族 保護に関する条約は、 ILO97号条約(マイ グラント雇用に関する条約),同143号条約 (虐待的条件下の移住およびマイグラント労働 者の機会および取り扱い均等促進条約), さら にILO86号勧告(マイグラント雇用に関す る勧告),同151号勧告(マイグラント労働 者勧告), ILO29号条約(強制労働に関す る条約), 同105号条約(強制労働廃止条約), さらにUNESCOにおける教育における差別 反対条約等々,関連する多くの国際条約の規定 や精神を盛り込んで成文化され, 採択されるに 至ったものである。

この条約に疑いの余地なく外国人労働者とその家族の保護のための国際基準 (最小限のルール) を定めたものである。この条約の論議を具体的にすすめるようになったのは, 70年代

に入ってから, 外国人労働者の量的増大があ ったことにくわえて、(1)ウガンダにおけるアジ ア系住民の追放問題、(2) E C諸国が石油危機後 の失業者急増の事態のなかで、上記のようなE C諸国民でない人々(トルコ人, アルジェリア 人の他, 多くのアフリカ, 中近東諸国, さらに はアジア人)にたいして、受け入れ時とは逆に、 ローテーション政策を理由に流入阻止と帰国促 進策をとるようになった。とくにこれらの先進 国の問題は,経済問題にとどまらず,フランス, ドイツに顕著なように社会,教育,司法,行政 などの広範な分野における問題に発展していっ たこと。これらの事例が引き金となって、IL Oやユネスコなどの国連専門機関だけの問題に とどまらず、国連全体として取り扱うことにな った。それは、1974年にある国連人権委員 会における「居住国の非市民である個人の人権 に関する宣言(案)」などにあらわれている。

この時期から以来, 10年ほどして第4回国連総会は, 「居住国の非市民である個人の人権に関する宣言」を採択した(1985年)。この宣言にいたる論議の過程で得られたコンセンサスは, 市民的権利と社会的権利の享受をいかなる条件のもとで与えられるか, ということであった。すなわち, 合法的に居住する外国人であれ, 不法に在留する外国人であれ, すべての外国人に認められる伝統的な市民的権利, さらに合法的居住者にのみ認められる社会保障などの社会的権利などが規定されていた。これらの動きにつづいてILOなどとの連携活動でつくられたのが今回の「マイグラント労働者およびその家族の権利保障に関する条約」である。

9部93条からなるこの条約の内容を紹介することは別の機会にゆずるが、注目されることは,「居住国の非市民である個人の人権に関する宣言」では欠いていた「労働の権利」などに

ついても、マイグラント(外国人)労働者は雇用されている国の国民と等しい取り扱いを規定した条項も折り込まれている(第Ⅱ部第36条以下)。

いよいよ日本においては外国人労働者にたい

する国際的な取り扱い基準についての格差が拡 がっていることは明らかである。

(常任理事・日本大学教授)

EC統合問題とフランス労働総同盟

小森良夫

1992年末を予定期限とした「単一市場」の完成をめざして加速化されているEC(ヨーロッパ共同体)統合の問題は、関係諸国の労働組合運動の当面する最大の問題の一つとなっている。ここでは、西欧諸国の中で階級的立場を標榜している有力なナショナルセンターの一つであり、とくにこの問題についてかなり独自の立場をとっているフランス労働総同盟(CGT)について、最近の公式諸文書にもとづき、EC統合にたいするCGTの評価と基本的態度、闘争方向などについて紹介しておきたい。

CGTがEC統合にたいして独自の立場をとっているという点にあらかじめふれておくと、EC関係諸国のナショナルセンターの大半はヨーロッパ労連(ETUC)に加盟し(CGTは未加盟)、ヨーロッパ労連全体として、EC統合を基本的に支持し、その中で労働者の諸条件の維持改善をはかっていくという態度をとっている。一方、CGTは、これとは対照的に、いま進行しているEC統合には明確に反対を表明し、後述のように「統合された共同体とは根本的に異なるヨーロッパ」をめざしてたたかうという基本的立場で運動をすすめている。

《EC統合にたいする基本的評価》

89年5月のCGT第43回大会で採択された「基本方針書」は、ECの過去にたいする歴史的総括に立って、EC統合について次のような評価をおこなっている。

ヨーロッパ共同体は,30年以上の経験によ って明らかとなった特殊な傾向を持っている。 それは、資本のヨーロッパ、失業のヨーロッパ, 農業と工業の生産能力を放棄するヨーロッパ, 規制緩和と,公共サービスや社会的獲得物や民 主的既得権にたいする攻撃のヨーロッパである。 このようなヨーロッパは、アメリカの選択への 屈伏,アメリカの超軍拡と経済的・金融的・軍 事的ヘゲモニーの政策への屈伏のヨーロッパで ある。フランスの資本家や政府が大宣伝してい る1992年のヨーロッパとは、現実には、賃 金労働者のための法規となっているすべてのも のを侵害し、民族のアイデンティティと独立を 侵害するヨーロッパであり、諸国人民にとって 無慈悲な, また諸国人民間の不平等を深め, フ ランスにたいする西ドイツの産業的・金融的支 配を助長するヨーロッパである。

「基本方針書」はまた、EC統合は「資本の

戦略の基軸である」と位置づけ, その中心的目 標は, 多国籍集団の, より強くという法則にし たがった再編成を加速すると同時に, 労働者の 既得権にたいする侵害, 資本家の利潤のための. 共同資源にたいする略奪, 民族的アイデンティ ティと民族的独立にたいする攻撃を, いたると ころで強化することにある,としている。CG Tは, こうしたEC統合をめぐる政治的文脈の なかで, とくに最近の東欧諸国の激動とドイツ 再統一の影響を重大視している。90年10月 のCGT執行委員会に提出された「ヨーロッパ の変化」と題する報告によれば、ECの中に、 ドイツとそのマルク地域が優位を占めた一つの 中核が出現しつつあり、当面は92年を期して の域内大市場を枠組みとしながら、この中核の まわりに大きくヨーロッパを組織していこうと いう野望がみられる。いま一連の東欧諸国との 間で市場経済に門戸を開くことを条件とした自 由貿易地域の形成がめざされているが, ここに は、アメリカの支配と、ECを中核としてこれ ら周辺地域で資本主義を支配的なものにしよう という野望がある、というのがCGTの見方で ある。

≪ E C統合の「社会的側面」, E C社会憲章にたいする態度≫

てGTは、EC統合の「社会的側面」として 具体化がはかられているECの労働社会政策、 およびその一つの総合として89年12月に発 表されたEC社会憲章(「労働者の基本的社会 権に関する共同体憲章」)にたいしても、厳し い批判的態度をとっている。この点でも、ヨー ロッパ労連が、ドロールEC委員長のよびかけ た「社会的対話」(ECレベルでの政労資の対 話)にいち早く賛成し、社会憲章の策定を推進 する立場をとってきたのに比べて対照的である。 CGTの「基本方針書」は、EC統合の「社会的側面」にかんして次のように見る。

いわゆる「社会的ョーロッパ」は、社会進歩のヨーロッパとは何の関係もない。EC委員会、ョーロッパ労連、フランス民労連(CFDT)その他が宣伝している「社会的側面」とは、ECの野望にそって、労働者を分裂させいっそう搾取するために労働者の競争を大規模に組織することである。その先にあるのは、労働者の社会的獲得物や公務員・公共サービス労働者の法規上の保障にたいする侵害であり、労働者の権利にたいする制限、剝奪であり、労働者のうえにいっそう重くのしかかる財政的不公平であり、移民労働者、とりわけEC外の諸国からの移民労働者の状態悪化、等々である。そうしたョーロッパに、社会にとっての未来はない。

89年12月, ECの社会憲章が発表されるやCGTは直ちにクラジュキ書記長名での声明を出し、同憲章を厳しく批判した。すなわち、いわゆる「社会憲章」は、その性格そのものからして労働者にとっては何の保障も法的保護も含んではいない。その"恩恵"とは純粋に宣言的なものにすぎず、実用価値は何もない。そればかりでなく、この憲章はその具体的な方策の中で、フランスをはじめ関係12カ国の労働者が各国でかちとってきた諸権利と社会的諸利益に反するような、EC諸機関の専断的・一方的な決定を許している。

また,90年10月のCGT執行委員会への報告書も,EC社会憲章は「労働者の利益を保障する真の道具となり得るものではない」として,次のように指摘する。実際にローマ条約や単一議定書によっても,保健,衛生,安全の分野を除いては,ヨーロッパレベルでの強制力ある措置をとる制度上の可能性は今日存在しない。ここでいう「社会的」とは,なによりもまず資本

家のための義務を果たすこと,つまり労働者の 地理的・経済的移動を強めることをめざし,こ の移動の前に立ちはだかっているすべての構造 的障害を取り払うことをめざしている。そのこ とはあらゆる社会的保護の諸制度,労働組合の 権利や労働者保護のあらゆる制度にかかわる。 ョーロッパレベルでの規制的な制度はこの移動に反す るものである以上,絶対に導入しないのである。

≪たたかいの基本方向≫

CGTは、EC統合にたいする以上のような 分析・評価に立って、「統合された共同体とは 根本的に異なるヨーロッパ、社会進歩、協力、 民主主義、平和、軍縮、民族的独立と主権のヨ ーロッパをめざしてたたかう」(基本方針書) ことを、闘争の基本方向としてうちだしている。

「基本方針書」によれば、CGTはアプリオ リにヨーロッパに反対しているのではなく、労 働者と各国人民の利益にとって有効なヨーロッ パ的協力の必要性を十分に認識しているし, だ からこそまた,今日,諸グループと資本家の利 益のためにおこなわれている支配とは正反対の 立場なのである。まさにそのためにCGTは、 資本が設計している1992年のヨーロッパと たたから。購買力と雇用のため、産業と公共サ ービスの発展と近代化のため,技能養成と研究 のため, 労働者と国の必要にこたえられる適切 な技術の利用のため, 社会的に有効な金融のた め、そして軍縮のため等々に、なすべきことは 別にある。それは否応なしに闘争を経る。EC や各グループおよびそれに奉仕する国家の有害 な選択と対決し, これを挫折させる日常的なた たかい, 労働者と諸国人民の利益になる新しい 現代的な解決策を創りあげるための闘争である。

CGTの「基本方針書」では, こうした闘争 の展開にあたって, とくに職場・経営, 地域を

基礎とすべきことを強調している点が注目され る。「基本方針書」によれば、資本家と権力が、 1992年という資本の設定した集合地点に向 かって前進を試みているのは、経営であり地域 においてである。賃金の後退, 雇用の破壊, 社 会的保護の解体,自由にたいする攻撃,公共サ ービスの規制緩和と撤廃, 行政機構改革, 放置 による非工業化等々,これらすべてが職場,地 域であらわれている。労働者の勢力がこれを失 敗に終わらせ, 別の選択をおこなわせるために は、経営と地域から出発することである。労働 者の要求と願望を擁護することを基礎としたす べての現実の闘争は、ヨーロッパの諸計画にた いする必要な反撃としてひとしく記録される。 労働者とその家族が実際に体験している具体的 な諸問題から出発してこそ, 闘争は発展し、政 府やヨーロッパ共同体の方策を失敗させ,成功 をかちとり、そして別の選択を展望することが できるように自覚が高まるのである。

以上でCGTのEC統合問題にたいする基本的な態度と闘争方針についての概略の紹介を終わるが、最後に、CGTがヨーロッパ労連などとの見解のちがいはあっても、一致する共通の課題にもとづく共同行動を積極的によびかけ、多国間、二国間の共同・協力を追求していること、またヨーロッパ労連側からはこれまで拒否されてはいるが、同労連への加盟の意志を先の90年10月のCGT執行委員会でも再確認していることを付け加えておく。

<参考文献>

Document d'orientation, 43^e
Congrés de la CGT, Montreuil,
21 au 26 mai 1989/Evolutions
européennes, le Peuple, Na 1317
~1318/Après le Sommet de

Strasbourg, rien de bon pour les travailleurs, déclare Henri Krasucki, 11 decembre 1989, le Peuple, %1301 • 1302.

(会員•国際労働研究者)

「日経連・労働問題研究委員会報告」批判

高木督夫

(1) 「労問研報告」の基本的政策 方向

1991年1月発表の「労問研報告」 (以下「報告」と呼ぶ) は適切にも副題を 「新時代へのわが国の対応と経営者の選択」 としている。一言でいえば「報告」は、「経 済構造調整政策」と軍拡・行革路線を主内容 とする,いわゆる政府・独占の「90年代戦 略」を推進するために、独占の労務部門担当 • 日経連が「日本型ネオコーポラティズム| を確立強化することを目的としている。「日 本型ネオコーポラティズム! (外見上類似の 形態をとりながら, 労働組合が実質上政府・ 独占に従属しており, 西欧の場合と全然異質 のネオコーポラティズム)の例証は後述の賃 金問題はじめ枚挙に暇がないが、「報告」の 次の宣言もそれを明瞭に示している。「経営 者と労働組合はそれぞれの異なる立場から共 に建設的な論議を重ね, 一致することについ ては協力し,一致しないものについても十分 に論議を尽くし,経済社会の安定帯の役割を 維持していく必要性がますます増大している」。

「90年代戦略」および「日本型ネオコーポラティズム」が求められる背景は、独占と 自民党政府の支配体制維持の基本的条件であ

る経済成長の成功, その基本的条件としての 従来からの輸出拡大政策が破綻しつつあるこ とである。輸出拡大政策の成功は, 国内的に は産業における技術革新の成功と「合理化」 の抵抗体としての労働組合破壊・資本従属的 組合の多数派獲得によるものであったし、国 際的にはアメリカの軍事的・経済的戦後世界 支配体制の下での自由貿易体制の確立・維持 によるものであった。わが国政府・独占のア メリカ政府・独占への従属性が見られる所以 である。しかし近年のアメリカ経済の弱体化 は、第1にとびぬけて最大の輸出先アメリカ との経済摩擦を激化させ、第2に経済力、従っ て軍事力の弱体化を通じてその世界支配体制 を動揺せしめ, 自由貿易体制を動揺せしめる。 「報告」自身いう。「こうした状況の中で、 統合EC, アメリカ, そして日本とアジア・ 太平洋地域といった三極構造が確立する可能 性がますます強くなってくる。日本としては. 世界情勢を考慮しつつ, アジアの主要国とし て, その政治経済の基礎固めに努力しなけれ ばならない。また経済面にとどまらず、相手 国の発展のための社会体制づくりや人材育成 への協力も積極的に考えるべきである」。

ここに見られるのはいわゆる「アジア太平 洋経済圏」構想の推進であり, アジアの盟主

日本,正確には日本独占のアジア支配の実現 である。より具体的にいえば、第1に、「経済構造調 整政策」に基づき、困難化しつつあった従来 の輸出拡大のテンポの一定程度の緩和(大蔵 省貿易統計連報によると90年の輸出は2.870 億ドル,貿易黒字は524億ドル,86年に 比し前者は778億ドルの増、後者は203 億ドルの減),海外直接投資の拡大,輸入の 拡大・自由化によってアメリカを始めとする 諸外国をなだめること,第2にそれと平行してアメ リカの容認下でのアジア地域への経済的支配 の強化(さらには政治的主導権確立の可能性 の拡大)を進めることである。周知のように 前者では自由化下での産業再編成により, 労 働者, 農民, 小売店に適例を見る自営・零細 業,中小企業(「報告」は「中小企業の効率 化は一部に競争力のない中小企業の淘汰を必 要とする1,「関連企業の再編効率化は親企 業としても重要命題である」と言い切ってい る) に大きな打撃が与えられ、後者ではアジ ア経済圏支配のための軍備拡大と軍事力の質 的向上のための反民主主義的思想攻撃や制度 改悪が行われている。「報告」が湾岸戦争の 積極的容認や小選挙区制・政党法の推進を主 張するのも当然である。このような「90年 代戦略」は、それによって打撃を受ける農民、 自営業主等従来の自民党支持基盤に依存する だけでは遂行しえない。資本従属的労資関係 が組み込まれた「日本型ネオコーポラティズム」 が必要な所以であり、その実際面担当指導部が 日経連に他ならない。「報告」は「新時代」 への独占の労働面での全体的対応政策を示す ものであって、単に春闘時の賃金問題等の指 針と見るのは過小評価となろう。

(2) 「生産性基準原理」の欺瞞

資本従属的労資関係の維持強化を基本的に 重視するとはいえ、賃金問題が実際上「報告」 の重要部分をなしていることは否定できない。 91年の「報告」が、賃上げ抑制一点張り、 初任給据え置き,マクロは「生産性基準原理」 (以下「原理」と呼ぶ) だがミクロは支払能 力で考えよ(つまり企業の支払能力を根拠 に「原理」水準以下への抑制を考えよ)等 の主張をしていることは周知だが、その中心 部分は,第一次石油危機の例をひきつつ「賃 金コストインフレ」の危険を理由に賃上げ抑 制を主張している点である。「原理」は「物 価上昇率=名目賃金上昇率-労働生産性上昇 率一労働分配率上昇率 | として示されるが、 その本質的部分が「賃金コストインフレ論」 であり、多くの難点を有していることはすで に著名である。この関係式が物価上昇要因の うち特定要因だけで構成されたモデルであり 実証的に現実と不整合であること, 関係式が 恒等式で両辺の因果関係を説明しえない性質 を無視して乱用していること, 理論的根拠の ない分配率一定の条件を身勝手に利用してい ること等がそれである。しかし重要な批判は 次の2点である。

第1は前記の難点の一部といってよいが、この関係式を認めた上で日経連が「原理」にかこつけてのべている主張が「原理」の立場からしても誤っているとするものである。「報告」は名目賃金上昇率が生産性上昇率を超えると物価上昇が生ずると主張するのだが、そのためにはこの関係式からすると分配率一定が前提されねばならない。しかし分配率一定が前提されるならば、この式は名目賃金ではなく実賃賃金上昇率が生産性上昇率に等しい。名目賃金上昇率が生産性上昇率に等しい(生産

性以下ではない)のは物価と分配率が不変と いう特殊な場合だけである。これらの批判は 所得政策問題を扱った熊谷委員会や隅谷委員 会報告書の必然的結果であって, 「原理」の 理論的欺瞞はあまりに明瞭である。当然なが ら現実の示す所は日経連の主張に反して. 一 つには名目賃金上昇率が生産性上昇率を下回り うことであり、二つには長期的にわが国の実 質賃金上昇率が生産性上昇率を大きく下回っ ているということである。この立場の批判は 限界があるとはいえそれなりの合理性を有し ており、マスコミの立場とも共涌するため支 持が得られやすいから、われわれも状況に応 じて利用すべきである。欧米なみの賃金・労 働時間の要求はそういう一面をもっている。 第2の批判は、第1の批判を前段とした経済 民主主義の立場からのものである。第1の批 判点がすべて満たされた場合でも, 歴史的に 与えられた (搾取率を一定度反映した) 分配 率の低位を大幅に改善するためには、国家独 占資本主義のもとで大幅賃上げに対抗して独 占が強行する独占価格引き上げを主因とする インフレや、投資制限・不況化・失業増大・ 賃金再低下の攻撃と闘わなければならない。 これは前記の関係式の立場では不可能であり. どうしても経済構造の民主的改革が不可欠に なる。欧米なみの賃金・労働時間は経済民主 主義によってのみ可能である。

しかし実をいうと、「原理」の主張自体、 労働組合の多数派「連合」にたいしては形式 的儀礼的意味以上のものを持ちえない。何故 なら周知のように「連合」自体「経済整合性 論」の名のもとに、既にそれを受け入れてい るからである。「連合」の91春季生活闘争 の賃金要求は8~9%だが、「連合白書」は その大部分を労働者の労働・生活状態の低水 準の説明にあてているにも拘らず、肝心の賃上が根拠としてそれらは一切無視され、突如として「実現すべき実質経済成長率(4%程度)にほぼ見合う実質賃金の引き上げ」が宣言され決定されてしまう。この要求が90年と同率であり、その賃上げ結果5.95%が「連合白書」自体の数値だけを使用しても(89年度物価上昇率2.9%、定昇分2.7~3.1%)、実質賃上げになりえないことはあまりに明瞭である。ちなみに成長率4%程度が政府91年度見通し3.8%に対応することは言うまでもない。資本従属型労資関係を組み込んだ「日本型ネオコーボラティズム」維持強化の基本的重要性を「報告」が重視するのは当然すぎることである。

(3) 時短と労働力不足問題への対応

以上の「報告」理解の枠組みを前提すれば、 項目こそ多岐にわたるもののその他の分野の 理解は困難ではない。時短についていえば。 建前としては「報告」もついに積極的承認を 与えざるを得なくなったこと, しかし実際上 種々の制限を設定したいことが明らかである (たとえば女性についての原則深夜業禁止な ど」を「すみやかに是正すべきである」等)。 その背景に外圧対応の「経済構造調整政策」 の一環としての「経済審議会答申」「経済運 営5カ年計画・世界とともに生きる日本1 (92年度中に年間総労働時間1,800時間 程度目標)が閣議決定・公約されていること (88年5月),「日本型ネオコーポラティ ズム」下の「連合」も政府・独占によって承 認されたその枠内で時短を進めようとしてい ること, そしておそらくはその交換条件に賃 上げは最初から放棄しているであろうこと等

国際・国内動向

は, 常識的判断に属するであろう。

今年度の「報告」は労働力不足問題を重視している。問題の存在自体とその長期的構造的性格,およびそれが労働者側にきわめて有利な条件であることは周知である(筆者はそれを90年代労働組合の経済闘争の最大の条件と考えている)。「報告」の論議の中心がいかなる対応政策をとるかにあることは言うまでもない。「報告」は今後の労働力供給源の重点を高齢者と女性におき,同時に中途採用者,バートタイマー,アルバイト,派遣労働者などの「いわゆるフロー型労働者」の活用を強調する。併せて高齢者,女性雇用の常識的条件整備の提案とともに,高齢者雇用について「賃金と各種年金を柔軟に組み合わせ

ること」を提唱,かつ政府の「最低賃金制度などで高齢者の保護強化を計っている」こと,また女性の「パート労働力保護などに熱心であること」を,「行き過ぎた保護や規制が雇用の柔軟性を失わせ,逆に雇用の阻害要因になる」と批判している。要するに「報告」は高齢者,女性の大部分をフロー型の不安定雇用労働者として大量動員し,賃金・労働条件上昇の抑制と,ストック型労働者を軸とする「連合」の支配に委ねることを意図しているとい。「報告」はこの他,内外価格差問題,社会保障問題等,多くの問題にふれているが,上記の枠組みの理解からすればその主張の性格はほぼ明らかであろう。

(理事・法政大学教授)

教育条件改善の闘いに関連して

平田耕資

昨年7月大きな社会的衝撃を与えた神戸高塚 高校女子生徒の痛ましい門扉圧死事件は、その 根底にある今日の管理主義的教育の寒々とした 非人間性を浮き彫りにし、その克服を緊急不可 欠の課題として全国の教職員の前に提起した。 それはまた、どんなに困難な条件におかれようと も、子どものいのちと希望を蔑ろにしてはなら ない教職員の使命の重さを示すとともに、その 使命を果たすうえでも、教育の自主性を守り、 子ども一人ひとりにゆきとどいた教育を保障す る条件や教育活動に専念できる教職員の勤務条 件等の確立を行政の責任として問うものとなっ た。いま、全教はこれらの課題の前進的解決に 全力をあげている。

この事件が投げかけた国や自治体に問われている教育条件整備に係わっていくつかの問題に ふれておきたい。

教育基本法はその前文で「われらは、さきに、 日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を 建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよ うとする決意を示した。この理想の実現は、根 本において教育の力にまつべきものである」と 教育のもつ重要な意義を明確にした。そして、 第10条(教育行政)では「教育は不当な支配 に服することなく、国民全体に対し直接に責任 を負って行われるべきもの」で「教育行政は、 この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必 要な諸条件の整備確立を目標として行われなけ ればならない」と規定している。ここにいう目的とは「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」(第1条)にある。これを学校教育にそくして言うならば、子どもたちに主権者として不可欠な基礎的知識と技術、体力、民主的市民道徳を確実に身につけさせること、そのために必要な教育上の人的、物的諸条件を整えることにこそ教育不政の責務があるということになる。こうした教育基本法の明確な規定は、教育が戦前の侵略戦争の道具として、徹頭徹尾絶対主義的天皇制権力に利用された痛苦の反省に上にたっていることは言うまでもない。

ところが、戦後45年間、歴代自民党政府の もとで、こうした教育基本法の民主的原則はこ とごとく踏みにじられてきた。日米安保体制下 で一層そのテンポは加速されてきた。「日の丸 • 君が代」の強要など教育内容にたいする干渉 と介入, 勤務評定や初任者研修制度の導入など 教職員に対する管理統制の強化, 学校施設整備 費や教職員定数の抑制など教育条件整備のサポ タージュ等々、教育基本法第10条の蹂躙と形 骸化は目に余るものがある。小学校低学年から の「おちこぼし」, 偏差値輪切りなど受験競争 の激化, いじめと登校拒否, 高校生中退の増大 や神戸高塚事件に象徴される子どものいのちと 人権の軽視など、今日の教育危機を招来したも のは、アメリカ追随と大企業本位の長年にわた る政治によって引き起こされた経済的社会的歪 みと関わりつつ、主張には憲法と教育基本法を 敵視し、ゆきとどいた教育の願いに背いてきた 歴代自民党政府の反動的で貧困な文教政策にあ ることは明白である。

国の責務である教育条件整備がどのような内

実であったか, 具体的に見てみよう。

その一つの指標は、文教予算の国予算全体 (いずれも一般会計)に占める割合の推移であ る。戦後の財政窮迫と混乱期は別にすると、 1953年には14%に達した文教予算が、そ の後漸減を辿り、80年代の臨調「行革」路線 のもとで急減、91年度予算案では、7.19% にまで落ち込んでいる。実にピーク時のほぼ半 分である。

二つには, 臨調「行革」下の教育切り捨ての 深刻な実態である。1981年度から本格的に スタートした「行革」は、軍備拡大と大企業奉 仕への国家体制づくりを狙ったもので、「ムダ を省き効率的な運営」の名のもとに,民間活力 を導入し,教育,福祉など国民生活関連分野を 切りつめ, 国民の自立自助, 負担に依拠しよう とする反国民的ものであった。81年度を基点 にしてみると、この間、軍事費は82.8%と異 常な伸びを示しているが, 文部省予算はわずか 13.1%増でしかない。いかに教育が臨調「行 革」の標的にされたか。例えば、小・中学校の 新増設,マンモス校や不足教室の解消,危険校 舎の改築等の公立学校施設整備費は、5.713 億円から2,288億円へと60% (3.425億 円)の大幅削減で, この中には高校建設費補助 制度の廃止(89年度)もある。学校給食施設 設備費も同様で、119億円から60億円と 50%の削減である。いわゆる「箱もの」とい われる施設関係費が軒並み標的にされてきた。 教材費も85年度には国庫負担の対象から外さ れている。公立だけではない。私立学校におい ても同様である。学校数で大学の7割, 高校で 3割を占める私学がわが国の公教育の発展に果 たしている役割は大きいだけに、国も私学助成 の方途をとってきた。ところが, 臨調「行革」 で「私学助成抑制」の方針が打ち出されるや、

国際・国内動向

大学等で81年の2.835億円から91年には2.559億5千万円と275億5千万円の減,高校以下では、82年の805億円から91には799億円と6億円の減となった。特に総経常費に占める国庫補助の割合をみると、大学等ではピーク時には29.5%を占めていたが、いまや15%を切り、20年前の水準に逆もどりしている。これでは、学費値上げが常態化するのは当然で、今日では初年度納付金が105万円を突破する事態となっている。国立大学の学費も連動して引き上げられ、92年度の納付金は61万円余になる。教育の機会均等の原則は空文化し、大学への門戸を狭め経済的側面から受験競争を激化させる要因となっている。

三つには,学級編制基準や教職員定数増の抑 制である。91年春闘アンケートでも、またこ れまでの各種調査結果でも、学級規模縮小と教 職員定数増は教職員の切実な要求となっている。 政府が教職員や国民の強い要求におされて、小 ・中学校の40人学級と教職員配置率改善に踏 み切ったのは1980年であり、この施策さえ 先進諸国に比べ20年も遅れていた。しかも, その計画自体、12年という長期であり、児童 • 生徒の減少期をにらんで国の財政負担を極力 抑制しようとする安易なものであったために, 全体として今日の教育危機に立ち向かう取り組 みとしては不十分なものとならざるを得ず. 高 校においては急増期にぶつかり、大都市圏では 1クラス47~48人の詰め込みとなるなど一 層深刻であった。ところが、文部省は91年に 完了するにもかかわらず92年度以降の計画に ついては口をつむったままという無責任な態度 に終始しているのである。

このような教育基本法第10条を軽視する国の教育行政を変えていくのは、教育条件改善を要求する闘いとその国民世論の包囲でしかない。

全教が, 日高教や全国私教連などと共同し、総 力をあげて取り組んだ闘いの一つが、小・中学 校の35人以下学級, 高校の40人以下学級の 実現,私学助成の大幅増額、障害児教育の充実 を内容とする3,000万署名運動であった。90年度 の集約では2,400万人を突破するという史上最高 の署名数に達した。このことはいかに父母,国 民の間にゆきとどいた教育への願いが渦巻いて いるかを端的に示している。全国津々浦々で教 育を語り,子育てを語りながら展開された署名 運動は, 父母との協力共同を強め, 意見書の採 択など地方自治体や議会を揺さぶるものとなっ た。また, 各県の私学助成の増額や高校の学級 規模縮小の実現,障害児学校の高等部増設の確 約など数々の成果をあげた。そして,この署名 運動は,学級編制と教職員定数改善12年計画 の延長を策した大蔵省の意図を挫折させるとと もに, 私学助成の増額と過疎県の私学に対する 特別補助制度を継続させる大きな力となったの である。

この署名運動に確信を持ち、教訓を学びながら91年度も取り組むことになるが、この国民的合意となっている要求を重視し、今日の教育危機打開にとって不可欠の教育条件改善の闘いが、92年度からの新たな学級編制と教職員定数改善の抜本的計画の実施である。すでに第1次案をまとめ職場討議もすすみつつあるが、その骨子は次の通りである。

21世紀には、「一人のおちこぼし・中退者」 も出さないゆきとどいた教育を目指して、先進 諸国なみの1クラス25人前後と教育活動に専 念できるゆとりある教職員定数の確保を展望し つつ、

(1) 学級編制の標準として,当面,3年間で幼稚園は3才児15人・4~5才児20人,小・中学校35人に,6年間で高校は普通科

国際・国内動向

35人・職業科30人・定時制20人,障害 児学校は幼稚部5人・小中学部6人・高等部7人・重複障害児学級3人へ移行する。

(2) 教職員定数の改善として,学力・生活指導やマンモス校の加配,管理体制強化の初任者研修制度や任命制主任制度の廃止,同和校加配の是正,週当たり持ち授業時間数(小20時間,中18時間,高15時間一定時制12時間以内,障害児幼小17時間・中15時間・高12時間を基準)や4週6休をはじめ有給

休暇の権利行使等ができる増員とする等々、 明確に教育効果があがるものとする。

92年度予算に反映させることが重要であるが、同時にこの闘いは湾岸戦争に憲法違反の戦費負担を強い、国民犠牲で乗り切ろうとする海部自民党内閣との鋭い対決となるであろう。「教え子を再び戦場に送らない」 ― 平和教育を推進する重要な一環としての意義もまたあるのである。

(全教・賃金調査部)



読者めひろば

季刊「労働総研」の発刊,大歓迎します。増 々の発展を期待します。私は,自治労連愛媛県 本部・今治市職の役員ですが,特に,全世代を 通じて,「階級的結集」をすすめていくうえで の,「労働者階級」の「思想」の教育の問題で, いろいろ考えています。

現在,大型プロジェクト推進のため,管理職層拡大の攻撃を,職場にかけられています。このたたかいでがんばるためにも,貴誌を購読したいと思います。 伊藤雅章(自治労連)

* * *

「労働総研クォータリー」の刊行おめでとう ございます。 創刊号を読んでみてまず感じたこ とは、労働総研がわずか1年の間に、数多くの学 者・研究者との協力・共同の輪をつくるとともに、労働運動の直面する内外の重要問題への多角的な研究プロジェクトを非常な勢いで進めているということです。今日の激動する世界の中で、労働運動にも多様な分野で理論的研究が求められていると思います。

青年の中でも、社会への様々な不満と共に、素朴な疑問、迷い、そして興味・関心がひろがっています。そこにこそ、労働運動の明日もあると思います。「クォータリー」が階級的労働運動の強固な理論的支柱となるとともに、そうした青年労働者をも視野にいれ、読者参加などでの新たな形態の開発など、硬・軟かねそなえた幅ひろいものに発展してくださればと思います。

井上 久 (日本医労連)

本誌のとじ込みハガキにて、あなたもご感想・ご意見をお寄せ下さい。

「規制緩和問題と経済民主主義」プロジェクト

角瀬保雄

労働総研の中長期プロジェクトの一つである「規制緩和問題と経済民主主義」は、90年の9月17日の第1回研究会で、メンバーの顔合わせと研究の進め方について話し合い、スタートした。したがってまだ始まったばかりといえるが、翌10月からほぼ毎月1回のテンポで研究会をもち、本稿執筆時点(91年2月)で、4回の研究会を重ねて来ている。

このプロジェクトは、80年代に世界的な潮 流となった政府の産業・企業に対する規制緩和 の実態とその労働者, 国民への影響を明らかに するとともに, さらにはそれに対する経済民主 主義の立場からの提言をも示すといった, 大変 大きなテーマを課題としている。その範囲は広 げればきりがないほど大きくなって行くが、差 し当たり2年間の中期のプロジェクトとして, 81年にスタートした臨調行革以来, すでに 10年間を経過している我が国の規制緩和問題 の総括といったところに焦点を絞って行きたい と考えている。サッチャー、レーガン、中曽根 といった体制側のその主役達は退陣したものの、 その思想, 政策は今日もなおその後継者たちに 引き継がれ、大きな影響を及ぼしている。もち ろんこの規制緩和政策については、その時々に 実践的な立場からの対応はなされて来ている。 しかしながら, 規制緩和のもつ大きな意味の根 底にまで掘り下げた理論的, 総括的な批判が十 分になされて来たとはいい得ないのが現状のよ

うに思える。したがって、規制緩和の国際的な 背景を踏まえるとともに、思想的な基盤にまで メスを入れ、それと対置さるべき経済民主主義 の政策的提言の基礎を理論的に構築することは 労働運動、住民運動の側の緊急の課題になって いるように思える。

幸い当プロジェクトチームには多国籍企業の 民主的規制をはじめ, 多面的に経済民主主義の 問題と取り組んできている権威の儀我壮一郎教授 を中心に,各分野の中堅研究者の参加を得るこ とができたので、その成果は期待できるものと いえよう。いまそのメンバーを紹介すると、相 田利雄(産業政策),青木俊昭(流通論),木 元錦哉 (経済法), 桜井徹 (公企業論), 斎藤 正(金融論),福島久一(中小企業論)そして 筆者(企業分析)の合計8名からなる。労働関 係の研究所としては異色の学際的顔触れといえ よう。これも、今日の労働運動に課せられた課 題の総合性から必然的に求められたものといえ よう。いずれ研究の進んだ段階では、労働運動 プロパーの研究者や実践家からのヒヤリングや 討論なども行い, 研究の成果を煮詰めて行くこ とが必要になるものと思われるが、差し当たっ てはそれぞれのメンバーのこれまでの研究の中 からの問題提起を中心に進めているのが現状で ある。然上は別の中国本作品を経過過度に対

第2回研究会(10月23日)では、たたき 台として経済企画庁編『規制緩和の経済理論』 を取り上げ、青木俊昭氏の報告を中心にその批判的検討を行った。これは南部鶴彦(学習院大教授)を座長とする近代経済学の学者グループの研究成果であるが、規制緩和の現実が先行しているのを理論的に後追い、「合理化」する役割を果たしているものと見られる。そのためアメリカから新しい「コンテスタビリティの理論」なるものを借りて来ているのであるが、これは本国のアメリカでもその実証性が問題となっているもので、つまるところ独占の活力の強化を目指すものに外ならないということが問題になった。これに対しては、「規制か競争か」を二者択一的に問うのではなく、国民主権の立場からその新しい再編を考えるべきとの方向が確認された。

第3回研究会(12月4日)では,斎藤正氏 による「金融自由化・規制緩和」をテーマとす る報告が行われた。その内容は米,英,日本各 国の金融制度改革の動きをフォローしながら. 金融自由化の影響とその問題点を解明するもの であった。アメリカについては、レーガン政権 下,産業の競争力の回復のための金融業の規制 緩和は,結局,中小銀行の倒産,金融機関の上 位集中化を促進し,「非効率な」小口預金者の 締め出しの動きとなっていること, 日本でも効 率化,同質化の推進が中小向け等専門金融機関 制度のなし崩し的崩壊をもたらしつつあること. 大銀行による中小企業,消費者金融への支配の 強化をもたらしつつあることが明らかにされ、 行政主導による自由化への誘導政策に対して. 金融の公共性の立場からの規制論の必要が問題 となった。また,金融共闘などにみられる労働 運動の前進とその現状が問題になった。

第4回研究会(91年1月29日)では、桜 井徹氏による「国際的視野からみた民営化問題」 の報告が行われた。ここでの論点は、①民営化

と規制緩和の区別と関連という概念上の問題. ②同じ民営化でも、ヨーロッパと英米=日本と の間には質的な違いがあるのではないかという 問題, ③民営化の目的, 背景はなにか、そして ④「あるべき公企業」のために解明さるべき論 点の整理などが問題となった。そして宇沢弘文 =社会的共通資本論,宮本憲一=社会資本論な どとともに「民主的経営」の概念が問題となっ たが,民営化攻撃に対して,公営化,国営化を 機械的に提起するのではなく, 民主的規制の追 求が重要であることの確認がなされた。なお. 筆者個人としては, ソ連東欧の社会主義国にお ける自由化, 市場経済化の問題を踏まえ, 市場 経済と民主主義の問題の原理的解明と,独占に 対する民主的規制の問題を経済民主主義論のな かにどう位置づけるかが重要になるものと思っ ている。

次回3月7日の,第5回の研究会には,福島 久一氏の「大店法問題」が予定されているが, 一通りそれぞれの専門分野からの問題提起が終 わった後,運動論的立場とのすり合わせをした 上で,体系化の作業ということになろうが,完 成の暁には規制問題についての初のまとまった 研究となることを目指している。本誌読者の皆 さんからのご意見,ご提言を期待するものであ る。

(監事・法政大学教授)





R・ビーン編著

法政大学日本統計研究所伊藤陽一、杉森滉一他訳

『国際労働統計』

―手引きと最近の動向―

山田 貢

- もっとも包括的な

国際比較の研究書 --

本書は、"International Labour Statistics, A Handbook, Guide, and Recent Trends" Ed. by R. Bean, 1989 London & New York の翻訳である。編著者のR. ビーンはリバブール大学の上級講師であり、他の6人の著者もイギリスの研究者である。

本書の目的は2つあり,第1は統計の国際比較にともなう固有の困難 — 統計数字の解釈の際の落とし穴についての説明,第2は,過去 $10\sim15$ 年の国際的傾向を明らかにすることである(第I部)。第1章総論のあと,2章から9章までは,各分野の労働統計についての各論である。最後に国別の最近数年間の主要労働統計があげられている(第I 部)。

労働統計の分野ではILO(そして戦後にはOECDも加わって)が中心になって、早くから国際比較が可能になるような、統一された統計の作成が追求されている。しかし、実際には各国それぞれの統計調査の歴史の違い、調査環境の違いがあって、われわれが気楽に国際比較できるような労働統計を得ることは、不可能に近い。そこで、定義や調査方法の相異による統

統数字の意味(その数字が一体,現実の何を現 わしているか,何を現わしていないか)を十分 吟味することが,できるだけ正しい国際比較の 前提条件である。本書は,労働統計の国際比較 の分野における,今までのもっとも包括的な研 究書であることは疑いない。

一 油断できない定義の問題 —

以下では、ポイントになる定義上の相異について、2、3紹介しよう。

日常的に人々がよく使う易しい言葉は、とかくその厳密な定義が見過されがちであるが、ここに一つの落とし穴がある。例えば、生産年齢人口は通常は15~64歳とし、ほぼ統一されているが(それでも下限が14歳とか、上限が74歳の国がある)、労働力人口(あるいは経済活動人口)となると、かなり定義の違いが現われる(第2章)。それは就業者と失業者の合計であるが、その定義次第では、無視できない喰い違いが生ずる。なかでも失業者の定義は、もっとも議論のあるところである(第3章)。

1982年にILO, OECDでは失業者を 次のように定義した。現在有給の仕事(自営を 含めて)がなく,就業が可能であり,具体的に 求職活動をしている(調査時点で求職活動をし ていなくても,それ以前の求職活動の結果待ち を含む)という(いわゆる労働力調査方式) 有名な3要件であるが、これらを実際に調査する段階になると、様々なあいまいさがつきまとってくる。したがって、一応この定義通りに調査したとしても、結果の信憑性には精粗がでてくる。これを失業率(失業者/総労働力)にすれば、分母の問題(例えば軍人を入れる、入れない、学生、無給家族従業者、家事従業者の判定など)も加わって、失業率の国際比較はかなり限定的なものになる。

定義上の問題でもう一つ例をあげると、労働組合統計がある。この場合、労働組合とは何か、その組合員とは何かが、まず問題になる(第8章)。ウェッブの有名な定義「労働組合とは、労働者の生活条件を維持するあるいは改善することを目的とする賃労働者の継続的団体である」が紹介されているが、継続的とか、いわゆる経済状態を改善する、賃労働者等々の言葉にも、あいまいさがつきまとう。例えば俳優や音楽家の組合をどう扱うか、自営業の就業者を組合員資格をもつものとして扱うか否か、政治活動と経済的活動との境界などの問題がでてくる。

これに対して、ベインとブライスの「雇用者の組織であって、その加盟者の仕事上の利害を使用者に対して、また場合によっては国家に対して代表するが、使用者にも、国家にも支配されていない組織」という定義が紹介されているが、これでも明白というわけにはいかない。「使用者にも、国家にも支配されていない組織」を具体的にどう判断するかは、学問的にいって、大きな争点となろう。さしずめ、日本の労働組合について指摘されているような、候補者や、投票行動が実質的に使用者に管理されているような労働組合をどう判定したらよいかといった問題すらでてくる。

また,組合員についても,例えば組合にと

っての政治的都合が反映しないとはいえない。 組合費の納入者を組合員とするといっても,下 部組織が財政上の都合によって,必ずしも正確 に報告するとは限らないからである(これは調 査過程の問題)。また,退職した組合員で組合 員として残留している者,パートタイム労働者, 管理人,家事使用人等を組合員になり得る者と するかどうかは,組合組織率の計算に大きな影 響を与える。

- 国際比較の難しさ -

国際競争の激化のなかで、労働条件の国際比較が、単に労働者側にとって重みを増しているだけでなく、使用者側にとっても無視できなくなっている。従来は、使用者側はとかく都合のよい数字だけを強調する嫌いがあったが、あくまでも客観点な数字で比較をする必要にせまられている。その意味で、労働費用と、労働時間の問題をとりあげておこう。

労働費用はいわゆる賃金のほかに、社会保障支出の使用者負担分、職業訓練費、福利サービス等を含む。本書(第6章)では、賃金、その他の使用者負担の社会的費用、労働訓練費などを含めた労働総費用を年平均の為替レートで換算し、さらにイギリスを100とした比較を試みている。

日本の場合製造業における時間賃金は1971年に73であったものが1984年には132,時間当たり総労働費用はそれぞれ69,109(1986年の試算では129)となっている。これを為替レート換算ではなく、いわゆる購買力平価で考えると、様相はまったく変わる。OECDの計算によると、1985年の英国ポンドに対する日本の為替レートは306円であるが、購買力平価は391円である。後者を前者で割ってみると、日本は28%も物価水準が高

いということになる。労働費用の問題として考える場合,為替レートと購買力平価のどちらを 用いるべきなのか。

ところで. 労働生産性を考慮した産出物単位 当たり労働費用はイギリスを100として日本 は41 (1980年) で断然低い。日本の総労 **動費用は購買力平価ではほぼイギリスなみ。し** かし、労働生産性の高さ(1980年において イギリスを100として、日本は196で約2 倍)で、段違いの競争力を誇る原因となって いる。ということは、資本と労働との取り分と いう意味では、イギリスのみならず、他の先進諸 国と比べても、日本は前者に厚いということを 間接的に証明していることになると考えてよい のかどうか。なお、賃金以外の労働費用の内訳 が示されていないが、時間当たり賃金に対する 比率でみると、1984年で日本は18%で、 アメリカ36%, フランス, 西ドイツ、イタリ ア, オーストリア, オランダなどの80~90 %に比べて格段に低いことに注目すべきである。

さて、労働時間については(第7章),他の 労働統計に比べて、国際比較がすすんでいる分 野といえよう。これについては、実労働時間 (所定労働時間と時間外労働および短い休憩時間)をとるか支払い労働時間(年休や有給の病 気休暇等を含む)をとるか、調査範囲(企業規 模,産業、労働者の種類等),調査期間,回数 などの違いで、かなり結果が左右される。

しかし、近年OECDを中心に、年間の実労働時間が統一的に測られるようになり、少なくとも、製造業については実態に近い国際比較が可能になっている。もはや周知のことであるが、日本の労働時間はヨーロッパに比べて、年間 $400\sim500$ 時間、アメリカに比べて200時間ほど長い。

ここからいえることは, 就労者一人当たりと

か,雇用者一人当たりという国際比較は,賃金 はもちろんのこと,国民所得なども含めて,限 られた意味しかもたないということである。

- 統計の吟味について

重要な論点を提示 --

社会統計学の分野では、統計の利用の基礎は、 その真実性の検討にあるという考え方がすでに 確立されている。蜷川虎三はそれを統計の正確 性(事実を正確に語っているかどうか)、信頼 性(対象の規定が理論的に正しいかどうか)に 分けて論じたが、本書では、それらを定義の吟味、調査の仕方による統計の歪みという形で、 各国の労働統計を比較し、大きな成功を納めて いる。今後、労働統計の国際比較を行う際には、 不可欠の基本的文献であることは間違いない。

しかし、統計の利用の現状をみると、こうした点に十分考慮を払っているとは思われないものがみられ、とくに、計量経済学では、数学的モデル分析に眼を奪われ、統計の吟味批判は手薄で、計算結果の意味も判然としないと思われるものが多い。本書は、こうした傾向に対して、頂門の一針となろう。

本書の目次

第 I 部 労働統計利用のガイド

第 1 章 国際的にみた労働統計

第 2 章 労働人口と就業

第3章失業

第 4 章 賃金と収入

第 5 章 消費者物価

第 6 章 労働費用

第 7 章 労働時間

第 8 章 労働組合員

第 9 章 労働争議 (第Ⅱ部は省略)

(大東文化大学教授)

(梓出版社刊, 1990年)

高橋祐吉著『企業社会と労働者』

内山哲朗

(1) 本書は、「現代日本における企業社会の本 格的な検討」(243ページ)への展開を意 図しつつ, ≪企業社会・労働者・労働組合≫ の現状況における日本的特質を把握するため にこれまで書かれてきた諸論稿を整理・配列 したものであり、前著『企業社会と労働組合』 (労働科学研究所, 1989年)の直接の 「続編」をなすものである。著者によれば, 前著が「労使関係と労働組合の生態」に焦点 があてられたものであるのにたいし,本書は 「労働市場と労働者の生態」に関心が向けら れている。この両者の分析の総体として「企 業社会の構造」の実態を描き出そうというモ チーフである。以下では、本書の構成を念頭 に置きつつ,本書の有する意義と今後の課題 について,若干のコメントを試みたいと思う。 (2) 本書では、70年代から80年代にかけて の経営環境の変化・社会構造の変化が「企業 社会の変貌」をもたらしたとして、「企業社 会の変貌」の諸態様を「労働市場の変貌」に 象徴させつつ説き明かしている。そこで取り 上げられているのは、①終身雇用慣行の崩壊, ②中高年労働者の雇用問題, ③ME技術革新 の影響, ④パート雇用問題, ⑤サービス産業 における雇用問題,⑥労働政策の動向,とい った諸テーマである。現代日本の労働者の存 在状況を把握するにはいずれも不可欠の検討 課題である。そしてそれへの取り組みは、現 代日本の企業社会への無批判的な讃美を排し、

企業社会の全体像を批判的に吟味することによってそこで進行している矛盾を剔抉し、企業社会を相対化しうる営みがいかにして可能となるのかを執拗に探ろうとする、著者の基本的な姿勢からなされている。

ここで提示された論点は広範多岐にわたるが、それぞれの論点についての分析は目配りのよくきいたものであり、現代日本の労働者が抱えている問題状況が「可能な限りリアルな現状認識」として具体的に示されている。その意味で、本書は、最近10年間ほどの日本の労働者を取り巻く環境条件の変化を克明に記述し、その条件変化を主導する企業論理のまえで日本の労働者たちがさしたる有効な対抗的手段を講じることができずに翻弄されるさまが著者の理論構図にもとづいて生々しく描かれているのであり、現代日本の労働問題の諸相を学びとるための格好の素材を提供しているといってよい。

(3) 本書の有する以上のような意義を踏まえた うえで、そしてまたそれを積極的に活かした いという観点にたって、著者の論理構図に関 する若干の論点を提起しておきたい。いまこ こにいう「著者の論理構図」とはもちろん評 者が理解しえたかぎりでのものにしか過ぎな いのだが、章を追って読み進むうちに、論の 構成上の特徴的な点に気付かされる。それは、 各章の末尾にしばしば「日本の」あるいは 「企業別の」労働組合への批判と労働組合の 果たすべき役割への期待がなされて考察が締め括られていることである。

こうした論理の運びは,本書『企業社会と 労働者』が前著『企業社会と労働組合』の 「続編」である以上, また「企業社会」が 「企業権力による物的・イデオロギー的支配 を基礎にしつつも, 内部化され企業リスクを 負わされた労働者がその支配を『受容』する ことによって形成される疑似『共同体』的な 諸関係」(208ページ)として規定される ものである以上、さらにそうした「労働者」 たちの組織としての「日本の」「企業別の」 労働組合の機能様式が産業構造・社会構造の 変動にたいする経営サイドのほとんど制約さ れることのない「得手勝手な」対応を支えて しまっている状況が存在する以上, しごく当 然のことであるというべきかもしれない。あ るいは,「企業社会と労働者と労働組合」 (245ページ)の現状況をリアルに認識し てこそオルタナティブの提示もはじめて可能 となるとするならば、「ヒューマンウェア」 を傷つけることに頓着しない現代日本の「企 業社会」の実態の描出にまずは力点が置かれ るべきだということかもしれない。

だがしかし、本書の文脈につくかぎり、 「日本の」「企業別の」とりわけ大企業における労働組合への期待と批判は、競争主義的 再編をたえず押し進めていく「企業社会」の もとで翻弄され続けている労働者たちを取り 巻く状況の具体的な描写に比して、やや抽象 的な印象を残しているように思われるのであ る。いくつか例をあげてみよう。

①日本的雇用慣行,とりわけ「終身雇用慣行のなしくずしの溶解」が強調されたあとで次のように述べられている。「現代日本の企業社会を人間的な世界に改革していく……鍵は

やはり依然として労働組合にあり、そこでの 新たな雇用戦略の構築にかかっているという べきであろう」(27ページ)。

②労働者の高齢化問題の総括として次のような叙述がみられる。「高齢者就業シナリオを組合政策の基軸に据えることによって、大企業の早期引退シナリオにチャレンジしていくこと、そうした営みによってのみ、労働組合は21正紀の高齢社会においても労働者の拠点として生き続けることが可能となるのではなかろうか」(80ページ)。

③80年代に結晶した労働立法の意味を 「企業社会の変貌」との関連で解読した最後に, 結語として労働組合の展望が語られている。

「無規定的な『弾力化』を生み出した日本型 ネオ・コーポラティズム体制を支配構造の基 軸にした、ポスト・フォーディズムへの蓄積 体制の調整は、産業民主主義を著しく形骸化 させ、フロー化した労働力の使い捨てを生み 出す危険性をはらむとともに、非弾力的な存 在たらざるをえない市民社会との軋轢をさら に深めていく可能性も大きい。新たな蓄積体 制の限界は、市民社会を基盤とした企業国家 に挑戦するニュー・ウェーブの労働組合運動 の登場によって明らかにされることになるだ ろう」(236ページ)。

ここにあげた①~③の叙述例は,「労働組合の新たな雇用戦略」への期待,「労働者の拠点」たるべき「労働組合」への期待,「ニュー・ウェーブの労働組合運動」への期待を各個別論点にかかわる分析・考察の文脈のなかで表明したものであると理解することができる。

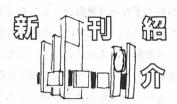
しかしながら同時に,「日本の」大企業に おける「企業別の」労働組合にたいするきわ めて厳しい批判が著者によってなされている ことにも注意すべきであろう。それは、「企業社会の変貌」をもたらすような労働市場の構造的変動にともなう労働諸条件の改編にたいして、労働組合がその規制力を著しく欠いているとして、本書の各所で繰り返し強調されていることに端的に示されている。こうした労働組合における規制力の不在の指摘に関して、もっとも痛烈なのは次のような評価である。

④ME技術革新の展開を批判的に吟味したあとで、著者は以下のように述べている。「ME技術革新によってもたらされる高い生産力を非人間的な労働の改革のために活用し、競争主義的であるために多数の労働者にとってもリスキーな構造となっている労働生涯を安定したものへと改編していくことによって、経営主導で展開されるME技術革新のもつ敵対的な構造を職場から解体していくこと……。 / もっとも、こうした課題が『日本的労使関係』を支えるわが国の企業別組合にどこまで担いうるものであるのかといった問題は、別個に論じなければならない深刻なテーマである」(120ページ)。

この④の叙述はなるほどME技術革新の現時点展開の帰結を摘出するなかでのものではある。とはいえ、先にふれた規制力の不在の繰り返しの指摘と併せて理解しようとするならば、「協調的な企業別組合のビヘイビア」全般への決定的な批判を表出したものと受け取って大過ないであろう。

(4) さて問題は、著者が示しているような一方での労働組合への期待と他方での労働組合への批判が両立するためには、両者をつなぐ論理的な回路が必要とされるという点である。すなわち、日本における大企業の企業別組合がなにゆえにかくも規制力をもちえないのか、また、これほどまでに競争受容的であるにも

かかわらずなお労働組合として存立しうるの はなぜなのか (ここでは、労働組合組織率の 低下の問題にはふれない)といった,いわば 労働組合の原理的評価に深く関わる問題への あらためての解答の模索を提示することなく 期待の表明を並存させるとすれば、その期待 は著しく外在的なものとならざるをえないの ではなかろうか。なぜならば、いかに「協調 的な労働組合」であるとしても, それを構成 している組合員からすれば相変わらず労働組 合として認知せざるをえないからである。言 い換えれば、どのような規制力をどのように 発揮しうるのかの内在的な条件の論理的・実 在的な可能性の提示を欠くことになれば, 労 働組合への期待と批判とを接続させる回路も 鮮明にされることはない、ということである。 (5) ここに述べた接続回路の探求はしかし、 ひとり著者だけに負わせるべき課題というよ り, 評者も含め現代日本の労働問題に関心を 寄せる者が等しく共有しなければならない課 題だというべきである。労働組合への期待と して著者によって指摘された論点は, たんに 運動のポリテイクスに委譲されて済む問題で はなく、すぐれて思想・理論にかかわる原理 の問題として再構成される必要があるであろ う。日本の「企業社会」からの自立を構想し ようとする原理には、その構成次第では、労 働組合・産業民主主義の本質における自己止 揚までカウントしなければならないほどの射 程が含まれていかざるをえないように思われ るのである。すでに紙数も尽き、著者のいう 「人間としての労働者の視点」など検討して みたい論点も多く残したままになってしまっ た。他日を期したい。 (工学院大学講師) (労働科学研究所出版部刊, 1990年)



藤本 武 著 『国際比較 日本の労働者

- 賃金・労働時間と労働組合 - 』

わが国の労働と生活条件について国際的な関心が高まっている。フランスの代表的な新聞である『ル・モンド』紙は、富める国日本についての特集記事をくみ、「企業の繁栄と生活条件の不安定性との落差が広がっている」と報じている(90年9月18日付)。同紙は、さらに過労死(Karoshi)とぽっくり病(pokk - uri byo)について長大の論評を載せ、欧米諸国には例をみない長時間労働と近年の時間延長傾向とをその背景として指摘している。(同年11月24日付)。

藤本先生による新刊書は、日本の労働条件、なかでもとりわけ重要な賃金と労働時間をとりあげ、さらに、労働条件を引き上げるうえで必要な労働組合の組織率とストライキの動向について、国際比較をおこなったものである。日本の労働時間をめぐってもっとも大切な問題について国際的な視野から論じたといえよう。

本書は、すでに多くの読者をえた『国際比較日本の労働条件』(84年)に較べていくつかの特徴をもつ。まず、労働条件を賃金と労働時間の2つに絞りこんで、たち入った検討を加えている。これまであまりとりあげられることのなかった労職別、学歴別および職階別の賃金格差や労働時間格差について独自の節を設けて実証していることは、そうした絞り込みの成果である。さらにストライキについて88年まで

あとづけ、しかも、組織率と団体交渉の型についてあらたにとりあげている。女性労働者の組織率も、そのひとつである。

著者は、日本の賃金と労働時間を大幅に改善 していくためには、国際的にもストライキの少 なくなった状況からの脱却なしに考えられない、 といわれる。

本書は、著者によると学術書ではないという。 しかし、各国および国際機関の基本統計を丹念 に利用することはもとより、労働問題研究の古 典や現状分析の書として国際的にも評価の高い 成果(たとえば、ドレイク『労働組合における 婦人』本書227ページなど)を使われている。 労働時間や生活時間、女性労働あるいは不安定 就業などについての欧米の研究者による国際比 較が、近年さかんにおこなわれている。しかし、 そうした学術上の成果でさえ、藤本先生が目配 りされておられるほど多くの国々を対象にする ものではない。このように考えると本書は、形 のうえでこそ学術書ではないかもしれないが、 その内容からして国際的にも水準の高い研究書 といえよう。

たくさんの人たちに読まれることをすすめたい。

(三富 紀敬・常任理事・静岡大学教授) (新日本出版社刊・2,900円)

行財政総合研編 『外国人労働者の人権』

本書は監修者,本多淳亮教授の「序」と「まとめ」以外に3部から成っている。 I 「日本でおこっている問題の性格」, II 「外国人労働者をめぐる法的諸問題」, III 「欧米諸国の外国人労働者問題」,である。

Iでは、「不法就労の増加と行政の対応」「不法就労と人権侵害」「建設現場における外国人労働者の実態」「アジア出稼ぎ女性問題」「外国人労働者受け入れ論議の問題点」「日本社会の閉鎖性と異文化」が論じられる。Ⅱでは、「国際条約・国際法上の問題」「出入国管理制度と改正入管法」「定住外国人の人権問題と外国人労働問題」「外国人船員の導入と労働保護政策」「外国人労働者の権利救済上の問題点」が論じられる。Ⅲでは、イギリス、アメリカ、西ドイツ、フランス、イタリア、EC諸国の外国人労働者問題が論じられている。このように、やや盛り沢山の感があるが、いろいろと学ぶべき点も多い。

本書の特徴は,「序」にあるように,外国人 労働者問題のうち,とくに人権問題に焦点を当 て, 「出発点とすべき基準原理」として「日本 人と同様人権を守らねばならぬ」としていると ころにある。外国人労働者, とくに不法就労者 の人権保障を妨げている諸悪の根源として,公 務員(労働基準監督署,職業安定所等)の通報 義務が多くの箇所で言及されている。人権保障 を優先させようとすれば, その対策は指摘され ているように,東京都その他の自治体でとられ ている通報義務の停止であり,国の機関でも同 様の措置が望まれる。また, 立法論としては, 指摘されているように, 権利救済がなされるま での間は,退去強制の猶予や在留特別許可など の方法による在留を認める措置をとらなければ、 ブローカー・リクルーターの活動を抑制し、人 権救済の道につながる可能性がないことは確か である。日本政府は「取り締まり中心主義」を とっているが, 国際的労働力移動は経済法則で あって、法律をもっても止められるものでない ことが認識しなければならない段階に来ている。 このことは、政府・財界が中小零細企業の要求におされて、「単身、有期(2年または3年)のローテーション・システム、あるいはプロジェクト型による、外国人労働者を人としてではなく労働力としてのみ受け入れる」方向をとろうとしており、労働省が「外国人研修生受け入れ拡大基本構想」を決定したことにもうかがうことができる。ただし、この場合労働力の担い手が「人間」であることが、相変わらず忘れられている。

確かに、われわれは、人権差別撤廃条約、ILO118、97、143号条約等の早期批准、新しい統割専門機関の設置、各自治体における専門官の配置を要求していかなければならないしかし、本書を読んでいて感じたことは、不法就労外国人労働者の人権侵害の放置の土台として、日本社会(定住外国人も含む)での人権侵害の放置があるのではないか、ということである。問題の背景として、日本社会の閉鎖性および日本の労働社会の後進性(不安定雇用者の差別、労組内差別)が問われているのではないか、ということである。そうであるとすると、日本社会に地殻変動を起こすような運動が必要であるということである。多くの人に読んでもらいたい問題提起の書である。

(松林 和夫•群馬大学教授)

レスター・R・ブラウン編著 ワールドウォッチ 『 地球白書 』 ′ 9 0 ~ ′ 9 1

『労働総研ニュース』№10の巻頭言「地球環境問題と労働組合運動」の中で、私は、本書の前号1989年版が「1989年をふりかえった歴史家は、この年を、環境とそれに対する人々の関心が大きく変化した年と位置づけるか

もしれない。」と書き出していることを指摘した。本書は、その後90年9月に発刊されているので、新刊とはいえないかもしれないが、「第1章 成長の幻想 — 環境が経済を規定する」の最後に「1989年には改善への決意が得られたが、実質的な改善はほとんど見られなかった。……もし世界が改善への決意によってもたらされた機会を機敏に捉えなければ、地球環境の持続的悪化はいずれ経済の衰退を導くだろう。」とのべている。

アメリカによって湾岸戦争の火蓋が切られて から、イラクのフセイン大統領が乱暴にもペル シャ湾に原油を流出させたり、油井に点火した りしたことに対して、アメリカのブッシュ大統 領が「環境破壊テロだ」と大声を張り上げた。 しかし、従来1989年11月オランダのノー トバイクで開かれた「地球温暖化対策環境相 会議」などで地球環境破壊を防止しようとする オランダをはじめとする西ヨーロッパ諸国の提 案に経済成長優先の考え方から強硬に反対して きたのはアメリカの政府・財界であり、日本の 政府・財界はこれに追随してきたことを忘れて はならない。本書は、第1章につづいて「第2 章 地球温暖化 一 いかにして炭素排出を削減 するか」「第3章 農業用水 一 基本的資源の 希少化に備える」「第4章 食糧供給 ― 世界 人口を養うために」「第5章 海面上昇 一 陸 地面積の縮小に対応する」「第6章 大気汚染 一 クリーンな空気を取り戻す」「第7章 自 動車 一 小さな惑星の乗り物」「第8章 貧困 撲滅 一 環境危機を克服するために」「第9章 経済転換 一 剣を鋤に打ち直す」「第10章 持続可能な社会 一 2030年に向かって」 となっている。熟読玩味してほしいと思う。

(黒川 俊雄・代表理事・慶応大学名誉教授)

(ダイヤモンド社刊・2,800円)

大西勝明・大橋英五著 『日立・東芝 ー ハイテク摩擦 に直面する電機メーカー』

今や電気機械工業は「経済大国」日本の中でも最大にして最強の産業である。中でも日立・東芝はトップを争う"総合電機メーカー"である。本書はこのいわば2大巨人の頭のてっぺんからつま先まで、そのすべてを観察しようとした非常に興味深い書物である。つまり本書はこの世界的巨大企業の事業、財務、管理、利潤、さらには労働者状態に至るまでを分析し、さらにはその「変革への期待」をこめて書かれている。本書は全12巻からなるシリーズ「日本のビック・ビジネス」のうちの1冊である。

ところで今日「産業の米」といわれる半導体の生 産をはじめ情報機器の生産をおこない世界の最 先端をいくこの2大企業は、利益の点でもすご いものがある。すなわち東芝の場合、資本合計 に対する留保利益の割合は1970年代には9 %台にすぎなかったのに86年以降ではなんと 20%以上にも上昇している。もともと割合が 高かった日立に至っては86年以降30%以上 に達している。だがこのようにべらぼうな利益 を上げているこれら2大巨人会社で働く人々の 状態はどうか。日立では85年から87年には 3,000人も削減され、しかも残った人々には 長時間・過密労働と過労死が待っていた。 東芝 ではこの25年間に売上高, 有形固定資産は 10 倍以上に増加しているが従業員数はほとんど 変わらない。労働強化がここでもますますきび しくなっている。さらにこうした巨大企業の下 に連なる下請企業や派遣労働者が犠牲になるこ とによってこうした巨額な利益をささえている。

わが国の民間巨大企業については、私達はとも すると新聞広告やテレビコマーシャルなどから その虚像を植えつけられ、そうした眼でしか見ていない場合が多いのではなかろうか。本書はそうした虚像を非常にやさしい文章で吹き払ってくれ、正しい眼を養ってくれる好著である。

(加藤 佑治•常任理事•専修大学教授) (大月書店, B 6 判• 1,4 0 0 円)



第3号の主な内容

〔巻頭論文〕

1 兆 3 0 0 0 億円と国民生活 …… 安藤 実

了 働 選 遊 窓 合 健 第 働 智

≪女性労働と今日の政策課題≫

育児休業問題と日本の労働者 …… 平井浩一

欧米における働く女性と保育家族政策 ……………… 三富紀敬

看護婦闘争の当面する課題 ……… 吉津佳代子

男女平等社会をめざす生活費・生活時間予備調査… 女性労働研究部会

労働組合の女性調査について ……………… 中島晴代

[国際・国内動向]

インド労働運動について ……………… 岸本直美

青年問題について ………………………… 小林宏康

(題はそれぞれ仮題)

ほかに、プロジェクト・研究部会報告、書評、新刊紹介など

 $\Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow$

発行予定日 1991年6月15日

第2号をお届けします。巻頭の米田論文は、前号の特別企画「激動する世界と日本経済の動向」における論点を受けながら、独自の日本経済論を展開しています。本号の特集「現代日本の生活と労働者」は「人間らしく働く」ことにむけて組合がどのような要求を掲げて前へ進むべきか、生活時間論をはじめ住宅問題などの領域から迫ります。また、失対制度廃止攻撃に対抗して労働者の闘いの道をしめした江口論文も掲載しました。国際・国内動向の欄は多彩な問題を前号と同じく扱っています。組合の国際部や調査部の方々に登場していただきました。春闘の動きが伝えられるなか、おおいに活用されることを期待します。 (K・M)

労働運動総合研究所 (略称·労働総研)

〒114 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ4F 電話 03 (3940) 0 5 2 3 FAX 03 (5567) 2 9 6 8

労働総研クォータリー 第2号 1991年3月15日発行

編集•発行 労働運動総合研究所

〒105 東京都港区新橋6-19-23 平和と労働会館6-F

TEL # 5 (FAX 03 (5472) 5780

印 刷 有限会社 なんぶ企画

〒112 東京都文京区小石川3-33-6

TEL 03 (3813) 9163

FAX 03 (3813) 9162

頒 価 1 部 1,000円 (郵送料 210円)

定期購読(年4冊分) 4,000円 (郵送料含む)

振 替 東京 4-191839

いま好評の書



「ボケないで、元気に 脳は中年からでも鍛えられる 長生き」の秘訣!

寺田公明 定価1200円

熟年期を積極的に 生きる知恵!

若月俊

定価1300円

45歳から老化をふせぐ

過去·現在·未来

豊かな社 会日本 渡辺治 明快な分析 ロングセラー 定価2500円 の構造

> 未来に向かって、歴史は最良の教師だ。 ●嵐は強い樹を育てる



緊急出版.!!



水島朝穂 (一橋大学教授) (弁護士) 鷲野忠雄

(朝日新聞編集委員)石川真澄

なぜ、小選挙区制の導入なのか、 「選挙制度審議会答申」を読む 小選挙区制で日本の政治はどうかわる

ドイツの選挙制度と政党法 自民党「政治改革基本要綱」を読む 討論=政治改革と国民の選択

小選挙区 比例代表制

川人 博 *ゆとり、社会実現のための実践書

増刷出来 定価1400円

岡村親宜 「KAROSHI」に関する法律実務書

補

定価4000円

活

定価1500円

住宅、原子力、 教育費、水資源

特殊法人 現場からの提言

定価1500円

立山学/特殊法人労連編

〒112 東京都文京区目白台2-14-13

労働旬報社

.03(3943)9911 FAX.03(3943)8396